

第九十五回国会 行財政改革に関する特別委員会議録 第二号

昭和五十六年十月八日(木曜日) 午前九時一分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 小淵 惠三君

理事 藤波 孝生君

理事 佐藤 敬治君

理事 山口 鶴男君

理事 大内 啓伍君

理事 天野 光晴君

理事 臼井日出男君

理事 加藤 六月君

理事 木野 晴夫君

理事 齋藤 邦吉君

理事 塩谷 一夫君

理事 竹下 登君

理事 中村喜四郎君

理事 橋本龍太郎君

理事 三原 朝雄君

理事 沢田 広君

理事 湯山 勇君

理事 鈴切 康雄君

理事 岡田 正勝君

理事 寺前 巖君

理事 小杉 隆君

出席國務大臣

内閣總理大臣 鈴木 善幸君

法務大臣 奥野 誠亮君

大藏大臣 渡辺美智雄君

文部大臣 田中 龍夫君

厚生大臣 村山 達雄君

農林水産大臣 亀岡 高夫君

通商産業大臣 田中 六助君

運輸大臣 塩川正十郎君

郵政大臣 山内 一郎君

理事 海部 俊樹君

理事 三塚 博君

理事 安井 吉典君

理事 正木 良明君

理事 小里 貞利君

理事 梶山 静六君

理事 佐藤 隆君

理事 塩谷 潤君

理事 渡谷 直藏君

理事 玉沢徳一郎君

理事 丹羽 雄哉君

理事 松永 光君

理事 上原 康助君

理事 森井 忠良君

理事 横山 利秋君

理事 平石藤作太郎君

理事 米沢 隆君

理事 正森 成二君

出席政府委員

内閣法制局長官 角田禮次郎君

総理府人事局長 山地 進君

総理府臨時行政調査会事務局次長 佐々木晴夫君

警察庁長官官房長 金澤 昭雄君

警察庁刑事局長 中平 和水君

行政管理政務次官 堀内 光雄君

行政管理庁行政管理局長 佐倉 尚君

労働大臣 藤尾 正行君

建設大臣 斎藤滋与史君

自治大臣 安孫子藤吉君

国家公安委員会委員長 官澤 喜一君

内閣官房長官 中山 太郎君

総務大臣 中曾根康弘君

行政管理局長 大村 襄治君

防衛大臣 大村 襄治君

北海道開発庁総務監理官 榎崎 泰昌君

防衛庁参事官 番匠 敦彦君

防衛庁防衛局長 塩田 章君

防衛庁経理局長 矢崎 新二君

防衛庁装備局長 和田 裕君

防衛施設庁長官 吉野 実君

防衛施設庁総務部長 森山 武君

防衛施設庁総務部長 吉野 良彦君

防衛施設庁総務部長 井川 博君

防衛施設庁総務部長 谷村 昭一君

防衛施設庁総務部長 田中誠一郎君

防衛施設庁総務部長 宮本 二郎君

防衛施設庁総務部長 山崎 圭君

防衛施設庁総務部長 美野輪俊三君

防衛施設庁総務部長 福島 量一君

防衛施設庁総務部長 柴田 啓次君

防衛施設庁総務部長 寛 榮一君

防衛施設庁総務部長 伊達 宗起君

防衛施設庁総務部長 柳 健一君

防衛施設庁総務部長 門田 省三君

防衛施設庁総務部長 高倉 建君

防衛施設庁総務部長 西垣 昭君

防衛施設庁総務部長 福田 幸弘君

防衛施設庁総務部長 篠原 忠良君

防衛施設庁総務部長 鈴木 勲君

防衛施設庁総務部長 榎崎 泰昌君

防衛施設庁総務部長 番匠 敦彦君

防衛施設庁総務部長 矢崎 新二君

防衛施設庁総務部長 和田 裕君

防衛施設庁総務部長 吉野 実君

防衛施設庁総務部長 森山 武君

防衛施設庁総務部長 吉野 良彦君

防衛施設庁総務部長 井川 博君

防衛施設庁総務部長 谷村 昭一君

防衛施設庁総務部長 田中誠一郎君

防衛施設庁総務部長 宮本 二郎君

防衛施設庁総務部長 山崎 圭君

防衛施設庁総務部長 美野輪俊三君

防衛施設庁総務部長 福島 量一君

文部省初等中等教育局長 三角 哲生君

文部省大学局長 宮地 貫一君

文部省管理局長 柳川 覺治君

厚生大臣官房長 吉村 仁君

厚生省社会局長 金田 一郎君

厚生省児童家庭局長 幸田 正孝君

厚生省保険局長 大和田 潔君

厚生省年金局長 山口新一郎君

農林水産大臣官房長 角道 謙一君

農林水産省経済局長 佐野 宏哉君

食糧庁次長 中山 昇君

通商産業大臣官房長 小長 啓一君

通商産業省産業政策局長 杉山 和男君

中小企業庁長官 勝谷 保君

運輸大臣官房長 角田 達郎君

運輸省鉄道監督局長 杉浦 喬也君

運輸省自動車局長 飯島 篤君

労働大臣官房長 松井 達郎君

労働省労働局長 吉本 実君

労働省職業安定局長 関 英夫君

建設大臣官房長 丸山 良仁君

建設省計画局長 吉田 公二君

建設省都市局長 加瀬 正蔵君

建設省住宅局長 豊蔵 一君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

自治省行政局長 大嶋 孝君

委員外の出席者

行財政改革に関する特別委員会 石川 健一君
調査室長

委員の異動

十月八日

辞任 直藏君

補欠選任 白井日出男君

同日 直藏君

補欠選任 白井日出男君

同日 白井日出男君

補欠選任 直藏君

理事安井吉典君同日理事辞任につき、その補欠として佐藤敬治君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
参考人出頭要求に関する件
行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案(内閣提出第一号)

○金丸委員長

これより会議を開きます。
この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。理事安井吉典君から、理事を辞任いたしたいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。
引き続き、ただいま辞任された理事の補欠選任を行いたいと存じますが、これは先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金丸委員長

御異議なしと認めます。よって、

さよう決定いたしました。

それでは、佐藤敬治君を理事に指名いたします。

○金丸委員長

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨の説明を聴取いたします。中曾根行政管理局長。

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中曾根國務大臣

ただいま議題となりました行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を申し上げます。
先般、政府は、行政の合理化、効率化を推進するとともに、財政再建に関する緊急な課題に対処する等のため、去る七月十日に行われた臨時行政調査会の行政改革に関する第一次答申を最大限に尊重し、速やかに所要の施策を実施に移すとの基本方針を決定いたしました。この基本方針に基づき、今般、この法律案を取りまとめ提出した次第であります。

この法律案は、同答申の趣旨にのっとり、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間、すなわち特例適用期間における補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を定めることを目的としております。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、特例適用期間における厚生年金保険の

保険給付に係る国庫負担については、現行の規定による国庫負担額の四分の三を基準として予算で定める額に減額して繰り入れるものとする。また、この措置により厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることがないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、減額分に相当する額の繰り入れその他の適切な措置を講ずるものとする。この旨を趣旨としております。

また、船員保険の年金たる保険給付等に係る国

庫の負担、国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合の長期給付に係る国または地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済組合の退職給付等及び農林漁業団体職員共済組合の給付に係る国の補助についてもこれと同様の措置を講ずることとしたしております。

第二に、特例適用期間における地震再保険に係

る事務費の一般会計からの繰り入れは、借入金のある年度を除き行わないこととしたしております。

また、自動車損害賠償責任再保険事業、自動車

損害賠償保障事業等の事務費の一般会計からの繰り入れについてもこれを行わないものとしたしております。

第三に、昭和五十七年六月から昭和六十年五月

までの月分の児童手当に係る所得制限額は、老齢福祉年金の受給者本人に係る所得制限額を基準として政令で定めるものとする。この旨を趣旨としております。

また、児童手当に係る所得制限により児童手当

が支給されない被用者または公務員であつて、政令で定める一定の所得未達のものに対し、第三子以降の児童一人につき月額五千円の特例給付を行うものとし、当該特例給付に要する費用のうち、被用者に係るものについては、一般事業主から徴収する拠出金をもって充てるものとする。この旨を趣旨としております。

なお、児童手当制度については、これらの特例

措置との関連をも考慮しつつ、その全般に関して

速やかに検討が加えられた上、この特例措置の適用期限を目途として必要な措置が講ぜられるべきものとする。この旨を趣旨としております。

第四に、特例適用期間に係る公立の小中学校の

学級編制等の標準についての政令を定めるに当たっては、特に国の財政事情を考慮するものとする。この旨を趣旨としております。

第五に、特例適用期間において、後進地域の開

発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律等十七法律に基づき都道府県または指定都市が行う事業等でこれらの事業のうち災害復旧その他災害による危険に緊急に対処する必要があるものを除いたものに要する経費に対する国の負担または補助であつて、通常の国の負担または補助の割合を超えて行われるものについては、当該かさ上げに相当する額の六分の一を減ずるものとする。この旨を趣旨としております。

また、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地

帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律等三法律に基づき都道府県が特例適用期間において発行を許可された地方債の国による利子補給については、当該補給金額の六分の一を減ずるものとする。この旨を趣旨としております。

なお、これらの措置の対象となる都道府県また

は指定都市に対し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。この旨を趣旨としております。

第六に、住宅金融公庫法及び農林漁業金融公庫

法等に基づく貸付金の利率については、特例適用期間において、当該貸付金の貸し付けを行う政府関係金融機関に係る政府からの借入金の最高利率が年六・五%を超える場合には、政令で、当該超える部分の範囲内で、貸付金の区分または種類ごとに当該貸付金の利率に加算する利率を定め、またはこれを変更することができるものとする。この旨を趣旨としております。

この場合、居住環境の良好な住宅の建設等の促

進または農林漁業の健全な発展のために当該貸付金の融通を円滑にすべき社会的経済的必要性と国

二兆円という大きな国債発行残高が残っており、また、急速に高齢化社会も進んでおり、国民の価値観も多様化して、内政の面でも行政は新しいことな情勢に、内政の面でも行政は的確にこたえていかなければならない、こう思うわけでございます。

また、対外的に見ましても、厳しい国際環境の中に日本は平和国家としてこれに対応していかねばなりませんし、また、国際的にもわが国に求められておる役割りというものが非常に大きい、こう思うわけでございます。

こういうような内外の情勢にこたえますために行政に何を求められておるかということは、まず第一に、高度経済成長時代に肥大化したところのわが国の行財政を思い切つて見直しをし、縮減合理化を図つて、そして新しい時代が新しい施策を求めるところに、これに機動的に対応できるように体制づくりをする必要がある。

それから第二の点は、先ほども触れましたけれども、安定成長時代に入りまして、財政収入とそれから行政の面からするいろいろの要請がございます。そういう行政需要と財政収入とのギャップがとく大きくなつてきております。この財政収入と行政需要のギャップを縮めるようにしなければいけない。また、その前提として、今日までの赤字財政、公債依存の体質、これも改善しなければならぬ。財政再建ということ、これが第二の課題であらうと思つております。

それから、やはりこれらをやつてまいります場合に、私は行政の簡素合理化、それは国と地方との役割り分担、分野をはっきりこの際整理する必要があります、こういう中央地方の役割り分担もござります。それから官業と民業の役割り分担の問題もござります。簡素合理化を図りまして、そして国民が納得できるような簡素な政府をつくらなければいけない、このように考えるものでございます。

それから第四点は、やはり行政というのは国民の信頼を得なければならぬわけでございますから、常に綱紀の粛正も図る、倫理の確立も図る、そして国民の皆さんから信頼される政府、心の通った政府をつくる、こういうことが私が行財政改革に対して頭の中で考えておりますところの全体像であるわけでございます。

○安井委員 いまの御説明とこの一括法案とがどうもちがうで、どうしてもつながらないのですよ、私の方は、まさに心が通つてないということになるのかもしれない。

社会党の私たちは、今度お出しになったあの三十六本の法律改正というその中身は、国会がずいぶん苦労してみずから手をつくつた衆法と呼ばれるものもあるわけですよ、十一本も。そういうものもひっくり返つて、政府が勝手に改正ができるような、政令で中身を変えることができるような改正を、一挙にやろうとしている、そういう中身もありません。本来、七つの常任委員会、三つの特別委員会に分割して審議すべきが当然だと私も初め主張したわけですよ。しかしそれを、強行することを前提としているのかどうかかわりませんけれども、とにかく一本にするというそういう方向をお進めになった。社会党の私たちは、だから一本化法案を撤回すべしという動議も出して闘いましたけれども、それも敗れまして、だんだん状況が進んで、この特別委員会の段階までいま私どもは来たわけです。しかし、私たちの基本的な物の考え方は、初めも終わりも現在も全く変わっていないということをつまず申し上げておきたいと思つております。

そこで、いま総理から鈴木行革は何ぞやということについてお話がございましたけれども、いま手続論的な言い方には私どももわからないわけではございませんし、しかし今度のこの法案にもありますし、それからほかの場合にも出てくるわけですから、一体何をここで取り上げる行政、財政の中の優先順位にするのかという、その考え方が全く欠落しているわけです。いまのよ

うに、長い将来を考えての、特に高齢化社会への対応ということで真剣に考えていくと言われながら、年金に対する国庫負担を減らしたり、年金を、せつかく苦勞しているお年寄りのベアスアッブを半年もおくらせてしまふという、そういうむちやなことをなされておられる。つまり、一体何が優先なんですか。防衛が第一で福祉は第二なんですか。福祉が第一で防衛は後なんですか。そういう政策的な優先順位をお持ちにならないで改革だということでは、私は理解できないと思うのであります。

とりわけ、問題を臨調にお預けになった。しかし、臨調は、自民党内閣あるいは鈴木内閣に政策を教えてくれるところじゃないのでしょうか。純粋な技術論をやるのが臨調の仕事だと思つて、したがって、国家百年の大計はこうなんだという具体的なものをお示しにならないで、単なる技術論として預けるものですか、もうむちやむちやに手当たり次第に切つていくという、福祉、文教あるいは農業等がずたずたに切られるという、そういう無残な行革内容ができてくるのじゃないかと思つて、本当の理念はどこにあるのかということ、あなたは国会並びに国民の前に明らかにすべきだと思つております。

○鈴木内閣総理大臣 先ほど私は、鈴木行革の理念と目標につきまして、総合的に四点にわたりまして申し述べた次第でございます。

そして、一体その行革をやつていく目標は何なのかという問題、政策の優先順位、課題は何なのかというお尋ねでございますが、それは所信表明でも申し述べておりますように、活力ある福祉社会の建設ということ、それから国際社会におけるわが国の立場というものが非常に重くなつてきておりますので、国際社会への一層の貢献をやつてまいらう、世界の平和と安全を図り、その中にわが国の安全を確保し、豊かな国民生活が保持されるように図つていこう、内外にこういう大きな目標を設定いたしました、それに沿うような行財政改革をやろうということを所信表明でも申し述べ

ておるところでございます。

そこで、今回の御提案を申し上げておること、それから法律事項ではございませぬけれども、私どもがこれから五十七年度予算編成を契機に取り組んでいこうとするいろいろな改革、改善、こういうことは逐次出てまいるわけでありまして、今回の三十六本の法律の改正を一括取りまとめた法案、これは臨調に對しまして、当面五十七年度予算の編成に向かつて実現すべき緊急の課題、特に五十七年度は五十六年度に引き続いて特例公債の減額を図りながら、増税のない財政再建路線での予算の編成をしたい、こういうことをお願いしたわけでありまして、第一次答申が出ました。政府は、自由民主党と協議をいたし、一体になりましてこれを最大限に尊重して、今回法律案として提案することにしたわけでございます。

いままで私はいろいろ過去の事例を見ておりますが、この二十数年間にわたりまして、法律を改正してまで歳入の削減を図つたというようなことは、四本か五本の法律の改正しかなかったと言われております。それほど非常にむずかしい課題である、こう思つております。

私は、増税なき財政再建を図る、こういうような課題に取り組みます場合におきまして、どうしても当面、緊急のこれら問題につきましては、まずこの国会で御協力の上成立を図りたい、そして今後臨調にも逐次改革案の御提案を願つておりますから、そういう点を踏まえながらやつてまいりたい。したがって、今回の措置は、今後の一連の行財政改革の第一歩である、第一着手である、こういうぐあいに御理解を賜りたい、こう思つております。

○安井委員 第一歩なら、これはもう少しわかりやすい提起をなさるべきであらうと私は思つております。むずかしいことはよくわかりますよ。わかりますけれども、活力ある福祉社会と言いますが、お年寄りのわずかな老齢福祉年金を六カ月もおくらせてしまふということはどうしても結びつかないのですよ。その点が、あなたがおっしゃる言葉と、おやりになつていらっしゃるこの三十六本の法案な

れども、それとあなたのお話はうらはらじゃないですか。どんどんこれからまだ上がりまますよ。租税負担率というのは国民がGNPから、ふところから出すお金のことを言うのですよ。そうじゃないですか。

○渡辺国務大臣 それは私は上げたいと思って言っているわけじゃない。ごさいませぬ。ごさいませぬ。現実の姿として日本が世界一の長生き国になって、これがずつとつながるわけでごさいませぬ。いわゆる老齢化社会が進むということになれば当然年金はふえてまいりますし、もう人もふえるわけですし、それから病氣も老齢化が進めばどうしたってふえるというところは世界各国の実例でごさいませぬから、これは国民の負担をふやさないで賄うといえ、結局単価を落としての話になつてしまふ。

そういう意味で、世界の例から見ても、どこでも、いま安井委員がおっしゃる通りに、西ドイツもフランスも五〇%を超えておる。したがって、日本が現在の三四のままでいられれば、GNPがどんどん大きくなって、できれば非常にいいことではごさいませぬが、そう日本だけがGNPがどんどんどんどん大きくなるということは、世界の歴史に比べても余り例のないことでごさいませぬ。ある程度はやはり好むと好まざるにかかわらず現在の社会保障を維持、充実していくということになれば、負担はどうしたってもう少しふえざるを得ない、こういうことを申し上げたわけで、ふやそうというわけではなくて、できるだけわれわれはGNPを大きくして、そして内容のあるものにしていきたいという努力は最優先的にやるわけでごさいませぬ。

○安井委員 ですから、いまの渡辺大臣の答弁は、これはやはり聞いている国民は租税負担率がまだまだ上がりまますよというふうな受けとめるわけですから、私は問題の多い答弁であろうと思ひます。

そこで、本当の総理の方に伺いますけれども、鈴木総理、いま小さな政府についてあなたは言わ

れましたが、しかしそれは枠がはつきりしなければいけません。その枠組みは、いまの渡辺大臣のようなら、同じ総理でもアイ・アム・ソリーの方の総理になりますわね。本當の意味の小さな政府への道ということになれば、これはやはり枠組みをできるだけ小さく抑えていくということがまず一つと、それからその中における質の問題だと思ひますよ。そういう中でヨーロッパは、防衛もほとんどふやす。もちろん福祉もふやしました。そういうものが競争してふけてきていくわけですが、私も平和国家として軍備の増大を抑えて福祉をふやしていく、そういう質の問題としてこの小さな政府論を私はとらえていくべきだと思ひますが、どうですか。

○鈴木内閣総理大臣 私は、先ほど申し上げましたように、時代の推移、その時代時代の要請に行政は的確にこたえていかなければいけない、このように申し上げました。

そこで、これからの新しい時代は、どういふような国民の側から見て行政サービスを求め、どのような行政水準の福祉社会を求め、か、こういう問題が一つごさいませぬ。それを達成いたしますために、イシューに負担を増高するのでなしに、できるだけむだを省き、効率的にこれを行っていく、そして常にそのバランスを考えながらやっていくということが望ましい、こういうことを私は申し上げたわけでごさいませぬ。

いまあなたは、問題は質である、こういうことをおっしゃいました。私も日本の平和国家としての立場ということをはつきりと踏まえております。憲法の精神、平和主義、民主主義、そして基本的な人権の尊重、そういう社会が日本の望ましい姿であるわけでありまますから、その崇高な精神によつてこれから日本は進んでいかなければなりません。その場合に、常に私も、防衛の問題につきましましては、はつきりと自衛のための必要最小限の防衛力しか持たない、「防衛計画の大綱」に従つて、着実に国民のコンセンサスを得ながらこれをやっていくんだということも申し上げ

げておりますから、ほかのNATOその他の国々と比較して先ほどお話がございましたけれども、そういうことはごさいませぬ。必要最小限の防衛力の整備、これが私どもの心がけておるところでごさいませぬ。

しかし、日本としてはこれだけの経済力を持つ国になりました。世界の平和と安定に貢献しなければいけない、こういう面もごさいませぬので、対外経済協力というものは大いにやっていかなければいけません。また、日本民族が今後生き抜いていくためには、資源エネルギーに対するはつきりした対策というものをこれから進めていかなければいけない。科学技術の振興も必要だ。こういうような総合的な安全保障というものを考えながら、日本のバランスのとれた国づくりというものを平和国家を目指してやっていかなければいけない。そういう基本的な考え方に立ってやること、質もそれに伴つてやっていくということでごさいませぬ。

○安井委員 よく御答弁がわからないのですけれども、ただ私は、先ほどの渡辺大臣の発言、いま三四、五%のものがこれからヨーロッパ並みの五〇%台へだんだん上がっていくのですよという予告を国民にされたのをごさいませぬ。安易に見逃すわけにはいきませぬ。総理、どんどんどんどんこれから税金を上げていくのですよというふうな意味合いにとられるようなことは、ここではつきり取り消していただきたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 大蔵大臣はそういうことを申しておるのではごさいませぬ。これからの高齢化社会はこういうふうな行政需要が出てくるであろうということをごさいませぬ。私ができるだけ、先ほど来申し上げるようなそういうような時代の要請にこたえるためにも、一方においては行政の簡素合理化、国民負担の問題、そういうものを常に十分配慮していく必要がある。現に五十七年度予算編成に当たりましても、財政再建しながらこれを進めるといふことになりまますと、大型増税によるか、あるいは行財

政の思い切った削減合理化によるか、道は二つしかない。われわれは後者を選んだということは、あなたがおっしゃる通りに、できるだけ国民の負担をふやさないように、そして簡素な、行政サービスもできるだけ確保できるようにという方向で努力している証左でごさいませぬ。これは具体的な努力の姿でごさいませぬ。御理解を賜りたい。

○安井委員 それはちよつと困るのです。私は小さな政府論ということで、数字の問題でいま議論しているわけですよ。言葉だけでごまかしちゃ困りますよ。ヨーロッパ並みの五〇%台にいかざるを得ないんだということを言われて、ああそうですかと言わなければいけませんよ。行政改革というのは小さくコンパクトにするということが目標なんですよ、あなたがやりになっていのは、しかし、それはもういずれだめなんで、だんだん上がりますよということをごさいませぬ。これは、これ以上困りますよ。はつきりしてください。

○渡辺国務大臣 国民の租税、それから社会保障負担率というものが現在三四%でごさいませぬ。ヨーロッパの各国は五〇%を超えておるし、それからスウェーデンに至っては七〇%になっていまして、日本においても極力GNPを伸ばしていけば、いろいろな財政需要以上にGNPが大きくなれば、比率の話ですから、それは三四%でもいまでも、GNPの伸び方よりも高齢化社会への進み方が早く来るのではないかと。そういうような過程において、現在の社会保障等の、あるいはその他の国の行政サービス水準というものを維持していくためには、三四%で国民負担をそのままに置きたい。もつと低くしたい。したいけれども、そういう事情があれば、世界の例を見ても、もう少し負担はふえるようになることを抑えるのはむずかしいじゃないかという見通しを申し上げたのです。

たとえば、御承知のとおり厚生年金保険にしても、現在は十一・一人の人が一人の老人を支えて

いると言われますが、昭和八十五年になれば三人の人が一人の老人を、受給者を支えなければならぬといふことになれば、十一人で支えることよりも三人で一人支えることの方が負担が大きくなるのは当然のことです。やがて社会保険の水準なことを全体的に言うと、やはり社会保険の水準というものを深めたり高めたりしていくためには、負担が大きくなるというのを申し上げたわけでございます。

したがって、負担とサービスは裏と表でございますから、そういうような負担はしないということになれば、じゃ、この程度までの負担であればこの程度の水準しか維持できないということになってくるわけでございます。そのときどきになっていざそれをとるかは国民の選択の問題でございます。大蔵大臣がどうこうと、何年も先まで言えるものでも何でもないのでございます。したがって、われわれといたしましては、極力まず現在の日本のすぐれた経済というものを維持していきたい。そのように努める。そしてGNPを拡大してやることは一番いいことなんです。まずそれをやっていく。しかし、一方においては負担がうんとふえてくる。ふえてきてはスピードのままでもふえれば、かなり大きな、速いスピードで負担がふえますから、そのためにはもう一遍見直しして、要するに洗い直しをする必要がある。これから負担はいやおうなしにふえるんだけれども、ふえるにしても、こういうふうな時代でありますから、もつと負担を少なくするためには、削るべきものは削るというのをやろうじゃありませんかというのを私は申し上げておるわけでございます。

○安井委員 大きな政府にするような、そこにくようなことを黙って見逃すわけじゃないのでしよう、あなたは。あなたが増税論者だから、私はこうやってしつこく言うのですよ。もともと、それはやらないですか。この間の通常国会で、大型増税よりないということをご繰り返して繰り返して言ったのは、あなた、大蔵大臣ですよ。その大蔵大臣

臣がヨーロッパ型にかざるを得ないようなことをいまおっしゃるから、私はここでしつこく言うわけですよ。そのようなことにならないように努力をするというところは間違いないですね。

○渡辺国務大臣 ややもするにヨーロッパ型に近づいてしまふから、そういうふうにはいかないように、日本は日本型の福祉をやつていかなきゃならぬし、財政においても極力そういうふうにならないようにこれから努力をしようということ、目下行革法案を出しているのもその一環でございます。

○安井委員 早くそう言えれば、それでむだな時間はなかつたわけですよ。やはりあなたの本音が出るような気がするものだから、私は、そこでやはりきちつとやっておかなきゃならぬと思つたわけでありました。

そこで、さらに進んで、この財政危機の問題について触れていきたいと思つて、これを危機という状態に思つていないのですかね、政府はいろいろの場合で、こういう状態をつくつた責任を感じてないかという追及に対して、いや、ケイブズ理論で特例債を発行して、じゃんじゃんやつて失業者もなくなりました、うまくやりましたよと、そういうことだけが、胸を張っている鈴木首相の姿だけが浮かんで、そしてこの財政再建のためにみんな痛みを感じて、こう言うんだから、それじゃだれも納得しませんよ。やはりきちつと今日の財政危機を招いたその責任を明確にして、それからスタートしてくれない限り国民は納得しませんか、どうですか。

○鈴木内閣総理大臣 この点は、本会議でもよくお話を申し上げましたように、第一次、第二次の石油ショックは世界経済に深刻な打撃を与え、わが国は石油のほとんど九九%までを外国からの輸入に仰いでおる。それだけに打撃は非常に大きかつたわけでございます。これを乗り越えるために、国民の皆さんの御理解、御協力を得ながら今日まで努力をしてきた、その結果が比較的

何も胸を張るわけではございません。日本の経済は今日比較的順調にいつておる。成長の面からいっても、あるいは雇用の面からいっても、あるいは物価の面からいっても、あるいは国際収支の面からいっても、比較的うまくいつておる。

しかし、いま日本が一番最大の悩みというものは、この財政の危機状態であるということでございます。石油ショックに対応するためにいろいろの公共事業等を起こしました。それから、昭和四十八年ごろから、国民の皆さんの御要請にこたえて、福祉に相当予算を使つたわけでございます。

いまここに、私は表を持っておりませんが、昭和四十六年から五十六年度までの間に社会保障関係費は四・五倍に相なっております。防衛関係費は三・六倍に相なっております。公共事業関係費は四倍に相なっております。こういうふうなことでございまして、私どもは社会保障関係にも相当力を入れてきたということも明らかでございます。

そこで私は、今日の財政の状態というものは一日も放置できない、そこで、先ほど申し上げましたように、これを再建いたしますために、増税による道を選ばずに、行財政の思い切つた縮減合理化によつてこれに対応しよう、こういう決断をいたしました。そういう方向でいふ努力をしております。○安井委員 危機の責任は感じておるのでしよう。

○鈴木内閣総理大臣 私は、やむを得ざることであり、その目的は達成をいたしました。結果としてこういう財政難というものが生れました。これに対して今度は、私どもは国民の皆さんの理解、協力のもとにこの財政危機を乗り越えよう、こういうことで取り組んでおるといふことでございます。

○安井委員 どうも弁解に聞こえていかぬのです。そこで、いよいよ数字的に来年度の予算編成に向けて臨調答申がどんなような形であらわれてくるのか、鈴木行革がどのようなふうにあらわれてくるのかというのを伺いたいと思つて、三十六本の法律ではよくわからないので、鈴木行革なるもの全貌があらわれるのは来年度の予算といふことではないかと思つて、そういうふうな意味で、いまゼロリングの概算要求がほぼ輪郭が出てきたということではないかと思つて、あります。一体各省庁が、臨調の答申を受け、あるいはまた独自の立場から、どういうふうな削減を今度の概算要求の中でされているのか、その内容をひとつ各大臣から伺います。

○金丸委員長 各大臣、全部の大臣ですか。

○安井委員 全部の大臣です。数字だけ言つて下さい。

○中曾根国務大臣 大蔵省の中期財政展望によりますと、いままでおりの水準でいろいろな経費を伸ばしていくと、約二兆七千七百億のお金が足りなくなる、そういうことがまず基本でございまして、それに対して、来年度は増税を行わない、しかも約二兆の国債を減額する、そういうことを国民の皆様や臨調の皆様にもお約束いたしました。それを実行いたしました。

その二兆七千七百億のお金を、ではどうしてふやさないで済ましたかと申しますと、公共事業費を大体横ばいにいたしました。中期財政展望によれば約八千五百億程度の増が予想されておつたのが、それが要らなくなつた。それから第二番目に、今回提案申し上げました諸般の補助金のカットやら、あるいはそのほか、各省が臨調の七月十日答申のアイテムに沿ひましておの切つた額がございまして、それが約九千四百億ぐらいでございます。残りの約一兆弱の金は、各省庁が自分で、自分たちのところを大体臨調答申の線に沿ひまして自主的に、裁量的にいろいろ削減した分がございまして、そういうものを全部合わせまして、中期財政展望で約二兆七千七百億、それぐらゐがふえるのを抑えたというのが概算でございまして、中身につきましては、御質問があれば各省庁からお答え申し上げます。

○安井委員 簡単に数字だけちよつと言つてくだ
さい。

○金丸委員長 各省ですか。

○安井委員 まとまっていれば一つでいいです
よ。

○金丸委員長 だれかまともまってるところで、
大臣代表でやってくれるところは……。——大蔵
大臣。

○安井委員 数字はまともまっていますか。

○渡辺国務大臣 細かい数字はまともまっておりま
せんが、たゞいま行管長官が申し上げたようなと
ころであらうかと存じます。

○安井委員 では、各省大臣から言つてくださ
い。時間がなから、厚生大臣から順々に。

○村山国務大臣 お答えいたします。

御案内のように、今度の概算要求は原則として
ゼロシーリングでございます。厚生省としては、
年金の平年度化二千億がございまして、結果
からいたしますと、今年度の予算が八兆七千六百
億でございますので、その上に二千億を加えま
して八兆九千七百億、これで概算要求をいたして
いるわけでございます。(安井委員「削減額はと
呼ぶ」) いろいろの措置で考えまして、いま出して
おる二項目、そのほか今後支出するもの合わせま
して約六千三百億でございます。

○田中(龍)国務大臣 四十人学級の方で五十六億
円に相なります。文教施設の問題で、この建設の
圧縮で四百二十七億に相なります。それから、私
立学校の教職員共済補助金の問題で十六億。さら
に、私学共済の年金に係ります補助の問題で、
四分の一を減額することといたしております。そ
のほか、大体におきまして、以上のような大きな
問題の中では、目下御案内の私学の問題の補助金
問題の方は、むしろ現状から大学におきましては
五十億を、それから高等学校におきましては四十
億をさらに追加要請をしなければならぬという
ような過程にございます。それから、奨学資金の
問題につきましては、これは目下いろいろ各般の
問題がございまして、検討中でございます。

○鹿岡国務大臣 農林省関係で今回の提出法案に
基づく削減は、農林年金の給付に係る国庫負担
(安井委員「総額でいいです」と呼ぶ) これと、
それから地域特例の分と合わせて八十五億、さ
らに八月二十五日の閣議決定に基づくものとし
て、総額四千三百三十億円の一般補助金などを一
割削減することに伴って四百三十四億。以上の
ほか、事柄の性格上、具体的な削減額を示すこと
は困難であります。ゼロシーリングの原則のも
とで一般行政経費、公共事業関係費などの抑制を
図つて概算要求を出したところでございます。

○安井委員 あとの大臣は、いまの大臣も含めて
後で資料で御提出願います。

いまやっていた三人が実は削減の三羽が
らすんですね。あとはずつとけた避いで、切
られているのはこの三人の大臣なんですよ。そう
いうことで、三強というよりも三弱の方ですね、
そういう内容を私どもは、理解しながら、こうい
う上に立つて大蔵大臣に、いよいよ十二月の予算
編成ではいまの概算要求のままでおさまるのか、
それともそれに対してどういふふうな程度の切り
込みをしていくのか、最終はどんなふうな姿を考
えておられるのか、それを伺います。

○渡辺国務大臣 最終のことはまだ断定的には申
し上げられないのです。と申しますのは、来年度
の予算の話でございますから、問題は経済見通し
がどうなるのか、つまり非常に激動する世界経済
でございまして、本当に一年半も先まで残念なが
らなかなか見通せない。そういうふうな状況であ
って、ぎりぎりいついばいのところで十二月に入っ
てから経済見通しができますから、それによつて
そこから税収をまずはじてこれの見通しを立て
る。それで国債も所定の額をやはり減らしてい
なければならぬ、その範囲の中に、歳出をおさめ
るといふことになりまして。

もう一つは給与問題、この問題が大きな問題で
ございまして、これをどういふふうにとるかによ
つて数千億の差が出てくるわけでございまして
から、そういうものも全部決着しないと、来年の

予算規模というものは、いま申し上げることは非
常に困難でございます。

○安井委員 社会保険事務費の国庫負担を保険料
負担に改めなさいという臨調の指摘があります。

それは各省のどれを見ましてもそういうふうな仕
組みになつていないようでありまして、これはそ
のままがいいんですね、大蔵大臣。

○渡辺国務大臣 法案で出したのは、事務費は補
助を廃止するということは出ております。その他
の委細については事務当局から答弁させます。

○西垣政府委員 お答え申し上げます。

事務費の削減をやっておりますのは、この法案
に盛り込まれております地震と自賠責だけでござ
いまして、要求では出てきておりません。したが
りまして、私どもといたしましては、年末に予算
を調整いたしますまでの間に各省とも十分意見を
交換して調整をしたい、結論を出したいというふ
うに考えております。

○安井委員 それでは、いま各省要求にはないけ
れども、浮かんでくる可能性があるんですか、な
いんですか。ないと思つていいんですね。

○西垣政府委員 たいがい査定作業の真っ最中で
ございまして、まだ結論を出しておりません。

○安井委員 これがもしも臨調どおりにやられる
ということになりますと、約二千四百億円ぐら
いの金がそれぞれの公的保険の保険料にかぶつて
くるわけですから、保険料の全体的な値上げにな
ていきますから、これは絶対にやらない、そうい
うことで大臣やつてもらわなければいかぬと思
いますね。

それから、先ほども中期展望の問題についてお
触れになりましたけれども、二兆七千七百億円の
要調整額というその言葉自体がもう非常に不確
かなもので、あの数字は大体において、一般歳出も
ふくらますだけふくらましてあるわけですね。五
十六年度は四・三％の増でしかないものを一〇・
四％の増ということにふくらませるわけでは
す。あるいは投資的な経費の部分についても、五
十六年度はたった〇・一％の増でしかないものを

一〇％も上がるということであの中期展望ができ
ているわけでありまして。そういうことで二兆七千
七百億円の調整をしなければいけない、そういう
打ち出しで臨調をおどしてきた、私はそういうふ
うに思うわけですね。だから、臨調の会長に私が
お会いしたときは、二兆七千億をどうしても削減
するんだ、こういうふうなお考えを言われてお
たわけでありまして。

しかし、いまになってみれば、先ほどの中會根
長官の語のように、公共事業は横ばいにしてみ
たら八千五百億円余ってきちゃったとか、そういう
ような言い方ではいま問題をこまかしてしまおうと
しているわけですね。だから、いまの中期展望なる
ものはもうこれで任務が終わって、新しくつくり
直さなければならぬと思うわけですね。

あるいはまた、経済社会七カ年計画も、その公
共事業が二百四十兆円から百九十兆円にダウンし
たわけですねけれども、しかし今度公共事業はア
ップ率がゼロになるのでしょうか。そうなるると、七
カ年計画そのものの見直しが必要になつてくるので
はないかと思つておられます。ですから、一切
のアップはだめだということになれば、いままで
の全部の公共事業に関する長期計画はやり直しを
しなければいけないわけですね。その辺はどうお
考えになつていますか。

○河本国務大臣 七カ年計画は昭和五十四年の八
月に正式に決定をいたしました。五十四年度か
ら六十年までの七カ年の経済展望を示したもので
ございまして。

当初は、七年間に二百四十兆円の社会資本投資
をする、こういうことを想定をしておりました
が、五十四年から五十六年まで三カ年間に、公共事
業の伸びを抑制をいたしましたので、ことしの一
月に調整をいたしました。そして、いまお話し
いたしました七カ年間に百九十兆という数字に修正した
わけにございまして。

しかし、これは七カ年間の展望でございまして、
毎年フォローアップをするにいたしましたして
おります。毎年の経済情勢等を見きわめまして微調

けで、あるいは減税ができるかもわからない。それはそのときの歳入見通しというものが一番大事なことであって、いまわれわれは、願望としてはゼロシリングをやりたいということでごさいますけれども……(安井委員「それに対する公約を聞いているのです」と呼ぶ)幾ら公約と申ししましても、世界の経済情勢を織り込まなければ決まらぬわけですから、それを全部コンクリートでこ固定してしまうというのではできない。したがって、われわれはできるだけ経済状態をよくして、増税なきように持っていきたい。しかし、一方では、毎年物価は上がる。賃金も上げると言われる。物価スライドもしると言われる。それを全部ゼロの中にいつまでも抑え込むということが果たしてうまくできるかどうか、それはその情勢になってみないとわからないということをお願い申し上げておるわけでございます。(安井委員「これは総理ですよ」と呼ぶ)

○鈴木内閣総理大臣 先ほど来、私は御答弁を申し上げておるつもりでございますが、五十七年度予算は、増税なくして財政再建の路線に乗った予算の編成をしたい、これは明確にお約束を申し上げておるわけでございます。五十八年以降の問題につきましても、できるだけ国民の皆さんに大きな御負担を強いないような形でこの財政再建を進めたいという基本的な方針、腹構え、これは先ほど来はつきり申し上げておるところでございます。大蔵大臣も言いますように、これから国際経済、また国内の景気動向あるいは税収、いろいろな国民の御要請、いろいろの不確定のファクターがございますから、そういうものをその時点で総合的に判断をして、そして鋭意やっつてまいろう、こういうことを先ほど来明確に申し上げておるところであります。

○安井委員 それじゃ、増税なき財政再建という三カ年の目標は、ここできょうは消えましたが、いままでの言い方は間違いでした、インチキでした、こう受けとめていいですね。私もはそれをはつきり言いますよ。それではなければ、われわれ

は三年間のこの期限立法をここで論議する意味はないですよ。こういう御答弁では、これ以上審議を進められませんよ。そういうような言葉の中で国民をこまかそうといたつたて、これはできませんよ。それじゃ、はつきり増税なき財政再建はもうきよう限り、五十七年度は約束しますけれども、それ以降については約束できません、そういうふうにはつきり言っていますね。そうでなければ、われわれはこれ以上質問するのは全く意味がなくなつてきますよ。どうですか。(これは総理だ」と呼ぶ者あり)

○渡辺国務大臣 これは先ほど来申し上げましたように、収入との関係でございますから、収入が……(総理に言つてもらわなければだめだ」と呼ぶ者あり)

○金丸委員長 大蔵大臣、ひとつやっつてくださるので、発言をさせていただきます。

御承知のとおり、収入の見通しというのは、現実なことを申し上げるのには直前にならないと実際わからない。あとはもう決算でなければわからないというのが一番正確でしょう、見通しでございますから。正確な見通しをするためには、やはり十二月ごろにならなければ来年のこともよくわからぬということをお願いしておるわけであつて、三年間の収入を確定的にここで言つてしまうということは非常に困難でございます。

われわれとしては、増税なしの財政再建が三年間続ければ、それはぜひとも続けたたい。そのためには、予定どおりの財政の展望のような収入があること、そして一方においてはゼロシリングで、ベースアップも毎年やらない、それから社会保障費の給付もやらないというようなことができれば、それはいいことでございますが、そういうことも非常にむずかしい問題がございます。したがつて、いまの段階で、三カ年間増税は一切ございませんと断言することもできません。増税をやるといふことも申し上げません。

それはそのときの経済情勢によつて決まることにごさいます。国民がどちらを選ぶかということはその都度その都度決めていかなければなりませんというのを申し上げておるわけでございます。

○安井委員 私は、増税なき財政再建ができるかできないかという中身のものを聞いているのじゃないですよ。鈴木内閣の政治スローガンとしての政治スローガンとしての増税なき財政再建というのほきようでやめます、こう言えはいいですよ。困りますけれどもね。いいという言葉は語弊があらりますけれども、国民は困りますよ。しかし、それなら大蔵大臣が言うのと一致しますよ。はつきりしなさい。はつきりしてくれなければこれは困ります。

○鈴木内閣総理大臣 私は、先ほど来、同じ御質問に対して二回にわたつて私の真意を明確にお話を申し上げました。国民の皆さんには十分御理解がいただけるものと信じております。

○安井委員 政治スローガン、私はそれだけを言っているのですよ。中身ができる、できぬじやないですよ。それはスローガンを下げますと言つた話、それでもいいですよ。そうでない限り、これは話が進まないでしょう。どうですか。

○鈴木内閣総理大臣 スローガンを下げるとか上げるとか、そういう問題ではありません。五十七年度予算についてははつきりやっつてまいりますが、それから先につきましても、私が先ほどお話し上げたのとおり、また大蔵大臣からも申し上げたとおりでございまして、スローガンを上げるとか下げるとか、そういう問題ではない、こういうことをはつきり申し上げます。

○安井委員 それじゃ、もうあなたの御意見が変わらないということは、増税なき財政再建というのに三カ年の国民の期待をつなげたことは間違いないであつたということを確認しましたね。私はその確認において前へ進みます。いいでしょう。

○鈴木内閣総理大臣 先ほど来申し上げるようには、五十八年度以降においてもできるだけ国民の

皆さんに大きな御負担をかけないようにしてこれをやつていきたいというその方針、これは変わつておりません。

○安井委員 問題は、そういう心構えはわかりませけれども、増税なき財政再建という言葉でさらに国民を欺くことはやめていただきたい、そのことをひとつ明確にしておきます。

ところで、そういうことがわかつてきますと、なおさら問題になるわけでありませけれども、増税なき財政再建という言葉は、私はうそとごまかしが二つあると思ひます。

第一のうそというのは、増税なきと言つけれども、実は物価調整減税をやらないうために自然増収という名の増税が行われているわけですよ。本来なら、昔は物価調整減税を毎年やりましたよ。それをやらないことと、税制改正に対して不作為の行為で増税をやつておるわけですよ。これが実質増税ということになつておるわけですから、増税なきという言葉はうそだということになると私は思ひます。

それからもう一つは、企業優遇税制に対して、臨調も政府もきわめて不熱心であります。特に財界の方は、企業優遇税制をやめると、これは企業にとつては増税になるわけですよ。それをも含めて、増税なき財政再建という言葉で言いくるめようとしておるわけですよ。だから、ここにもごまかしがあると思ひます。この点についてはどうお考えですか。

○渡辺国務大臣 自然増収が計上されておりますが、これは税率を改めたわけではございませんで、所得がふえれば当然その一部は税金になりますから、その部分だけ税収がふえるということ、これは増税とは考へておりません。

(委員長退席、海部委員長代理着席)

○安井委員 もう一つ、企業優遇税制。

○渡辺国務大臣 企業の特別措置法の問題につきましては、これは年々整理合理化をいたしてきております。したがつて、ほとんどその大部分は個人のためのマル優制度だとか、あるいは住宅

取得だとか、保険料控除だとかいうもので、法人税関係は約二期程度であります。しかし、そのうち半分ぐらいのものは中小企業向けということでございます。確かに法人、大企業関係のものも一部残っておりますが、それは政策税制として残しておるわけでございます。

○安井委員 後半は、あなたは私の質問を取り違えているのです。それは後で触れますけれども、前半の物価調整減税はやはりやらなければおかしいということ、予算委員会でも本会議でも、もう繰り返して繰り返して言われているところでありま

す。例の国税庁の五十五年度の民間給与の実態調査によっても、年収は五・七％伸びた、物価上昇の八％にも及ばない去年の状況だったわけですが、所得税の方は十五万五千円から十七万四千円に一二・三％上がっている。五十二年から課税最低限度の改正をやっていないわけですね。ですから、五十二年度から比較してみますと、五十五年度までの間に年収は一四・四％上がっている。これに對して所得税は実に四八・七％も上がっているわけですね。これはまさに異常だと言わなければなりません。大蔵大臣のいまのような答弁で納得できるような筋のものではないと思えます。現在の租税負担率は過去十年の最高ですよ。

予算委員会では河本長官は、いままさぐ実施は無理だけれども、減税を早くできる条件をつくるのが緊急課題だというふうな言い方をされたわけであり、それに對して渡辺大蔵大臣は、赤字国債の脱却の見通しがつくことが減税の条件だということ、お二人の意見はかなり食い違っているわけであり、河本長官は減税の効果に比較的大きな評価を置き、大蔵大臣は、そんなものは評価できないという言い方になっているわけであり、す。ですから私は、この両大臣の意見の違いをそのままに過ぎていくというわけにはいかならないと思えます。

現在のように、貿易収支の黒字が増大している反面に内需が落ち込んでいること、これが当面の

経済運営の重大なポイントであるわけですから、GNPの五割以上も占める個人消費を回復するためにも、所得税の減税を行うべきだと思います。両大臣のお考えを改めて伺います。

○渡辺国務大臣 所得がふえて、納める税金の額がそれに伴ってふえておる、これは事実でございます。事実でございますが、実は所得階層によっても違うわけでございまして、たとえば、五十二年から五十六年の間に所得が三〇％増加をしたというふうな例で見ると、三百万円の方は五十六年は三百九十万円になるわけでございまして、その間の税額は確かに十三万三千円ふえるわけでございしますが、この税引き後の所得もまたふえるわけであつて、さらに物価でディスカウントいたしたとしても、実質的には三・三％の実質所得の増といふことになっておるわけでありまして、

ところが、五百万円の方だと二％しか実質増にはならない。一千万円だと実はマイナスの一・九％、税率が高いものだから、一千万円以上の方は実質的に目減りしている、これも事実でございます。

しかしながら、五百万円以下の方については、物価を差し引いても実は実質所得はまだ目減りはしていないというのが実態でございますし、一方、個人所得に占める所得税の割合というものは、アメリカは所得の一・一％、イギリスは一二・六％、西ドイツは九・四％という中で日本は四・五％でございますから、諸外国との負担の比率というものを一方から見ても、また他方、国債の依存度というものが、日本は二六％、アメリカは六・一％、イギリスが九・八％というような点から見て、日本だけが税収で賄うべきものを借金で先取りして賄ってしまった、そのために国債依存度が非常に強いという点から考えても、これはまことに残念なことでございますが、特別国債脱却の明確な目安がつかうまでは調整減税は非常に困難だということに考えておるわけでございまして、

○河本国務大臣 私は、この問題を国民経済全体の立場からいろいろ申し上げておるわけでござい

ますが、政府のいま決めております財政経済についての中期計画、いわゆる七カ年計画は、昭和六十年までの財政経済運営の基本方針を決めたものでございまして、この目標は国民生活の安定のためにするのだということが第一、それからもう一つは、国際社会に貢献ができるような経済に持っていくためにやるのだ、こういう二つの目標が掲げられております。そういう立場から議論しておるわけでございまして、現在の経済情勢を見ますと、やはり個人消費が伸び悩んでおります。それはやはり所得との関係が大いにあるわけでございまして、可処分所得が伸びないというところに個人消費が伸びないという非常に大きな背景があるろうか、こう思っております。

さらにまた、先般総理府の方で国民の意識調査をしておられました、それによりますと、国民の二五％が生活が苦しくなつた、そういう調査も出ておりますので、そういういろいろな判断をいたしますと、健全な日本経済の発展を図っていくということのためには、やはりある程度所得が伸びるということが一番肝心な点ではないかと思えます。その点につきましましては、GNPが大きくなる、経済成長がやや高目に進んでいくということが望ましいわけでございまして、これはやはり国際情勢等の変化によりまして大きく違つてまいります。

たとえば、昨年は第二次石油危機の悪い影響等がございまして、成長率は三・八％しか達成できなかった。ことは幾らか高目に推移しております、政府目標に近づいております。この成長率というものは、毎年情勢の推移を見て、その年々決めることになっております。だから、仮にわが国が潜在成長力をフルに発揮いたしました、政府目標よりもある程度高目の成長ができるというような条件が熟したといたしますと、税の自然増収も政府の見込みよりもさらに大きく伸びる、こういうことも考えられるわけでございまして、

そういうことをいろいろ総合的に判断いたします

すと、高目の成長を持続する、政府目標を達成するというこのためには、やはりある程度個人消費が伸びなければならぬ。そういういたしますと、税の問題にも関係をはたしますから、所得減税や建を始めたばかりでございますから所得減税やれるような条件は全然熟しておりませんけれども、いま前段申し上げましたようなことを総合的に判断をいたしまして、実質所得が伸びるような、そういう政策が展開できるような条件を一刻も早くつくるということが当面大きな課題でなろうか、そういう趣旨のことを先般予算委員会でも申し上げた、こういうことでございます。

○安井委員 いずれにしても、すぐにおやりになるお気持ちがないことはわかりましたけれども、筋の立て方から言えば、私は、大蔵大臣の弁解よりも、河本長官の言いの方が聞いてる国民の方は納得できるのではないかと思っています。委員長、そうでしょう。

それはそれとして、私は、あくまでも直ちにおやりになるお気持ちがないということは問題だと思つたので、総理、いいですか。お二人のお話を聞いて、総理は一体どういふことを最終的にお考えになるのか、それを伺いたいわけですが、私たち社会党は、新聞にも出ておりますように、物価調整減税については、OECDの諸国ではもうすでに制度的にそれができるような仕組みをつくっている国がたくさんあるわけですよ。それをそのまま取り入れるわけではありませぬけれども、それを一つの下敷きにしたがら、党としての物価調整減税の法案をできれば今国会に提案したいと思つております。総理のお考えをひとつ伺います。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕
○鈴木内閣総理大臣 先ほど来、河本経企庁長官と渡辺大蔵大臣が考え方を申し述べておるわけでございまして、いろいろの角度から議論が成り立つわけでございまして、当面所得減税を行うような環境条件にないということ、それから所得税の課税水準につきましても諸外国に比べて日本は決して高くないというようなこと、こういう

点が政府の見解として総合的に御理解がいただけた、こう思うわけでございます。

私は、社会党さんが御提案になるという所得税の減税、物価調整減税という名目での減税のお話がございますが、いずれにしても五十九年までに赤字公債からの脱却をしなければいけない。これをやります場合に、所得税減税を行いますと、一方においてそれにかかる財源を国民の皆さんに一般消費税その他の形で増税をお願いしなければならぬ、こういう二者択一になるわけでございませぬ。私は、一体どちらがデフレ効果があるのか、またそれが個人消費に結びつくのか、そういう問題を総合的に判断しなければならぬと思っておりますが、政府としては、いま大蔵大臣、経企庁長官から御答弁申し上げたような方針で進んでおられるというのを御理解願いたいと思っております。

○安井委員 それでは私は納得できません。国民の気持ちというのは、ここで物価調整減税をやってくれなければもう全くやりきれない状態だという気持ちだと思えます。それにこたえる対策を、社会党も提案しますけれども、政府もさらに考えていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思っております。

そして、財源があれば、こういう言われまされたけれども、財源がありますよ。それを私はいまこれから申し上げたいと思っております。

不公平税制の是正です。さっき私がそのことを申し上げたときに、大蔵大臣は租税特別措置法と取り違えた答弁をされました。租税特別措置法の内容については、あるいはさっきの御答弁に尽きるのかもしれませんが、私は企業優遇税制、こう言ったはずですが、つまり、法人税法の中に企業優遇の措置が私どもの指摘では一兆円あります。これぐらいは企業の優遇措置を直すことが必要ではないかという指摘をこの百七十一ページでやっています。

それからもう一つ、地方税の中にも固定資産税、事業税、電気税で約七千億円の軽減措置があります。合わせて二兆七千億円を対象として私は

先ほど来話をしているわけであります。いままでのお話の中でも、借金は八十二兆円を超えたけれども、公共投資は拡大して、景気が維持されて、国民は失業しないので済みましたよと、繰り返して繰り返して私どもはお聞きをいたしておるわけであります。その中で最も利益を得たのはやはり財界ではないかと思っております。財界は不

退転の決意で行革に臨むというわけでありませぬが、それは福祉切り捨てについてであって、不公平税制の是正についてはさっぱり発言がないわけでありませぬ。だから、財界行革と言われても私は仕方がないのではないかと思っております。私から申すところ、私が申し上げましたような不公平を是正するということによって財源も生まれてくるわけです。一挙兩得だと私たちは言っているわけでありませぬ。

租税特別措置法の問題については、さっき大蔵大臣がお触れになりましたけれども、かなりこれまでの段階に整理されてきていることは間違いないと思います。しかし、医師優遇税制もあるし、企業優遇のいろいろな措置がまだ残っています。さらに、法人税法の中では、準備金や引当金等の問題、それほど退職者や貸し倒れがないにもかかわらず大きな控除を認めているという問題もあるわけでありませぬ。さらに、法人税率は一律税率なものですから、景気がよくなっても、所得税ならものすごい累進制でぐんと上がるのですけれども、法人税は全く比例税率ですから、所得税の大きなカーブじやなしに緩やかなカーブでしか税収がふえてこないのです。ですから、もっと緩やかな累進制、きつい累進制はいまの法人税制等からいつてむずかしいかもしれませんが、緩やかな累進制をつくるということも決して間違いないのではないかと、いろいろな言い方もしているわけでありませぬけれども、これらの準備金や引当金の積み増しの停止等をちよつとやるだけでも、かなりの増収を図ることができる。

特に、いままで全く論議されないのは地方税についてであります。地方税についても、私どもは

ずいぶんこの中で分析しておりますけれども、大きな企業の事業税については、軽減措置は相変わらず残っていますし、それからまた、電気税のときは、八十の品目に対して千三百九十六億円の非課税であります。この市町村税は総額で三千九百億円であります。一般家庭の方は三千九百億円の税金を払っているのですけれども、八十の品目の産業だけが千三百九十六億円の非課税というようになっているわけでありませぬ。これは具体的に品目がみんな挙げられております。鋼材はどれだけ、アルミはどれだけ、セメントはどれだけ、各種金属工業、合成化学工業というふうな品目全部みんなありますよ。

後で自治大臣から言っていたでもいいですけれども、そのことをみんななげ上げて、民間の活力だとか自立自助だなどという言葉が使われているわけですね。これらは言葉では非課税措置とは言っても、実は企業に対する補助金ですよ。そういうようなものを私どもは全部切りたい。そういうような乱暴なことは申しませぬ。申しませぬけれども、しかし一割や二割ぐらいはこれを整理するという考え方があってもいいのではないかと思っております。私どもの考え方で二割整理すれば、二割までではなくても物価調整減税の財源は出てきますよ。大蔵大臣並びに自治大臣から、この企業優遇税制の問題についてどのようなお取り組みをされるおつもりか、それを伺います。

○渡辺国務大臣 法人のいわゆる各種の引当金、その中で退職給与引当金、貸し倒れ準備金等のお話が出たわけでございませぬが、この引当金は負債性のものという考え方に立っておるわけですね。御承知のとおり、労働協約によって、退職する場合に繰り退職金をくれるかというように決まっています。この制度を認められていくわけですが、ところがそれは労働組合と企業主との間でそういうふうな債務が発生した、その債務について全体の四割の度にはいままっておるわけですね。しかし、現実には

四割もやめるなんというのではないのだから、積み過ぎではないかという御議論だろうと思えます。

これらにつきましては、いま言ったように債務性のものだという主張が一方にあるものですが、どういふふうな理論的にこれを崩すかということではいろいろ苦心をしておるわけでございませぬが、現実とは少し違ふじやないかという点について、私もそのような見方もあると思っております。私から、引き続き検討をさせていただきます。こう考えておられます。実際には合うように貸し倒れ準備金等についても直してきておるところでございませぬが、これは一層検討してまいりたいと思っております。

法人税の段階税率、これはなかなかむずかしい問題でございませぬ。十億円以上のものについてはある程度高税率を課せ、十億円未満は低税率にしてというふうな御主張が、この前もあつたわけでございませぬが、しかしながら、仮に十億円も上げたとしても、百億円の会社が十億円も上げた場合と、十億円の会社が十億円も上げた場合とは、まるきり違ふ私は思っております。二百億円の会社が十億円ぐらいいいからもうけないので、五割の配当もできないということでもございませぬ。資本金二十億円の会社が十億円利益が出れば、五〇%も上げた計算になるわけでございませぬ。ただ金額だけで十億円以上のもものは高税率、十億円未満のものは低税率ということにはなるまい、こう思っております。

終戦後、資本金に比例して、資本金の何割超過の所得を出したものに付いては高税率という法人税があつたように記憶いたしております。戦時立法であつたかどうかはわかりませんが、終戦後ございませぬ。しかし、これは実は資本金の小さな会社の方がもうける率が高いのが普通でございませぬ。したがって、やはり小さな企業が高税率を受けるということになりかねないという矛盾も多少ございませぬ。一つの方法ではございませぬが、しかし所得以上にうけておるのだから、その超過

所得分については余分な税金を払えという一つの御主張はあろうかと存じますが、十分に検討しないと、いま直ちに賛意を表するというわけにはまいたしません。

地方税の問題については、自治大臣にお願いいたします。

○安孫子國務大臣 地方税の關係についてお答えを申し上げます。

地方税におきまして、軽減あるいは非課税措置を講じておるものがあるわけでございますが、言うまでもございせんが、一種の政策目標というものと税負担の公平という問題との調整をどこでとるかということについて、いろいろ検討を要する問題でございます。ともいたしますと、非課税措置等というようなものは慢性化しがちでございます。それからまた、既得権化する傾向がございます。そのので、自治省といたしましては、常にその間の問題を認識いたしまして調整をとってきておるわけでございます。

そこで、電気税の問題については、従来この問題は、物価にはね返るといふ問題が主として政策的な課題として、この辺の調整をとって今日に至っておるわけでございますが、現下の情勢といたしましては、やはり財政の關係が申しまして、租税負担の公平化という原則を相当重視すべき時期に來ているのではなからうかと考えておるわけでございます。しかし、いづれにいたしましても、影響するところも多々ございまして、十分に検討してまいりたい、こう思っております。ところでございませぬ。

○安井委員 その検討いたしましたという言葉を、十年というか二十年間、実は聞いていたわけですよ。私は、一番最初国会に出て、二十二年前でしたかね、地方行政委員長が鈴木善幸さん、その鈴木委員長時代からこの地方税の問題について、私ももうざりざり議論をしてはいるわけですよ。だから、何年たったって結論が出ないわけですよ。

あの地方税法の中に、電気税など品目がみんなはつきり書いてある。セメント、合成化学という

ように全部あるわけですよ。セメントは二十三社に九十一億円の軽減が電気税で行われている。アルミニウムは対象は八社なのですけれども、百四十億円の軽減が——これは補助金ですよ、アルミはいまだ大変な時期に來ていますけれども、とにかくそういうふうな品目がみんな出ているのですから。ほかの法人税とか租税特別措置法は具体的な名前が出ていないだけに、何か皆さんごとのように聞いているけれども、地方税法はざりざり出ているわけですよ。それだけに一つ改正することになることになると大変な抵抗があるというところは間違ひありません。そういうふうな中でいままでも来ているわけですよ。

ですから、お年寄りの年金を夏からもらえなと思つておるものを値上げ分はもう来年でなければもらえませぬよと言われる。そんなむじごいことをする前に不公平税制の是正をやるべきであり、そしてまた、物価調整税がでない、財源がないです、こう言うのですが、あるじゃないですか。企業は自分の不公平税制は正という名前でも税金が少し高くなるかもしれないけれども、その高くなった税金で自分の従業員の税金を調整して安くすることができるとなれば、私は決して経済的に大きな損になるといふようなことにはならぬと思ひますよ。きょうはもう具体的な話まではいきませんけれども、これはもう少し基本的な検討をすべき段階だと私は思ふのですが、総理、どうですか。

○鈴木内閣総理大臣 租税特別措置の見直し、さらに地方税におきまして非課税の取り扱ひ、こういう問題につきましましては、引き続き前向きでその改善方について努力してまいりたいと思ひます。また、引当金、準備金等も、特別措置ではございませぬけれども、これも五十七年度予算編成の過程におきまして厳しく見直しをしてまいる考えでございます。

○安井委員 前を向いて足を出してください。前だけ向き放しじゃだめですから、足を出して

ください。そのことをひとつ申し上げておきます。(発言する者あり) 前進をしないといふ意味です。足はもうすでに八十二兆円出しているそうです。すから……(発言する者あり)

○金九委員長 静粛に願ひます。

○安井委員 次に、社会保障の問題にちよつと触れておきたいと思ひます。この問題に關心を持たざるを得ないわけですが、その中でも今度の三十六本の法律改正案のうち、厚生年金等に対する国庫負担の四分の一削減という問題であります。これについてもう繰り返し繰り返しいままでも議論をされておるところであります。これによる削減額は千九百億円だそうですから、今度法律案で削減されるもの実に七十七億です。これがなかつたら残りのはたつた五百八十二億円しかないので、社会保険審議会も社会保障制度審議会も、村山厚生大臣の諮問を受けて、どちらも厳しい姿勢を示して、これは困りますという意見を明確にしています。とにかく長期的な財政安定と制度に対する国民の信頼こそが不可欠なんだ、それが年金なんだということでありませぬ。どんでん積み立てていって、もらうのはずっと後なんですからね。そういう信頼を失うような今度の削減措置ということになるのではないかと私は思ひます。

そういう本質論があるのと同時に、削減に対する穴埋めはいたしますというのを繰り返し繰り返し言われて、法律の中にも書き込まれているわけでありませぬ。これはまさに玉虫色の決着とでも言うべきであります。とにかくその内容をそれが勝手に解釈してあの法案の中に乗つけたと言つてもいいやうなやりやうがあるやうな気がするわけでありませぬ。政府の法律ですから、国会が話し合ひで玉虫色をやる、そんなまねをしてもらいたくないわけでありませぬ。

そういう際に特に問題になるのは、「国の財政状況を勘案しつつ」補てんをする、こういうわけでありませぬけれども、裏返しにすれば、財政状況が悪ければ補てんはしませんよと読んでいいのですか、そのことが一つであります。

それから、この法律は三年間の暫定法であり、三年間国の支出を減らす、三年後利子つきで返すという、赤字国債の借りがえと同じやうな発想で行われている点、これも問題ではないかと思つたわけでありませぬ。そして三年後、すなわち六十年後から財政が必ず確立できるのか、そういう心配が相変わらず伴うわけでありませぬ。さっきの増税なき財政再建の問答でおわかりのとおりであります。私どもの計算でも、三年後には元利合計七千七百億円くらいになるんじゃないですかね。そういうやうなものの返還がきちつと行われるのかどうかということも心配であります。特に、私がいま言ったのは、「国の財政状況を勘案しつつ」ということを逃げ口にしてはいるのではないかと、このことですね。それから、この性格というのはどうも赤字国債の変形ではないのか、その点についてはどうですか、大蔵大臣。

○渡辺國務大臣 ちゃんとお返しをするということとを法律でも、私は国会でも言つておるわけでございませぬ。財政事情によつて食ひ逃げするやうなことはやらない。それでは、それなら赤字国債と同じじゃないかという御反論でございますが、これは繰り延べたものでございまして、国債と違ふ点は、国債は利率がはつきり書いてあつて、償還期限がきちつと書いてあるというところであります。財政事情も何もないのです。その期限が来たら、その条件できちつと金は払わなければならぬ。これは、財政事情を勘案して、急に払つてしまふということもございませぬ、多少御猶予願うということもございませぬという点が国債と違ふわけでありませぬ。

○村山國務大臣 この法案に書いてありますやうに、年金の財政の健全性を阻害しないやうにということが書いてある意味でございますが、これは元本の繰り入れはもちろんでございませぬ、これは財政は運用収益をすべて給付の財源にいたしてい

るわけでございますので、その点は当然含まれるわけでございます。したがって、それである限り、年金財政の健全性は阻害されないはずでございます。

問題は、あと「財政状況を勘案しつつ、」これはもちろんのことでございます。そのためにやっているわけでございまして、繰り入れ期間をどうするかというのが恐らく中心問題でございましょうけれども、その辺は少々延ばしていただいても利子はますますつわけでございまして、その辺がちょうど調整の要点になるわけでござい

それから、国債と違う点はもとよりでございます。第一、それだけ歳出規模が縮まるわけでございまして、また、いま大蔵大臣が言ったことのほかに、起債市場にも非常に好影響を与える。特に、三年間タイムリーにどういう財政政策をやるかというところは非常に大事なことでございまして、時期に応じてやるということは、私は十分意味を持つておると思えます。

○安井委員 私、今度の措置について、いま大蔵大臣がいみじくも言われましたように、起債なら、国債発行ならうるさい手続があるけれども、これはそう要らないのだという言い方は、ちょうど親が金に困って子供から借金をするようなものです。近ごろは子供は金持ちですからね。そして、ちょっと使わせてくれよ、利子もつけてやるからな、こう言っているだけのことである。しかし、これはそれが本来きちっとした手続で国債発行をすべきものを、そういうような形でごまかそうとしていることによく似ていると思えます。したがって、本質はちつとも変わらないのだということの本質論が一つあります。

それから、「財政状況を勘案しつつ」という言葉は、必ず返すのなら、こんなことを書く必要はないわけですよ。物を支出したり収入したりする場合に、財政事情を勘案しないで行うばかはありませんよ。いかなる大蔵大臣が出てきてもそうだと思いますよ。だから、こんな言葉はなくてもいい

わけですよ。だから、その言葉をことさらに入れたということが、子供からの借金ですから、厳しいときはちょっとがまんしてくれよな、そういう思いが込められているような気がするものですから、年金受給者の皆さんにかわって私はその点を追及するわけです。

それでは、利子はどれぐらいをお考えになつていくのか、それから何年かかって返していけるのか、それからまた特例期間後という言葉になっておりますが、いつからどのように補てん措置を講ぜられるのか、もう少し具体的なお答えをいただきたいと思えます。

○渡辺国務大臣 そこがコンクリートで固まっていけない、だから国債と違うのでございまして、これを申し上げたわけでございまして、これについては何年ぐらいにするか、平均にするか、傾斜的にするか、年ごとに違えるか、こういうようなことは、年金財政に支障がないようにはまいりました。その後は、年金財政に支障がないわけですから、国の財政事情もその時点で御考慮いただいで、相談し合ってお返ししてまいりましょう。利率の問題等については、運用部でお預かりすれば幾ら幾らというふうなことで、年によって違うこともあり得るわけでございまして、これなどもその実態に即して考えてまいりましょうということでありませぬ。

○安井委員 細かな問題についてはまた同僚委員が後で詰めますけれども、私は、特にきょうお聞きしておきたいのは、どうも厚生省と大蔵省は年金財政の将来についてその悪化を非常に心配しておられる、そのことをさっきもあなたは言われましたし、常にそれを言われているだけに、今度国から入れる金を抑えておくというところで、将来財政事情が苦しくなつたというふうなことになるれば、まあ少しがまんしてくれよな、こういうふうなことになって、その段階で保険料の値上げにはね返ってくる、あるいはまた給付内容をダウンすることにせざるを得ないか。いままでも、もう支給開始年齢は六十五歳にしなければ後々大変ですよ

という大宣伝を厚生省もやりました。そのたびに国民や国会から抵抗を受けて思いとどまってきたという状況があるだけに、今回のこのこと、将来保険料の値上げや、あるいはまた保険給付内容を引き下げることにつながるがらないというところをこの際言明していただきたいと思えます。

○村山国務大臣 今度の特例期間中の臨時措置の問題、それからその善後措置についてはこの法案で書いておるわけでございまして。しかし、根本的に年金財政がどうなるかという問題は、先日子算委員会におきましても各委員から総理に御質問があったわけでございまして、これはもう基本的な問題でございまして。そういう意味では、これからの高齢化に向かっています、年金の給付と保険料のあり方、長期安定のために一体どうなるのか、これはやはり真剣に考えていかなければなりませんし、それから各年金、共済年金なり、そういうものとのバランスの関係をどうするか、官民格差をどうするか、あるいは将来一元化が可能であるかどうか、そのときに、いろいろ出ております基礎年金というものはどういふふうになるのか、これはもう大変な長期問題でございまして、われわれとしてはこれに真剣に将来取り組む時期が来るであろうということを考えておりますが、今度の措置とは無関係でございまして、このために保険料を上げるとか、あるいはそのために給付水準を下げるとか、それは全然考えておりません。

なお、ついでに申し上げますと、昨年御了承を得まして、男子の場合、年金の料率を九一から一〇六に上げておるわけでございまして。それから、医療につきましても、八〇から八四までとありあえず上げさせていたでいてるわけでございまして。これによります平年度の増収額は、実に大体一兆三千億になるわけでございまして、われわれは、これは医療保険の健全のために従来とも努力をいたしているわけでございまして。

○安井委員 いま答弁をお聞きすれば、かえってよいよ不安になってきました。いま本質的な不安を言われたのだと思うのですが、そういう不安な状況の中に、その上にさらにいまの削減がかぶさってくるわけですよ。だから、不安が二重になつてきます。そういう意味で、この措置というものは、とても簡単に、この繰り入れをもつとちつとしますというふうな口約束だけ受けて、よろしゅうございましてということにはならぬ問題だと思えます。そういう本質論がはしくも出てきたというところを、これから後で同僚委員にまた質問に立っていただきますので、その場合に残しておきたいと思えます。

文教関係の問題がありますけれども、これは後ほど湯山委員が質問をやってくれますので、ちょっと時間の関係もありますので私は深く触れませんが、とにかく四十人学級や教科書の無償供与や、公立文教施設の削減だとか、鈴木行軍では福祉に次いで教育費の支出が減らされている、こういうことではないかと思えます。

さつき福祉について私は一つしか挙げませんでしたけれども、とにかく軒並みにいろいろな年金とか給付とかいうのは削られています。今度の削減の一覧表ができればおわかりのように、削減の六割から七割、あるいはひよっとすれば八割が厚生省予算ですよ。そして続いて文教予算だ、このことを私どもは明確にしておかなければならないと思えます。

したがって、これらの出ている対策については、四十人学級については、私どもは長い懸案が解決されて、しかも十二年間で実施をするという気の長い計画をここで踏みに行われては大変だということ、教科書の無償供与の問題についても、西欧諸国はみんなやっていますから、先進国で日本だけがやっているとされているのを、これまたわずかの金を生み出すためにこれをやめてしまふというふうなことは許されぬ、こういうふうな問題を明確にし、指摘しておきたいと思えます。

しても、やはり一部持っていたのがいかにあろうか、こういうことをわれわれも考えておきますし、また臨調もその趣旨のことを言っているわけでございます。

しかし、これはもとより国と地方の財政問題に非常に関連するわけでございますので、臨調答申それ自身が、この問題の決着はやはり財政状況を見て年末までに政府部内で熟議するべき問題である、こういうことを言っておりますので、私たちがこの問題をさらに論議を深めまして、また自治省とはもちろんでございますけれども、財政当局を含めて、今後これを煮詰めて結論を出してまいりたいというのが現在のわれわれの立場でございます。

○安孫子国務大臣 国民健康保険の問題は、厚生当局とやら私どもは見解を異にしておるものでございまして、国民健康保険は、やはり一つの日本の社会保険の体制の中にあるわけでございまして、この社会保険制度というものは、国の負担と保険料をもって賄う、こういうのがたてまえになつておるわけでございます。そこで、国民健康保険だけを府県の負担に持ち込むということは、制度全体として考えれば問題が非常に大きい、もう一度再検討して根本的な検討を加える必要があるだろう、こういうふうにいましておるわけでありませぬ。

あるいはまた、この問題が発生した原因といったしましては、医療費が非常に増高するという問題があるわけですね。府県が監督権を持つておるから、ここへ負担をさせればそれを減らすことができるだろうというふうな思惑もあるようでございますけれども、これは全然別の問題でございまして、この点については、それなりの制度を拡充し強化をするということによって措置すべき問題で、府県が機関委任事務といたしまして指導監督権があるから直ちに負担もすべきだということ、非常に間違つた方向ではないか、こういうふうには考えておるわけでございます。

ますが、これのうらはらになりましますのは、全部国で持つておるわけでございませぬ。障害児あるいは生別、死別の関係で特別児童手当というものは出しておるわけでございませぬが、この対応すべき制度は全部国で持つておるわけでございませぬ。特別児童手当の方だけを府県に負担させるということ、これは政策の一貫性から申しましていかにがなものであろうか、こういうことを考えておるわけでありませぬ。

それからまた、地方財政の状況から申しまして非常に問題があるわけでございませぬ。そこで、臨調の中におきましても、この点は非常に論議があつたところでございませぬ。両論がありまして、そして結局この問題は財政の問題とも関連をする、来年度の予算編成上の問題にも関係をする、こういうことで年末までに政府において結論を出すようにというふうな答申になつておるわけでございます。

したがしまして、以上申し上げたような点について厚生当局と相当基本的な問題についての見解の相違もございませぬ、また一面、財政上の問題もございませぬから、年末までに、財政当局も入れまして、この点を結論を出さなくちゃならぬ、こういう立場でおるものでございませぬ。

○安井委員 もう一つ自治大臣についてですか、伺いたいのは、老人医療費の無料化の問題で、老人保健法が通つた段階では、その無料化はなくなつちゃう、その際に自治体がそれをさらに上乗せするような形でやつている分も廃止すると臨調は書いておるわけでありませぬ。しかし、これは地方公共団体の単独事業ですから、自主的な仕事で、その自治体の政策選択を、中央政府がそれに干渉するということ、私は間違ひだと思つておるわけでありませぬ。この問題について、自治大臣のお考えをこの際あわせてお聞きをいたしたいと思ひます。

○安孫子国務大臣 答申において廃止をすると言つておられますけれども、これはできるだけ切つておきたいものだとおっしゃるに私どもは受

け取つておるわけでございませぬ。言うまでもございませぬが、自治権の問題とも関係はいたしません。したがしまして、中央政府でもつてこれを制度的に打ち切るというふうなわけにはなかなかいかぬ問題でございませぬ。ただ、率直に考えますと、地方団体といたしまして、この単独事業を選挙するに当たりましては、事の順位あるいは後年度における財政上の負担でございませぬかと、そうした問題を十分に考慮して慎重な選択をすべきものだろう、この点についての注意を喚起しておるのが答申の趣旨であらう、こういうふうな理解をいたしております。

○安井委員 どうもいまのはちよつと歯切れが悪いんですけれども、これらもあわせて後で別な委員から質問があるはずであります、ただ、総理に伺いたいのは、ここでもう明らかに厚生大臣と自治大臣との意見の食い違い、隔内不一致ということはいまの段階では間違ひありません。どうか、これはどういふふうにお御処理されますか。

○鈴木内閣総理大臣 この問題につきましては、自治大臣、厚生大臣、それに財務当局である大蔵大臣、この三大臣の間におきまして、五十七年度予算編成の過程におきまして調整をやりまして、国会に對し御報告をいたさうと思つておるつもりでございます。

○安井委員 もう一つ伺いますが、これがもし実現するようなことになるれば、国保法やあるいは地方財政法の改正が必要になると思つておるわけですか。

○安孫子国務大臣 地方財政法について申し上げますれば、改正の必要がございませぬ。

○村山国務大臣 いまの答申を実現するというところになりますれば、当然国保法の改正を必要といたします。

それから、もう一つ重大な問題は、行革と防衛の関係であります。防衛庁は今度の臨調の答申のゼロシーリングに對してどう対応したかということをお聞きしたいわけでありませぬ、特に私は、これはむしろ大蔵大臣へのお尋ねになるかと思つておるわけでありませぬ、七・五のシーリングを大蔵省は防衛庁に与えたようでありませぬけれども、しかし人事院勧告によるベースアップが計算されますと九・九になるというところは間違ひないと思ひます。防衛庁の方は九・九でやつてくれと言つておるわけでも、大蔵省としては一体シーリングをどこで最終的に抑えるおつもりなのか、それを一つ伺ひます。

○渡辺国務大臣 これは、七・五は要求の限度枠でございますから、当然そのとおりにするということではございませぬので、ほかの予算との並び、それから防衛費の中身の総点検、そういうことで切るべきものは切る、伸ばすべきものは伸ばす、そういうことの決着をつけたいと思つておるわけでありませぬ。

○安井委員 そうすると、九・九でもないし七・五でもないし、七・五からさらにダウンすることもあり得る、そういうおつもりだということですか。

○渡辺国務大臣 全体の中で決めてまいりますから、いま確たる数字は言ひませんが、それより下になることもあり得ると思ひます。

○安井委員 防衛予算について特に重大な問題は、後年度負担がきわめて大きくなるという点であります。概算要求でも、装備の新規契約が五十六年度は七千五百二十六億円、五十七年度はこれがもう二二二億になつて一兆六千七百二十一億円でありませぬ。恐ろしい伸びです。ところが、初年度の歳出への計上額は五十六年度と余り変わらないのですね。五百二十四億円しか計上してないわけでありませぬ。つまり、五百二十四億円の頭金だけ払つて、何と一兆六千七百二十一億円の買い物をする、こういう仕組みになつておるわけでありませぬ。

たがって、ツケは全部後年度にいくわけでありま
す。二兆二千六百億円、昨年比べても六八・
九兆という異常な増加になっていくわけで、これ
によって五十三年の中期業務見積もりの前倒しは
可能になるかも知れぬが、しかし既往の後年度負
担とこれが合算されれば、恐ろしい額になってい
くということが一つあります。

それからもう一つは、装備の増加に伴って自衛
官も当然必要になってくるでしょう。軍艦がふ
え、飛行機がふえてくれば、その乗員が必要にな
ってくるのではないかと思います。去年、千人の
増を防衛庁はお出しになって、ことは二千人の
増ですよ。これは、こんな膨大な買い物をした
後、さらに人間をふやすというツケが来るのでは
ないか。そして、人件糧食費がそれによってふえ
てきます。大体、防衛庁の予算の半分は人件糧食
費ですからね。それがさらに後年度の負担として
あらわれてくることになるのではないかと
思います。それらの点について、防衛庁から話し
ていただいてもいいですが、大蔵大臣の方がこれ
から詰めるお立場であると思いますので、ひとつ
その辺の事情について伺います。

○渡辺国務大臣 概算要求については、御指摘の
ような問題点がございまして、したがって、そ
れをそのまま認めるというわけにはなかなかいか
ない。いずれにいたしましても、財政再建の妨げ
になるようなことは困るといふ点から、後年度負
担についても財政再建の妨げにならないように処
置をしまいたい、そう考えております。

○安井委員 どういう措置をこれからおとりにな
るのかわかりませんが、いま出ている概算
要求をかなり削減しても、私は、後年度負担とい
うものは、いまの正面装備費の問題について、そ
れから人件糧食費について、これは大きな額とし
て予想されるわけでありまして、人件糧食費の増加
の問題は、いままでだれも余り触れていないので
すけれども、私は、これはかなり大きな額になり
はしないかと思つて、そこへ持つてきて、さつ
き論議いたしました厚生年金等に対する国庫負担

の削減が——六十年以降においてこれは返してい
くわけでしょう。それも大きな後年度負担であり
ます。

だから今度の行革というのは、今度のこの中で
解決するというものは余りなくて、ツケを後に回
すばかりですよ。大きな問題は、みんな後ツケ
を回すというふうなことで五十七年度の帳じりだけ
を合わせようという、そういう仕組みとしたか私
どもは受けとめられないわけでありまして、したが
って、三年間の財政再建というのは、三年間のう
ちにはもう鈴木内閣も続かないだろうから、当面
だけ、表だけつじつまを合わせておけば行革だ、
こういうことになっていくわめて無責任体制だ
という感じを受けざるを得ないわけでありまして。
総理、これはどうなんですか、後に何でもかん
でもツケを回していくというのは、防衛がそうで
しょう。いまの年金がそうでしょう。そういうよ
うなことで、これで行革だなどというしるもので
はないんじゃないですか。どうですか。

○大村国務大臣 総理がお答えになります前に、
ちよつと所管大臣としてお尋ねの点について御説
明させていただきます。

まず後年度負担の問題でございますが、五十七
年度概算要求における後年度負担額は約二兆二千
六百億円でございます。そのうちの新規の後年
度負担は約一兆六千二百億円、既定の後年度負担
は約六千四百億円でございます。この新規の後年
度負担約一兆六千二百億円のうち、主なものだけ
申し上げますと、航空機購入約七千六百億円、艦
船建造約二千五百億円、装備品等整備約一千六百
億円、武器購入約一千三百億円、弾薬購入約一千
三百億円、一千億円以上の項目を拾いますと、以
上のとおりでございます。

この支払いの仕方でございますが、いずれも
調達から納入まで年度がかかるものでございま
す。初年度におきましては、御指摘のように一
部を歳出予算に計上するわけでございまして、全
体といたしましては、債務負担行為あるいは継続
費として予算において計上して御審議を願う。ま

た、それに従いまして後年度歳出予算に計上され
る。言うなれば、ダム等を発注する場合と同じで
ございまして、出来高に応じて現金支出を必要と
する年度に計上するという仕組みでございませ
ん。別にツケを後に回すという性格のものではな
いということをお認議願したいと思つておりま
す。

それから、人件費の点につきましてお尋ねがご
ざいました。私も今回の概算要求につきまして
人員の増を若干要求いたしておりますが、これは
艦艇、航空機のこれまでに注文したものが五十七
年度中に就役するものにつきまして、一機につ
き、一艦につき何人必要か、一方除籍に伴う減員
が何人あるか、差し引き計算をきめ細かくいたし
まして、純増のみを計上いたしているわけでござ
います。また、人件費のウエイトにつきまして
も、できるだけ抑制を図りまして、予算中に占め
るウエイトを先御指摘のようにこれまででは五
〇%以上であつたわけでございまして、逐次縮減
を図るよう努力しているわけでございまして。

また、防衛関係費全体につきまして合理化、効
率化に努めて努力いたしまして、時間がかござい
ませんので一々は申し上げませんが、防衛庁全体に
おきまして約三十九億円の施設庁関係におきまし
て約十四億円の合計しまして五十数億円を削減す
ることにはいたしているわけでございまして、また
そのほかに艦艇、航空機の耐用年数の来しましたも
のを安全度を確かめた上で延命を図る。そういつ
たことによりまして、たとえば艦艇につきまして
は一隻当たり約三十五億円、航空機につきまして
は約二十七億円、これは単年度に効果が出るわけ
でございませぬが、長期によって経費効率化の効
果の上がるような措置もあわせて講じておること
を申し上げておきます。

○安井委員 ちよつと防衛庁長官にお願いしてお
きますけれども、これから後の人件糧食費とか
正面装備費の年度ごとのふえ方、人の数、金額等
について資料をまとめていただきたいと思いま
す。いま五十七年度は、ということですが、そう

じやなしに、艦艇でも五十八年に入ってくる、で
き上がるものもあるわけでしょう。だんだんふえ
てくれば、それによる定員増というのが出てきや
しないか。それによって人件費、糧食費がどうな
ってくるか、それがわかるような資料をひとつお
出しをいただきたいと思います。

○大村国務大臣 五十八年度以降につきまして
は、未確定の要素も多いので正確な資料をつくる
ことはきわめて困難であると思つて、ただいま
御指摘のように、これまで決まっております
ものが、入ってくるものにつきましてどのような
見通しになるか、そういう点、できるだけ勉強
しまして資料として提出させていただきますと思
います。

○安井委員 総理、いま防衛予算の問題につい
て、若干大蔵大臣並びに防衛庁長官とのやりとり
があつたわけでありまして、行政改革という中
でいまの膨大な概算要求、それをそのまま認めるわ
けにはいかぬという大蔵大臣の意向、こういうよ
うなものに対して総理としてどうお考えなのか。
私どもは、あくまでも今日の段階において鈴木内
閣に要求するということでは、平和と安全とい
うことのお話もありましたけれども、少なくとも
いまより新しい装備をふやさないと、ところ、そ
れぐらいまでは鈴木内閣に要求しても差し支えな
からう、そう思うわけでありまして、とりわけ、さ
つき申し上げましたような大砲かバッテリーかとい
う選択がいま重大になってくる。そういうときだけ
にバッテリーこそ優先順位を与えるべきだといふ考
え方を申し上げて、御答弁を願いたいと思いま
す。

○鈴木内閣総理大臣 防衛関係の予算の概算要求
に関連しまして、七・五%のシーリングに触れな
がら、これから一体査定でどうなるのかというよ
うなことがお尋ねにあり、大蔵大臣、防衛庁長官
からお答えをいたしたとおりでございまして。
私は、防衛費につきましては、かねてから予算
委員会あるいは本会議等々を通じて常に申し
上げておるのでありますが、わが国は憲法及び基

い超高齢化社会というものに向かつて、きわめて速いテンポで進みつつあるわけでありませう。しかも、その出生率の低下と逆に高学歴化の傾向はますます進んでいるわけでありませうから、当然生産開始年齢はおくれる一方でありませう。これは雇用政策の面ばかりではなくて、わが国の産業構造にも必然的に質的な変化をもたらすことになりませう。

さらに、第一次臨調の時代にわれわれはほとんどそれを制約と考えていなかった資源エネルギー、環境の制約といった問題も、今日ではわれわれは考えなければなりません。しかも、その後の日本の国力の伸展に伴い、国際社会におけるわが国の果たすべき役割りの増大というものは、われわれにはきわめて厳しい課題となりました。こうした厳しいきわめて大きな条件の中で、状況の変化に敏感かつ弾力的に政策対応を迫られる場面、また、その必要性というものは今後ますます増大するでありませう。

まさに総理の所信表明にもありましたように、高度成長時代に生じた行政のぜい肉をそぎ落とす、そして行政の機敏な対応力を回復すること、いわば人生五十年の時代の行政の仕組みから、人生七十年、八十年の時代に即応した行政のあり方というものを確立しなければならぬという、二十一世紀を展望する国家の大計でありませう。避けて通れない国民的課題でありませう。

ところが、先般来私どもは、今回の行政改革というものが財政の収支合わせにすぎないという御主張をしばしば耳にいたしました。しかし、決してそのようなものでないことは皆さんも御承知のとおりであります。現行の定員削減計画を改定、強化して、新たに明年度から五年間五割の国家公務員の定員削減を行うこと、あるいは特殊法人の役員定数、給与その他についてもなおメスを入れるという方針をすでに閣議において決定せられてはいるはずであります。

しかし同時に、現状においては行政改革と財政再建は一体不可分のものであります。現在のよう

に財政収支が均衡を失っている、財政の健全化が失われている状態においては、財政を再建して、その対応力を回復しておくことが、本格的な行政改革のための前提であります。行政改革なしに一方では財政再建ができないということも自明の理であります。

こうした中における本法律案の位置づけというのは、まさに今後の行政改革の第一歩であります。その第一歩さえ踏み出せないようでは、今後のより本格的な行政改革はもちろんのこと、昭和五十七年度予算において増税に頼らない財政再建すら非常に困難になるでありませう。

本法案について、福祉とか文教のねらい撃ちであるというような御意見もありません。しかし、私自身厚生大臣経験者として、行政改革に聖域なしという基本姿勢の中において、真の弱者に対する福祉は、八月末とめられた概算要求の中においてもごらんのとおり、決して後退はしていない、また、後退をさせるべきものではないと私自身も思います。政府の姿勢もそのとおりであります。

私は、こうした観点から、以上の三つの点につき、まず冒頭総理の御所見を承っておきたいと思っております。

○鈴木内閣総理大臣 行政は、時代の移り変わりに、また時代の求めるところによつて、常にそれに対応するように改めていかなければならない、このように私は思うわけでございます。私どもは、常に行政につきまして、どのような形で国民の期待にこたえるか、こういうことを絶えず見直していく必要があるかと思っております。そういう意味で、行政改革は、いつの場合でも私は今日の重要な問題である、こう思っておるわけでございませう。これでもう行政改革は終わったという性質のものではない、このように思います。

いまわが国の内外の諸情勢はきわめて厳しいものがあるわけでございます。御指摘のように、国内的には安定成長の時代に入ってきておりまして、財政収支と、そして行政に対する需要との間に往々にして大きなギャップを生じがちな状態である。

そういうような過程におきまして、今年度末八十二兆円という大きな公債発行残高も生じておる、このように思うわけでございます。また、急速に高齢化時代が到来いたしております。高齢化時代に対処して、行政はいかにあるべきか、いかに機能していかなければならないか、こういう問題もございませう。また、国民の価値観、これもいろいろ多様に分かれておるわけでございませう。

行政が常に機動的にこれに対処していかなければならぬわけでありませう。さらに、対外的には東西間の厳しい対立状態もございませう。また資源エネルギー、御指摘のようにそういう制約もございませう。環境に対する厳しい状態も生まれてきておる。さらにまた、世界経済がこのように停滞をしております関係から、貿易、通商の面でも摩擦を生じてきておる。また南北問題、これも大変深刻な問題に相なつておると思っております。

こういう面に対して自由陣営における世界第二の経済大国になった日本がどのように対応し、国際的な責任と役割りを果たしていくか、こういう問題も行政に強く求められておると思うわけでございませう。私は、そういう厳しい中で一体われわれはどういうことを目標にして進んでいかなければならないか、こう考えました場合に、一つは、何といたしても活力のある福祉社会を建設するということ、また国際的には日本に対する役割りの増大、これを要請されておるわけでありませうが、それに対してこたえていかなければならない、こういうことであるかと思っております。

そういうことこたえるために日本の行政というものがどのように改革をされていかなければならないかという問題につきましては、午前中にも私申し上げました。機動的な対応ができるようになる必要がある、また、簡素で効率的な体制にしなければならぬということも申し上げたところでございます。さらに、行政は国民の信頼の上に立つものであるから、常に自衛自戒をして国民の信頼をかち得るようなものでなければなら

ない、こう思います。

それから、橋本さんから行政と財政は一体不可分のものである、自由民主党行政調査会においては、そういう認識の上に立ってこれに取り組みできたというお話でございました。まさにそのとおりだと思っております。

先ほど私も申し上げましたように、とかく行政というのは惰性に流れるきらいがございませう。何かそこに突破口といいますが、一つの衝撃がないと行政の改革になかなか入っていきません。今日、日本の財政が非常に危機的状況にある、財政再建のためにはどうしても行政と財政の思い切った見直しをこの際しなければならぬということ、国民各層各方面に御理解いただいて、そしてこれを取り上げていこうということに国民的なコンセンサスが生まれてきておる、このように考えるわけでございませう。

そういう意味合いにおきまして、私は、五十七年度の予算編成におきまして二兆円の特例公債の減額を内容とする予算案を編成し、国会の御承認をいただいたところでございませう。しかし、この際、行政水準を急激に落とせまいというところもございまして、現行税制の枠内ではございませうけれども、一方において一兆四千億の増税をお願いした、こういう経過でございませう。

五十七年度におきまして、私は、引き締まり特例公債の発行等を思い切つて減額をする必要があると思っておりますが、その際に私は、重ねて五十七年度も増税を国民の皆さんにお願いをするというわけにはいかない、そこで行政の思い切つた削減合理化によつてこれを達成しようという考え方でいまそれに取り組み中であるところでございませう。

私は、まさに行政と財政は表裏一体のものであり、この際、五十七年度はぜひ増税のない財政再建へ向かつての予算編成をしたいということでも取り組んでおります。

さて、臨調から第一次の答申をちょうだいいたしました。これは、臨調は二カ年の時限で御調査を願うわけでございましたが、五十七年度予算を

そういうことで編成をしなければならぬという考えから、臨調に對しまして、当面緊急を要する課題について、特に五十七年度予算の中に生かすべき問題点について中間答申をちょうだいしたい、こういうことを要請いたしました。第一次の答申をちょうだいしたわけですが、それを最大限に尊重し、これを実現しようというのが今回の国会に御提案を申し上げております。行財政に関する臨時特例の一括法案であるわけですが、

したがって、これにつきましては、なまぬるいとか、非常に小さい改革にすぎないとか、こういうことの御批判もあるようですが、これも、これはこれから行います行財政改革の出発点であり、第一着手である、これをなし遂げることによって、国民の皆さんに行革に対する政府の姿勢、国会のこれに対する御熱意、こういうものはつきりするわけでございますので、ぜひこの国会で成立を図るよう御協力をいただきたい、こう思っております。

○橋本委員 私はいま総理の御答弁を承りました中で、どうしてもこの際ちょっと一言申し上げたいことがございます。

先般来、本院における御論議の中で、今回の行財政改革というものについて理念がないという御指摘をしばしば耳にいたしました。しかし、実はわずか一年前、臨時国会で行われました鈴木総理の所信表明演説の中で第二次臨時行政調査会の設置を明らかにされたとき、また、臨時行政調査会の設置法が提案されましたときの質疑では、総論だけではいかぬ、理念だけではいかぬ、実行の具体策はどうだという御指摘がもたらされた問題とされたのであります。

「いわゆる臨時行政調査会から提出される意見、答申を真摯に受けとめ、速やかにこれを実行に移すための具体的な方策をどのように考えておられるのか、総理並びに行管長官にその決意をお尋ねいたします。」とか「この答申の実施が財政再建にどう貢献すると期待をされておられるのか」とか

「総理は、第二臨調に對し、五十七年度予算編成に役立つようその第一次答申をまず求め、即刻実行に移すべきである」と考へるのであります。が、総理の御見解を承りたいと思ひます。」とか、これは実は皆その当時の国会の御論議の各党の大要敵しい御質問の中から抜粋した幾つかの例にすぎません。そして、そういう御論議を踏まえ、各党の御意見を踏まえた上で提出をされました答申の具体化を図ろうとすると、今度は総論が欠けているとか理念が欠けているとかという御指摘が、余りに首尾一貫しな過ぎるという気がして仕方がないのです。しかし、もとより行財政改革を進める上で聖域を設けないことは当然です。真の弱者を除いては、各分野で痛みをお互いに分ち合うことも必要であります。しかし同時に、痛みを分かち合う以上は、それだけの効果を国民が期待されるのも当然であります。

いま総理の御答弁の中で、私は一つ気になりましたので、渡辺大蔵大臣にお尋ねをいたしますが、今回の行政改革による財政効果というものを御示しいただきたい。実は総理も、今回の法律案のみを御答弁の中で強調されました。しかし、この法律案は、臨時行政調査会の第一次答申の中で、当面法律改正を要する事項のみを取りまとめたものでありますから、今回の改革の財政効果はこれがすべてではないはずであります。「財政の中期展望」によれば、五十七年度予算における要調整額は二兆七千七百億円であり、一体この法案と、この要調整額の関係は、それではどうなるのか。同時に、この法律案を含めて、臨調答申に基づく合理化、さらに中期経済展望に算定をされた公共事業費と本答申を受けてからの公共事業費の差額があるはずであります。また同時に、ゼロシーリングによる削減効果もあるはずであります。これらが一体となって年度の行政改革における財政効果なのでありますから、この法律案によって出てくる二千四百八十二億だけが行政改革による財政効果では決してありません。です

から、これらの分野は一体それぞれどうなっているのか、これらを合わせたものの総額と要調整額との差額についてはどう対応されるおつもりか、これを大蔵大臣から御答弁をいただきたいと思ひます。

○渡辺國務大臣 今回の行革に当たりましては、これだけの三十六本の法律を一本の法律にまとめ、大蔵省だけでは手の届かない経費の節減という問題についても、法律をつくって節減できるようにならなければならないことになってございまして、これは昭和二十九年の補助金等の臨時特例等に関する法律というの一回ございしましたが、それ以来例のない、まことに画期的なことだと思ひます。それによって政府の行政改革、財政再建に対する意気込みというものも察知していただけるだろう、かように考えております。しかも、いま橋本委員から御指摘がありましたように、この法律案だけで行革が済んだのではなくして、これは当面やらなければならない行革第一弾だ、本質的な問題は二弾、三弾と次から出てくるんだというお話がございました。それだけに、政府の行革に対する意気込みというものも是非なるものであるということをお知りおきいただきたいわけでありませぬ。

そこで、いま、さきに政府が示した「財政の中期展望」というようなものと、今度のゼロシーリングであるいはこの関連法の予算との関係は一体どうなっておられるのかというお話でございませぬ。

御承知のとおり「財政の中期展望」は、従来の発想で、改革をしないで、いままでと同じような手段、方法、政策をとって、情性でいけばどうなるかということを一応歳出として書き出していただけてございませぬ。一方、歳入の方は、ある一定の条件のもとにGNPが名目で一〇％程度毎年ずつと伸びていく、そして租税の弾性値が一・二と、年々ふえるというところで書いてございませぬ。そうすると、残る一兆円というのはどういふふうなことになるのか。これは各省庁がゼロシーリングの中で工夫をこらし、各省庁がそれぞれみんな減額して伸ばすべきものを伸ばさない、あるいは削減し

百億円ぐらい歳入不足になる。これを歳入不足にしてやるのか、それとも歳出を切るのか。だから、どっちにするか決めてないから要調整額と、こう言ってきたわけでございます。

ところが、今回は、総理の方針もありまして、五十七年度予算に向けては増税をやらせないんだ、増税をやらぬでこの要調整額をなくせという御方針でございませぬ。そういうことになりませぬ、結局予算の伸び率ゼロということにしなければならぬ。伸び率をゼロにするということは、口では簡単でございませぬが、大変なことでございます。そこで、その一環として臨調のまず当面なすべき答申が出されまして、その答申に基づいて法律が出された。その法律で削減されたものは二千五百億円弱じゃないか、二兆七千億にはとても及ばぬというわけでございます。それじゃ伸び率ゼロはどこでやれるんだという疑問が出るのは当然でございます。その中身を調べてみました。結果は大体こういうことになるわけでございます。

公共事業費につきましても、中期展望では伸びることになっておるわけでございます。それから、これはもう伸ばさないとどういふことでもゼロということになります。約九千億円ぐらいのものが浮くということになります。それから臨調答申の指摘事項にかかわる節減合理化、これを全部はじいてみますと、ざっと九千億円、合計して一兆七千五百億円が概算要求段階において臨調答申事項を繰り込むことによって削減することができ、あろう——まだできたわけじゃありませんから、できるであろうと試算をされておるのでございませぬ。

た。伸びているものもあるのですよ、伸びているものもあるんだけど、それ以上にへこましたものもあるわけですから、結局は伸びないということになったわけで、その減額した額が約六千億円と思われま。概算要求には繰り込まれていない本年度の要するに公務員給与改善費というものがあるわけでございまして、したがって、表面的には計数を見る限り、要調整額二兆七千七百億円が全部概算要求の段階で削減されたように見えるけれども、公務員給与の問題等もまた別に突はあるわけでございまして、これを申し上げます。

○橋本委員 要するに、公共事業分で約八千五百億、臨調答申に基づく合理化の減で約九千億、ゼロシリング効果が六千億前後と、大体そういう数字ですね。これだけがいわゆる今度の行政改革によって出てくる歳出の削減分である、その理解をさせていただきます。

そこで、それだけの歳出削減をすることについて、大蔵大臣からいま御答弁があったわけでありまして、関連して経済企画庁長官にひとつお尋ねを申し上げます。

これは国民経済計算上は政府支出の削減につながる性格のものでありますから、経済にマイナスの影響を及ぼすという心配があります。今後の経済運営に当たってその影響を最小限度にとどめるとすれば、いかなる点に注意を払っていくべきであるとお考えか、お述べを願いたいと思っております。

○河本国務大臣 私は問題が二つあると思うのです。一つは、いま議論になっております大蔵省の財政試算を拝見しておりましたが、これによりまして、来年は税の自然増収が約五兆弱と計算されております。再来年は五兆強、それから五十九年は約六兆と、これだけの税の自然増収が前提になっておりまして、五十二年の税収三十二兆が五十九年度には四十八兆になる、こういう前提条件があつて、そして同時に、若干の経費の削減をすることによって財政のバランスが回復する、そういうことになっておりますので、いまのお尋ねを二つに分けて申し上げますと、一つは、毎年五兆

から六兆という税の自然増収が確保できるような経済運営が必要である、このように思っています。それは幸いに第二次石油危機からの影響もほとんど解消いたしまして、五十五年からは五兆見当の税の自然増収が出るようになっております。ただ、これを継続するということは、過去の税収の推移等から見ましてよほど活力のある経済社会というものを維持しなければなりませんので、幾つかの工夫が必要だ、こう思っております。

それから、二兆七千億という財政削減による影響でございますが、これは計数上は当然それだけのデフレ効果が出てくるわけでございまして、要するにこの問題は、経済全体にそのデフレ効果をもたらすことができるかどうかという問題であると思つております。昭和五十三年の後半以降日本経済は、第一次石油危機による影響をほとんど解消いたしまして、まず健康状態になったと私も考へております。健康状態の経済になりましたので、第二次石油危機によるデフレ効果、石油代金が七兆円から八兆円毎年ふえておりますが、これが国外に持ち出しになっております。このデフレ効果を十分吸収いたしまして、そしてなお五兆前後の税収が生めるような、そういう経済の姿に回復しておる、こういうことでございまして、わが国経済が健康状態で経済の活力が持続できるということであれば、二兆、三兆の財政によるデフレ効果を十分吸収することは可能である、このように考へております。

ただ、念のために申し上げますが、経済がもし健康状態でない、力が弱いというような場合には、わずかのことで悪い影響が出てまいりますので、全体としての経済の活力を維持することがその前提条件である、このように判断いたしております。

○橋本委員 次に、国家公務員の給与改定についてお尋ねを申し上げます。

五十六年度一般会計予算における人件費の総額は、全予算額の一四・三％、約六兆七千億円と承知いたしております。ところで、去る八月七日人

事院から本年度の国家公務員の給与改定についての勧告が出されました。この人事院勧告をめぐりまして、今国会が召集されて以来すでに何回か論議が交わされております。政府においても給与関係閣僚会議が何回か開かれたと聞いておりますが、その結論はまだ出されておられません。

私どもの党の中においても、この人事院勧告をめぐって二つの考え方があつては事実です。すなわち、行政改革を推進するに当たって、国民各層に協力を願ひ、いろいろがまんをしていただかなければならない。行政全般にわたって徹底した合理化、効率化が求められているのときに、人件費といえども聖域ではない。定員の削減ばかりでなく、給与の合理化が図られなければ、その財源を租税という形で負担している国民の理解を得ることは困難があるだろう。しかも、現実の厳しい財政状況の中で臨調答申どおり何らかの抑制を図るべきだ、この考え方が一つであります。

一方においては、人事院勧告という制度は憲法上保障された労働基本権の制約に対する代償措置の重要なポイントであり、長年続いている良好な労使関係の維持のためにも、この勧告は完全実施すべきであるという考え方があります。

そこで、この問題に対する考え方を整理する上で幾つかお尋ねをしたと思うのですが、まず、本年度の人事院勧告による給与改定のための所要額は幾らでしょうか。所要額だけ大蔵大臣からお答え願ひいたします。

○渡辺国務大臣 本年度の人事院勧告五・二三％を実施するとした場合の所要額は、一般会計で約三千四百十億円と推定されます。

○橋本委員 本年度の財政事情を見ておりますと、財源面において従来補正財源の大部分を賄ってきた税の自然増収、また公債の追加発行という手段によることはきわめてむずかしいように私は思われます。他方、先般来の台風などによる大規模な被害の復旧を初め、追加財政需要については、給与改定以外にもかなり多額に上ると思われ

現在どのような状況にあるかを御説明いただきたいと思ひます。

○渡辺国務大臣 計数の点については事務当局から説明させます。

○西垣政府委員 現在の状況を簡単に申し上げますと、財源の問題につきましては、税収の動向は決してよくありませんので、自然増収を期待できるような状況にはございません。

それから、前年度の剰余金につきましては、四百八十四億円の剰余金が出ましたが、これは国会の御判断にゆだねるということで期待できません。

それから、公債につきましては、現在の起債市場の状況からいいますと、それから公債を減額するという政府の方針からいいますと、これは軽々に増発するというわけにはまいりませんので、財源がこれからふえるというめどは立っておりません。

それから、歳出の方でございますが、今年度の追加財政需要につきましては、いまの段階ではまだはっきりいたしておりませんが、これは災害が非常に大きかったということがございまして、災害復旧のために約二千億程度は用意しておかなければならないという状況にございます。

それから、義務的経費として毎年追加が必要になつてまいりますが、過去五年間の平均が約七百億でございます。

それから、そのほかにも毎年のように約四千億の追加財政需要が必要となつてまいりまして、今年度におきましても、少なくとも二千億というところで約五千億のものが、足しますと四千七百億でございますが、約五千億程度の追加財政需要を確保しておく必要があるかと思ひます。

他方、財源につきましては、先ほど申し上げましたような事情でございまして、既定予算の中から生み出すよりしようがない。予備費三千五百億でございますが、その中で五百億程度のものには不十分の備えとしてどうしても残しておかなければなりませんので、三千億程度のものを期待する。

それから、例年節約で幾らか財源を生み出してありますが、これは当初予算から非常に厳しい予算を組んでおられますので、せいぜい五百億程度ではないか。そうしますと、財源として使えるものは三千五百億程度ではないかというふうにごえられますので、そこで千億以上のものが不足しているというのが現在の状況でございます。

○橋本委員 現時点において財源として約千億円の程度が不足。いまの御説明の段階では、これは確定したことは確かに言えない時期ではありますけれども、本年度の給与改定の財源的なめどはなかなか容易に立つ状況にはないことは明らかになりました。

私自身は、みずからの国会生活の大半を社会労働委員会に所属して今日までまいりました。そして、人事院勧告が公務員に対する憲法上保障された労働基本権の制約に対してその代償措置の重要なポイントであることだけは十分承知をしておるつもりであります。政府は、人事院勧告を実施するべく最善の努力をすべき責任があります。円滑な労使関係を維持するためにも、可能な限り完全実施に向けて努力をすべきであります。しかし同時に、人事院勧告を勧告どおり完全に実施しないとい憲法違反になるという御意見がありますが、「それはそうだ」と呼ぶ者あり、「私はこの意見には同調できません。憲法違反にはならない」と呼ぶ者あり。全農林警職法事件において、昭和四十八年四月二十五日最高裁大法廷が行った判決が私がこう信ずる根拠であります。代償措置に関する最高裁判例として世間に知られておりますこの判決文の中のどこを読んでも、人事院勧告を完全実施しなければ憲法違反とは一言も書いてありません。一言半句ないのであります。むしろ多数意見の追加補足意見が「当局側が誠実に法律上および事実上可能なかぎりのことをつくしたと認められるときは、要求されたところのものをそのまま受け容れなかつたとしても、この制度が本来の機能をはたしていないと速断すべきでないことはいうまでもない」と述べておることをこ

の際私は明らかにしておきたいと思うのです。「たった二名だ、それは」と呼ぶ者あり。法制局長官、いろいろなやじがありましたけれども、この解釈には間違いありません。○角田(種)政府委員 御指摘の最高裁判決では、公務員の労働基本権を制約する場合の代償措置の一つとして人事院の給与勧告の制度を挙げておりますので、この制度が実効を上げるように国会及び内閣が最大限の努力をしなければならぬ、そういうことは当然のことだと解されます。ところで、御質問はさらに進んでのお尋ねだと思いますので、それにお答えをいたします。人事院の給与勧告を完全実施しないことが直ちに違憲になるかということについては、同判決におきましては直接言及してはおりませんけれども、判決理由全体を総合して考えてみますと、そこまでは断定してはいないと思われまします。また、橋本委員の御指摘はそのとおりであると存じます。○橋本委員 もとより私は公務員にのみ給与の抑制を求めるものではありません。人事院勧告の今後の成り行きはいかにかわらざらぬ関係だけじゃないのです。立法府のわれわれは国民に先んじて財政再建に協力する責任があります。われわれは歳費の引き上げを自粛すべきであります。自由民主党は、党として議員歳費の引き上げの凍結を議院運営委員会に申し入れ、去る八月十一日議院運営委員会の庶務小委員会において、わが党の委員からこれを正式に提案をいたしております。しかし、人事院勧告の取り扱いは、これはまさに五十七年度予算にそのままはね返ることでありますから、政府としては十分慎重な対応をぜひ要望をいたしておきます。

○橋本委員 閣下は明らかにしておきたいと思うのです。法制局長官、いろいろなやじがありましたけれども、この解釈には間違いありません。○角田(種)政府委員 御指摘の最高裁判決では、公務員の労働基本権を制約する場合の代償措置の一つとして人事院の給与勧告の制度を挙げておりますので、この制度が実効を上げるように国会及び内閣が最大限の努力をしなければならぬ、そういうことは当然のことだと解されます。ところで、御質問はさらに進んでのお尋ねだと思いますので、それにお答えをいたします。人事院の給与勧告を完全実施しないことが直ちに違憲になるかということについては、同判決におきましては直接言及してはおりませんけれども、判決理由全体を総合して考えてみますと、そこまでは断定してはいないと思われまします。また、橋本委員の御指摘はそのとおりであると存じます。○橋本委員 もとより私は公務員にのみ給与の抑制を求めるものではありません。人事院勧告の今後の成り行きはいかにかわらざらぬ関係だけじゃないのです。立法府のわれわれは国民に先んじて財政再建に協力する責任があります。われわれは歳費の引き上げを自粛すべきであります。自由民主党は、党として議員歳費の引き上げの凍結を議院運営委員会に申し入れ、去る八月十一日議院運営委員会の庶務小委員会において、わが党の委員からこれを正式に提案をいたしております。しかし、人事院勧告の取り扱いは、これはまさに五十七年度予算にそのままはね返ることでありますから、政府としては十分慎重な対応をぜひ要望をいたしておきます。

○橋本委員 閣下は明らかにしておきたいと思うのです。法制局長官、いろいろなやじがありましたけれども、この解釈には間違いありません。○角田(種)政府委員 御指摘の最高裁判決では、公務員の労働基本権を制約する場合の代償措置の一つとして人事院の給与勧告の制度を挙げておりますので、この制度が実効を上げるように国会及び内閣が最大限の努力をしなければならぬ、そういうことは当然のことだと解されます。ところで、御質問はさらに進んでのお尋ねだと思いますので、それにお答えをいたします。人事院の給与勧告を完全実施しないことが直ちに違憲になるかということについては、同判決におきましては直接言及してはおりませんけれども、判決理由全体を総合して考えてみますと、そこまでは断定してはいないと思われまします。また、橋本委員の御指摘はそのとおりであると存じます。○橋本委員 もとより私は公務員にのみ給与の抑制を求めるものではありません。人事院勧告の今後の成り行きはいかにかわらざらぬ関係だけじゃないのです。立法府のわれわれは国民に先んじて財政再建に協力する責任があります。われわれは歳費の引き上げを自粛すべきであります。自由民主党は、党として議員歳費の引き上げの凍結を議院運営委員会に申し入れ、去る八月十一日議院運営委員会の庶務小委員会において、わが党の委員からこれを正式に提案をいたしております。しかし、人事院勧告の取り扱いは、これはまさに五十七年度予算にそのままはね返ることでありますから、政府としては十分慎重な対応をぜひ要望をいたしておきます。

○橋本委員 閣下は明らかにしておきたいと思うのです。法制局長官、いろいろなやじがありましたけれども、この解釈には間違いありません。○角田(種)政府委員 御指摘の最高裁判決では、公務員の労働基本権を制約する場合の代償措置の一つとして人事院の給与勧告の制度を挙げておりますので、この制度が実効を上げるように国会及び内閣が最大限の努力をしなければならぬ、そういうことは当然のことだと解されます。ところで、御質問はさらに進んでのお尋ねだと思いますので、それにお答えをいたします。人事院の給与勧告を完全実施しないことが直ちに違憲になるかということについては、同判決におきましては直接言及してはおりませんけれども、判決理由全体を総合して考えてみますと、そこまでは断定してはいないと思われまします。また、橋本委員の御指摘はそのとおりであると存じます。○橋本委員 もとより私は公務員にのみ給与の抑制を求めるものではありません。人事院勧告の今後の成り行きはいかにかわらざらぬ関係だけじゃないのです。立法府のわれわれは国民に先んじて財政再建に協力する責任があります。われわれは歳費の引き上げを自粛すべきであります。自由民主党は、党として議員歳費の引き上げの凍結を議院運営委員会に申し入れ、去る八月十一日議院運営委員会の庶務小委員会において、わが党の委員からこれを正式に提案をいたしております。しかし、人事院勧告の取り扱いは、これはまさに五十七年度予算にそのままはね返ることでありますから、政府としては十分慎重な対応をぜひ要望をいたしておきます。

か。ここをひとつはつきりさせていたいただきたい。同時に、五十七年度における公債発行額をどの程度縮減される予定か、これも明らかにしていただきたいと思ひます。

○渡辺國務大臣 一つは税収の動向でございませうが、実は五十七年度の税収の動向は、何と申しましても経済見通しがまだできておりませんから、いまのところでは確定的なことを申し上げることはできません。何とかこの中期展望に盛られたぐらゐのものは実現するように、先ほど企画庁長官もおっしゃいましたが、経済の運営を著実に進めてまいりたい、そういうようなことでございませう。

今年度の税収につきましては、八月までの徴収の進捗割合がわかつたわけでございませうけれども、八月分の税収は前年に比べまして、進捗割合では二・六ポイント実は下回つておるというやうなことでございまして、どこからそういう狂いが出てきたのか頭を痛めておるわけでございませう。五十五年度の補正予算等で税収の追加見込みもやつたわけでございませうけれども、五十五年度の決算をいたしてみると、税収は予算で計上したよりも結果的には二千八百億円下回つた、見込み違ひが少しあつたわけであります。しかし、そういうふうな下回らぬだろうと思つて五十六年度の予算を組んでございませうので、それが響いているのかなとも考へてみたりいろいろしておりますが、しかしながら四、五、六、七、まだ四カ月でございませうから、半年も過ぎない状態では一年分の見通しを確定的に申し上げられない。八月などピークも売れたというから、その統計が出てくるのは十一月ごろになるわけですが、したがつて、あと三カ月ぐらゐ過ぎてみないと、物品税も十月から一部上がるというものもございませうので、そこらを見なければならぬ。やはり十一月末にならぬとここの税収についても実は確たることを言へないといふのが実情でございませう。

それからもう一つは、租税負担の公平確保といふことは非常に重要だ、ついでには、いろいろと見

直すべきものも暮れのころになればあるんじゃないか。国会であつただけ、いろいろ不公平だとかもつと正せよとかいふ議論がずいぶんある部分もあるやうだから、そういう部分の手直しをすれば税収もつと上がる。これは増税になるのか、増税なきと言ふんだから、そういうこともやらぬのかということもございませうが、それは新しい税目をごしらす取るといふことでもなし、税率を上げるといふことでもなし、まあでこぼこは正という程度のことには増税には当たらないのではなからぬか、私はそう考へておるわけでございませう。

それから、五十七年度における国債の発行についてのことでは、政府の出す借入証書などから一番信用がなくてはならぬわけでございまして、民間が出すものは、会社がつぶれるかもしらぬし……(橋本委員「金額だけ言つてくれればいいです」と呼ぶ)したがつて、これは私としては利率も安く喜んで引き受けてもらえるんじゃないかと思つたところが、それがそういうやうなわけにはいかぬ。したがつて、国債の発行は非常に苦勞しておりますといふことではあります。しかしながら、予算に決めた程度のこととは何か消化をさせたい、こう考へております。

○橋本委員 五十七年度の縮減はどれくらいを考へておられるかと聞いています。五十七年度は、中期展望では一兆八千三百億円といふやうなことが書かれておりますが、これも先ほど言つたやうに、五十七年度の税収が一体どれぐらゐ見込みされるのか、それによつて予算規模は何ほにできるのかといふやうな問題との絡みもございませうから、確たることは申し上げられませうが、いまのところ中期展望に掲げてあるぐらゐのものはぜひとも削減をしたいといふ強い意思を持っております。

○橋本委員 渡辺大臣の御答弁を聞いておりますとだんだんわからなくなつてきます。しかし、いままもなくとも……(同じ党内でわからなくちゃしやうがないじゃないか)と呼ぶ者あり)いや、わからぬものはわからぬよ、どこの党だつて。しかし、少なくともいまの議論からいく限り、われわれは五十七年度予算編成に関する限り徹底した歳出削減によつて財政再建を進めなければならぬといふことだけは明らかにいたしました。そして、その必要性はむしろ五十八年度以降にもますます大きなものに恐ろくなるでございませう。

しかし同時に、一方では、本場に弱い立場の方々、真の弱者に対する配慮というものは、われわれは忘れることができないわけでありませう。また、対外的な見地からも増加せざるを得ない経費といふものも、これは否定できるものではないと思ひます。一方では、いかに公務員の定数を削減し、いかに節減を求め、いかに不要不急の経費を削減することに努めたとしても、こうした避けることのできない経費増を賄ひ切れないときと、負担増が困るからといつて何でもかんでも歳出削減で制限に對するればよいといふものも、責任政党としていつまでもわれわれがとるべき態度ではありませぬ。現時点において判断できない要素が非常にたくさんある将来の問題ではあります。立法府として、来年の夏ごろには臨時行政調査会の基本答申も出される、そうした予定が進んでおるといつております。これに對する現時点での総理御自身のお氣持とあわせて、現段階において、いま考へておりますやうなこうした問題点について総理はどのように認識しておられるのか、この機会に伺つておきたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 先ほども申し上げましたやうに、五十九年度少なくとも特例公債返済を目標として、五十七年度、五十八年度におきましても特例公債の発行を減額していきたい、こう思つております。

しかし、新しい時代に、また内外の情勢がきわめて激しい中でこれを行うわけでございませうから、非常な困難が御指摘のようにあるか、こう思ひます。しかし、政府といたしましては、納税

者の立場に立ちまして、できるだけ國民の皆さんに大きな負担をかけないで、できるだけ行財政の縮減合理化に全力を挙げまして、そのときそのとき的情勢を踏まえて、そして財政再建の目標を達成しながら予算編成をしていきたい、このやうに考へてまいります。

○橋本委員 そうした御決意、私もそのとおりであらうと思ひます。この行政改革関連特例法案を成立させ、より本格的な行政改革に向けて一歩を踏み出すといふことは、今国会において何としても私たちがなし遂げなければならぬことでもあります。しかし同時に、本法律案の成立といふものは、それ自体が目的ではありません。むしろこれは行財政改革の本場に第一歩を踏み出したといふことになるわけでありませう。

これから先の行政改革といふものを考へていけば、中央省庁の再編成だけ考へたところで、これは大変なことではあります。国と地方自治の關係に手を入れ始めれば、これも膨大な問題点が出てくるでしよう。さらに地方支分部局あるいは特殊法人、こゝろに広がれば本場には強いの痛くなるやうな改革への努力を惜しまないといふことは当然でありませうけれども、私は、政府も臨調の答申をただ漫然と待つばかりではなく、政府みずからの意思として行政コストの節減、減量化といふものに努力をお示しにならない限りにおいては、この行財政改革に当たつて前途に横たわる難問を処理していく上で一番われわれが必要とする國民の理解と御協力といふものは得られるものではないと思ひます。政府自身が、臨調の答申、指摘を待つばかりではなく、みずからが努力をしなければならませぬ。

私はもう人事院勧告についてこれ以上議論をするつもりはありませんけれども、地方を含めた公務員の定員あるいは機構の簡素化などについて、政府自身は一体どのような努力をしておられるのか、同時に、これからのより本格的な行政改革と

いうもののように取り組まれる御決意であるのか、行管長官、ぜひその御決意をお聞かせいた

○中曾根国務大臣 行革を人様にいろいろお願いする前に政府がみずからやらなければならぬという御趣旨はまことに同感でございます。政府にお

臨時行政調査会におきましても、許認可に関する分科会をつくりまして、さらにそれを上回る改

そのほか、各省庁の経費削減等につきましては大蔵省から何回かにわたりまして各省庁に協

この点につきましてすでに法案化したしましてお願いをいたしておるところでございます。

これは政府とは関係ございませんが、自由民主党といつても、橋本委員が先ほど御質問の中

○橋本委員 群馬県だけのコマーションは困るの

明年度から国家公務員の定員削減を強化し、現

委員の中には、臨時行政調査会の事務局の諸君に

私は、厚生大臣在任のわずか十一月の間に、

○中曾根国務大臣 お示しのとおり、悪平等は絶

しかし同時に、国の行政の中には、むしろ積極的に国民の要請にこたえるためには今後なお増員

私は、第九十一国会の予算委員会における行政

そのためには、すでに目的を達成したような法

○中曾根国務大臣 お示しのとおり、悪平等は絶

しかし同時に、国の行政の中には、むしろ積極的に国民の要請にこたえるためには今後なお増員

れておるのであります。

しかし、これを国内比価で見ますと、国内の企業そのほかと見比べると生産性は非常に低い。そういう意味で、税金を納めておるのは企業であり国民の皆様がございまして、特に企業や国民の皆様は石油危機において血の出るような努力をして減量をやり、苦勞していき生き残っておるわけでございまして、政府も当然それと同等以上の努力をしなければならぬので、そういう意味でも人員の縮減ということを心がけておるわけでありますが、悪平等は避くべきである、そのように思っております。

そのために五年間に五割の削減をいま心がけて進めておりますけれども、一番多い役所等で約八割程度にいくでしょう。少ないところ、たとえば厚生省とかそのほか重要な福祉関係にわたるところは三割程度になります。平均して五割という形で進めておりました、やはりいま行政需要の多い外交官関係あるいは国税庁関係あるいは大学、病院、福祉関係であります、そのほか航空管制要員、登記所あるいは海上保安庁、こういうような部分につきましては、今後ともわれわれはいろいろ心がけてあげなければならぬ点であると思っております。

御趣旨に沿って実行したいと思っております。

○橋本委員 そこで自治大臣にちょっとお尋ねをいたします。

行政管理庁の資料によりますと、昭和四十二年以降五十六年度末までに国家公務員の総定員は約九千人純減をいたしております。ところが、その同じ期間内に地方公務員の総数は約八十八万人程度ふえていると言われております。もとよりその半数程度が学校、消防、警察といった国民生活に密接不可分な分野の増員でありますし、その他の大きな部分も福祉関係、病院あるいは水道等の部門で増員がなされておって、その多くの分野においては国が職員配置の基準を定めているために、地方自治体として自由がきかない状況にあるとい

うことも十分承知をいたしております。しかし同時に、昨年後藤田自治大臣の答弁の中で、一般行政部門だけで八万八千人ふえておるということを認めておられました。この八万八千という数字は、五十五年当初数字に直せば九万四千八百九十四人です。

私は、国が法律を減らし、許認可、検査、検定、登録といった業務の見直しを行っていかば、当然それに連動する部分の地方公務員についてもその分野における定員の削減はできるはずだと思っております。実は地方公務員の実態がどうもよくわかりません。法令の改廃あるいは予算の編成の際にも、地方自治体の増員に結びつかざるやうということでも十分われわれはよく気をつけておるつもりでありますけれども、この辺の実態がもう一つつかめないために、結果的に地方自治体にあるいは迷惑をかけていたかもしれない、私どもそういう感じがしないでもないので。

そこで、自治大臣にお願いを申し上げたいのであります。地方公務員の中で国の仕事に連動してふえていっているものは一体どの程度あるのか、それはどんな分野なのか、仮にどういう行政を国の方で直していくことになればどれだけの削減が地方ではできるのか、これは大変むずかしい資料ではありますけれども、この辺を明らかにできるような資料をできるだけ早期に本委員会に御提出をお願いしたいと思います。

同時に、地方公共団体の標準定員のモデルをいま作成しておられるということでありまして、実はそういう解析資料がないとそのモデル自体もきちり把握できません。ですから、この資料はぜひいただきたと思うのです。同時に、地方公共団体における標準定数のモデル作成のめどをいっごころに置いておられるのか。

この辺まとめて自治大臣からお答え願いたいと思っております。

○安孫子国務大臣 地方公務員の定数の状況は、橋本先生十分御承知のことだと存じます。私から一応お答え申し上げます。

地方公務員数は昭和五十五年四月一日現在で三百十六万七千人でございます。昭和四十二年四月一日から昭和五十五年四月一日までの十三年間に八十七万七千人増加しております。増加率は三四・七割でございます。この増加状況を見ますと、昭和四十二年から昭和四十九年までは増加率が年々上昇してまいりましたが、昭和五十年以降は鈍化をしております。

この増加状況を見ますと、国の法令等の基準により定員が定められておりましたところの教育、警察及び消防のいわゆる特別行政部門の体制整備によるものが最も多いのでございまして、増加数が約四十一万一千人、全体の増加数の五一・一割に上っております。住民福祉と密接な関連を持つております保育所、公害、清掃等のいわゆる福祉部門でございますが、この面におきましては二十三万一千人、率にいたしまして二八・六割の増でございます。さらに、住民の日常生活に欠かさない病院及び下水道事業等の企業会計等における増員数が約七万人、八・七割でございます。これらの部門は総計いたしまして全体の八八・三割を占めることに相なっております。

ところで、御指摘のようなその他の一般行政部門の増は九万五千人でございます。増加数構成比は一・七割となっておりますけれども、これを団体別に見ますと、都道府県におきましては……（橋本委員「都道府県で減っております市町村でふえていることは存じております」と呼ぶ）国と同様の企画的な事務を行っておる面もございまして、約九千人の減になっております。市町村におきましては、地域住民の日常生活に密着した事務事業を担っておりまして、行政水準の高さ、人口の都市集中化に対応するための増員を余儀なくされておりましたが、四十九年までに九万一千人増加をいたしました。それ以降は市町村におきましても増員抑制の努力がなされておりました。約一万二千人の増に相なっております。

この定員の問題はきわめて重要な問題でございます。そこで、この定員の適正化ということについては自治省としても……（橋本委員「私の持ち時間は半までですから簡潔に願います、まだほかの質問をやりたいから」と呼ぶ）それでは、ただいま御要望のありました点については、統計上の問題、これは遅くとも年度内を目途といたしましてその成果を得たいと考えて、いま急いでおるところでございます。

なお、公務員増加の実態分析資料の点もございましたが、これは若干時日を要すると存じます。

○橋本委員 若干時日は要しても出していただけますか。

○安孫子国務大臣 この委員会中なかなかむずかしいのではなからうかと思っております。しかし、なるべく急ぐようにいたします。

○橋本委員 同時に、地方公務員の給与についても自治大臣にちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

よく前に、年金について官民格差という議論がありました。この問題も決して消えていません。ところが今日は、こうした議論の焦点は、実は地方公務員の給与と国家公務員の給与の格差というものにまさに集中してまいりました。私はもう時間がありませんから議論をする気はありません。しかし、一番実態を御承知の自治省として、給与水準が異常に高い地方公共団体に対して今後一体どう指導されるおつもりでしょうか。簡潔にお答えをいただきたいと思います。

○安孫子国務大臣 給与の問題につきましては相当高い給与の団体があるわけですが、これは真剣に是正を図らなければいかぬ。そこで個別指導をしながらいかぬと私は思っております。そこでまた、個別指導をするにいたしまして、なおそういう状況が続くという場合には、財政的措置も考えざるを得ないだろう、こういうふうなふうに思っております。

○橋本委員 少なくともいま異常に高いものに対しては個別指導をし、それがきちんと守られない場合には、これは自治大臣として財政的な措置を

で考えなければならぬというお答えをいただいたわけであり、私はこれ以上これについて議論をしようとは思いません。いまの御答弁のとおり実施されることを心から願います。

そこで、私は最後に政府に対して一つ提案を申し上げたいと思います。

臨時行政調査会の作業が始まりましたから今日までの間に、臨時行政調査会に対していろいろな批判が世間から浴びせられました。そしてその中で、集約すれば、結局各界のトップばかりが集まられて一般国民の声がなかなか反映しないじゃないかということがその中心だったように私は思います。そこで私は、広く国民一般の理解と協力を得るための手法の一つとして、同時に全国民的な視野からの行財政改革を進めるための一つの手法として、現在英国が行っておりますようなグリーンペーパー方式というものを採用されてはいかかだろうかということを政府に提案したいと思っております。

御承知のとおりグリーンペーパーは、幾つか行われております英国政府の世論調査の方式の一つであります。そのやり方の特色としては、まず調査しようとするテーマについて客観的なデータを示す、その客観的なデータに基づいて政府はその事象にどう対応しているかという政策を示す、その上で政府が選択しようとしているその政策に対しての可否を国民に問うという点にあります。これはよくそうする議論を視点を一つにそろえるという意味でも一つの効果があるわけであり、さらに本場に国民一般の考え方というものを行政改革の上に生かしていく一つの大きなポイントでもあると思っております。ぜひ私は政府でこれを御検討願いたい。行管長官、最後にいかがでしょう。

○中曾根国務大臣 行政改革は国民の御理解と御協力なくしてはできません。われわれもその点は心がけておるつもりであります。が、まだ手は届いておるとは思いません。臨調でも公聴会を開き、あるいは各地へ出向いていろいろ

な御議論を拜聴していますが、まだまだ不十分であり、全国民の各地域のすみずみの黙っている人の声を聞くことは非常に重要であると御示唆に富んだお話で感じた次第です。

これは新しいやり方でございますから、やり方はいろいろ研究しなければならぬと思っております。まず問題をよく知っていただくということ、それから選択肢を幾つか設けて、そして念の入った質問なり御回答をしていただかないと一般の世論調査みたいになると思っております。そういう意味におきまして、やり方をひとつ検討しまして、総理府の総務長官とも相談をいたしまして、これはぜひ実行したいと思っております。またいろいろこの点について御示唆をいただければありがたいと思っております。

○橋本委員 終わります。ありがとうございます。

○金丸委員長 次に、湯山勇君。

この際、湯山君の質問する前に、政府側の大臣各位にお願いしたいと思っております。簡潔な答弁に終わるようにお願いをしたいと思います。

○湯山委員 本来、このことは土光会長に質問申し上げようと思っておりましたが、先ほど安井委員に対する総理の御答弁、安井委員が最後に申し上げたことについて、総理がそれは質問じゃなくて所感だということを通して、福祉の切り捨てとか、そういうことは絶対ないということを力強くおっしゃいました。ただいままた橋本委員の質問の中に、弱者に対する配慮という御指摘がありました。これについては、総理は明確な御答弁がなかったように思います。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

そこで私は、ただ福祉の切り捨て、文教の切り捨て、あるいは言葉をかえて言えば、福祉、文教等にしろ寄せをしているということを私も申し上げているのは、ただ単に感覚的に申し上げているのではなく、そう考えなければならぬ、ある意味で必然的な要素があるからでございます。と

申しますのは、この第一次答弁を見ても、今日の財政窮乏の原因として、石油ショック以後における「社会保障、文教関係費が大きな支出拡大要因」となっている。社会保障と文教を高度成長時代に制度的に整備して、そのことが支出拡大要因になっているとはつきり指摘してあります。

なお、それ以後、景気対策として公共事業を大幅に進めていった、これがまた赤字の重要な要素になっている、こういうことを指摘して、しかもその後、「高度成長期に拡大した行政の範囲が見直されないうまま惰性的な支出拡大が続けられている面も見落とせない」と指摘した上で、この答申がなされている。したがって、これは感じのちやんと意図的になされている、こう見なければならぬし、先ほど御指摘がありましたように、削減額の上でも実際に福祉関係、文教関係、安井委員は農林を御指摘になりましたが、そういうところへ行っておくことは事実なんです。ただ、総理がそういうことには言われただけではこれは片づかない問題なんです、そういうことに対してどう対処されるか、そういうことを意識していらっしゃるかどうか、これは土光会長に聞きたかったですけれども、総理からああいう御発言がありましたので、この際、承っておきたいと思っております。

○鈴木内閣総理大臣 これは湯山さん、私は客観的に事実を事実として申し上げておきたいと思っております。御理解を賜りたいと思うのであります。先ほども申し上げましたように、昭和四十六年から五十六年まで、ちょうどこの十年の間にわが国の経済は石油ショックの影響を受けまして、大きく変動した時期でございます。

また、ちょうど四十八年は福祉元年と言われた時代でございます。わが国が欧米先進国並みの高い水準に社会保障関係を改善をするというふうなことで、努力を集中的にした年でございます。が、そういう経過を踏まえて、社会保障関係の費用は六・六倍にこの十年間で伸びております。文

教関係及び科学技術関係の振興費、これが四・五倍になっております。公共事業費は、伸びた年もございまして、また横並びの年もございまして、これは十年間にちょうど四倍になっておる、こういう経過に相なっておりますので、決してわが国の社会保障、文教関係というものを国政の中で抑えておるとか、そういうことはございませぬ。むしろ重視してきておるということだけは、これは客観的な事実でございますから、御理解を賜りたい、こう思います。

○湯山委員 私が申し上げたことを総理は半分だけ御理解になっておるようです。というのは、総理のおっしゃったとおりなんです。伸びてきたんです。その伸びてきたことが財政圧迫要因になっているとこれは指摘している、このことを申し上げている。したがって、その分をこれで抑えていくというところがちゃんとこれに書いてある。総理のおっしゃったことは事実、そのことに対して批判的に書いてある。このことを御理解になっていかどうか。

○鈴木内閣総理大臣 いまのように、十年間で予算の伸び率がそれぞれの分野で違っておりますが、今回の行財政改革、臨調の御検討は、これと同じような水準に平準化しようと、こういうことではないと思っております。そういう中で、いま財政再建が強く求められておる際であるから、聖域を認めないで、これに対して思い切った縮減合理化をやる、こういうことでございまして、したがって、文教あるいは社会保障関係といえども聖域として別扱いはしてない、それだけの素地は、基盤はできておるんだ、こういう考え方でございまして、

ただ、社会保障関係の中におきましても、非常に経済的、社会的に弱い分野がございまして、そういう分野につきましては私どもは十分な配慮を払ってまいり、こういうことでございまして、

○湯山委員 この問題ははずれ土光会長にも聞きたいと思っております。

ただ、総理の御答弁の中で、行政改革の中でそ

と思ひます。ここから向こうのことを大臣はさつきお答えになったのですが、国の文教政策の場合でも、やっぱり個々にあるいはまたグループとして研究して、そして教育政策についていろいろ意見を述べる、これは私は当然許されることだ、こう考えます。しかし、まあ安定多数というんですか、安定多数を持つている政党が党の機関で協議をして決定して、党の意思として政府にこれを要求するということは、いまの教育委員会の制度の趣旨から見ても、それは違法ではありません。違法とは申しませんが、そのことはやはり教育基本法十条の精神から言えれば慎まなければならぬ、留意しなければならぬ問題だ、こう考えるのが至当であると考えますが、総理、いかがですか。

○田中(徳)國務大臣 先ほどお答えいたしました政教の問題でございますが、御案内のとおりに、文教政策といたしましてはできる限りりっぱな行政を行わなければならぬ。しかも中正であらねばならない。そういうふうなことから申しまして、政教の多数いかにかわりませぬ、御意見に對しましては憲法上堂々とおっしゃっていただき、同時にわれわれも心から御意見に對しましてはよく検討いたしました、これが私は文教政策の基本であろう、かように存じます。

○湯山委員 稲垣教科書協会の会長を文教委員会に呼びまして質問したときのことを文部大臣御記憶だと思ひます。稲垣会長がいろいろの問題のときに、多数を持つた責任政党が言うことだから大騒ぎになると答えたこと、これは御記憶でしょうか、文部大臣。

○田中(徳)國務大臣 稲垣会長が申しましたその発言は、それは稲垣さんの個人的発言でございます、私も、私もそういうことは一切考えておりません。

○湯山委員 稲垣さんが言ったことはお認めになつたわけですから、それで結構です。そこで、稲垣さんが言ったように、その証拠に、自民党から批判が出れば、中学の社会科の教

科書は本来三年後には部分改訂であるのが自発的に全面改訂というのを発表するし、それからまた自民党の出版物に「かさこ地ぞう」が……、「それは自民党だけじゃない」と呼ぶ者あり、そのとおりです。しかし、稲垣さんは、「かさこ地ぞう」まで書きかえぬといかぬということでも申し出ています。「かさこ地ぞう」は、三塚さんはあれはいいじゃないかというので、これは良心的でいいと思ひます。しかし、教科書出版会社はこれをのけようとした。いいですか。とにかく多数を持つた責任政党の意見というのは、ここまで教育内容に干渉する力を持つている。だから文部省がこのたびいろいろの圧力というのですか、それに振りまきそうであったのを踏みこたえて、それではというので中教審に云々というのの圧力を避けるための一つの賢明な道だと思ひます。けれども、このことは賢明な皆さんよくおわかりのとおりで、それは直接多数を持つた政党が教育にいろいろ干渉をするということ、その事実を避けようとする道として私もある意味で肯定できないことはあります。ただ、人選が非常に大事です、だれを選ぶかというのが、これから選ぶのだと思ひます。文部大臣、いまの厳正中立を守る、そういう立場からりっぱな人を選ぶという御意図が御ありになるかどうか。

○田中(徳)國務大臣 お答えをいたします。私もまだ必ずしも決めておりませんことに對して、いろいろと賢明な御推理のもとに御質問があるわけでございますが、もちろんりっぱな人を選ぶ、これはもう本当に当然過ぎるほど当然であります、その点はひとつ皆様方も覚えて、関係各党御協力を願ひたいと存じます。

○湯山委員 いまの御答弁はこれからの問題ですから、そういう結果をひとつ示していただきたいと思ひます。さて、問題はこれから後なんです。初中局長にお尋ねしますが、教科書出版会社が非常に今度無償廃止という問題であつたのはどこにあるか……、「(「行革に關係ないよ」と呼ぶ者あり)大

ありです。わからぬの。教科書代です。これはいつ、どれだけ、どういう方法で渡されているか。つまり前渡しという制度があるのはどれだけ渡すのですか。

○三角政府委員 お答え申し上げます。小学校及び中学校の教科書の前期用につきましては、十月に契約の締結をいたしまして、概算払いといたしまして一回目十月に四〇%、二回目に十二月に三〇%、三回目は翌年の三月に二〇%を概算払いとしていたすわけでございます。それから、後期用は四月に契約を締結いたしまして、五月に四〇%、六月に三〇%、八月に二〇%ということになっております。

○湯山委員 いま申しましたように、合計してみますと、教科書の前渡し金というのは、時期は違ひますけれども、九〇%前渡しなんです。だから、稲垣会長も私どもの質問に答えて、これは非常にありがたいことだ、これがなかったならば資金繰りに非常に困る、だから私たちはぜひひとつ無償を続けてもらいたいのだ、こう申しております。これは企業サイドですから、利害が絡んで無償継続の要望です。

いま教科書の原価といひますか、教科書代を計算するものになるものを見ますと、金利負担が大體積算の〇・二%なんです。企業で金利負担が〇・二%。まあ二%でも軽いように思うのですけれども、通産大臣いらつしやいますか。通産大臣、企業で金利負担がわづか〇・二%、そういうのがあります。あるのはあるのですが、一般的じゃないと思うのですが、どうでしょうか。

○田中(徳)國務大臣 〇・二%のオープン金利というのはほとんどないと思ひます。

○湯山委員 そういう恩恵があるわけですから、企業としては当然この有利な条件を失いたくないから、どうしてもこれを維持するためにいろいろ運動します。そこで、問題になるのは政治献金です。これは自治省からいただいた資料です。昨年の七月、教科書の問題がまだ余り問題に出ていないとき、五

口で三百九十万の献金があつたと自治省の報告にあります。ところが、予算が問題になって、教科書有償というふうな意見が出て、大蔵大臣も大分御苦勞なされた、その十二月には、口数が十七口、金額は約三倍の、四倍近いですが、一千二百万円に暴騰しております。これは無関係ではないと思ひますが、自治大臣、いまの点はお認めになりますか。

○大林政府委員 政治資金規正法を所管いたしました自治省といたしましては、政治団体から毎年一回収支報告を受けまして、これを形式的に審査いたしまして、形式上の要件が具備しておればそれをそのまま報告いたします。法律上、その事実関係についてはその背景について調査をする立場にはございません。

○湯山委員 金額はこれとおろか。月、金額。○大林政府委員 昨年及びことし収支報告をいたしました金額についてはそのとおりでございます。

○湯山委員 本年のは資料をいただいていないのです。本年七月の八日付でやはり十七口、千二百万円、これも国民政治協会への献金があつたということですが、これは自治省は掌握しておられますか。

○大林政府委員 五十五年の政治献金につきましては、ことしの八月公表したわけでありすけれども、その中で、新聞報道でございましたように十七社の教科書会社から国民政治協会に對する政治献金といたしましては、新聞報道どおりの金額が記載をされております。それから、ことしの政治献金の問題につきましては来年の収支報告の公表という段取りになります。

○湯山委員 そこで、問題はその後です。いまのように、教科書が危ないときに献金がばつとふくれた。しかも、それらの金というのは、新聞等の報道によれば、国民協会では空領収書をもらつて、個々の議員の人に配られたというふうなことも伝えられております。それからまた、そ

れを稲垣会長が議員個々に配ったという報道もありますし、教科書協会の日下という事務局長が配ったという報道もございませぬ。

また報道によれば、蓬庵会という政治団体に五十一年から十五年の夏ごろまでに一億以上の献金があった。これに関して、蓬庵会の会計責任者佐藤という人が、先ほど申し上げました日下正衛という教科書協会の事務局長に頼まれて、やはり空領収書を書いた。金は稲垣会長が配ったとも言われておるし、あるいはまたこの事務局長が配ったともいろいろ伝えられておりまして、まぢまぢですが、もしこれを政治団体へ寄付したことにして空領収書をとって、それでもって別なところへ配ったとすれば、これは何か事件になりますか。

警察庁長官か、公安委員長か。

○中平政府委員 お答えします。具体的事実関係を確定しない限り、直ちに犯罪になるかどうかということは回答いたしかねる次第でございます。

○湯山委員 いや、具体的に言っておるんですよ。いいですか、一般論として、政治団体へ金を持っていったということにして、その政治団体から空領収書をもらって、実際には金を納めないでその金を他へ配ったという場合はどうですか。それなら答えられるでしょう。

○中平政府委員 これはきわめて抽象的なお話でございまして、私どもの立場から言えば、もう少し事実関係がはっきりしないと明確な答えはできない次第でございます。

○湯山委員 これは私文書偽造とかなんとかになりませぬか。

○中平政府委員 新聞報道をもとにした——しかし個々具体的な問題でございまして、こういう席で明確な答弁を申し上げることは差し控えたいと存じます。

ただ、ただいま申し上げましたように、法律論で申し上げますれば、空の領収書を切ったことが私文書偽造になるではないか、こういうことになっておりますが、御案内のように、私文書偽造に

つきましては、私文書偽造は無形偽造が処罰対象になるわけでございます。したがって、当該人物が果たして領収書を切る権限があったかどうか、そういう問題等にも絡まってくる問題でございませぬ。

○湯山委員 これは非常に不明朗な点がたくさんあります。

ただ、私どもがこれをただ新聞報道だとして看過できない問題は、稲垣会長は八月六日に、政治献金は一切やめるということを発表してございます。これが一つの問題。それから八月三十一日には稲垣会長は辞任してございます。

それからもう一つ、やはりはっきりしないのは、この協会の事務局長であった日下正衛という人が八月十一日の朝稲垣房男会長宅で自殺を図った。これは大崎署が調査をしていて自殺未遂として処理をしたということですが、新聞等では、そうじゃないんだ、転んでけがをしたんだというふうな当事者の発表等もありまして、一体どうなのか、はなはだはっきりしないのですが、公安委員長、事実はどうなんですか。

○中平政府委員 私どもの把握している事実関係を簡単に申し上げます。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕
事柄は、八月十一日の午前八時二十分ごろに起こりました。稲垣会長の奥さんから大崎警察署の長者丸という駐在所の佐野という巡査部長のとこに電話がかかってまいりました、けが人がございました、近くに病院はありませんか、こういうお尋ねがございまして、たまたま駐在所から約五十メートルの距離でございまして、すぐ私の方で参りましょう、こういうことで臨場いたしましたところ、稲垣さんのお宅の応接の間で、稲垣会長さんがお座りになって、その横に日下事務局長でございませぬか、この人が腹ばいになっておりまして、稲垣会長がタオルを頭に掛けて止血をしております状況でございます。したがって、この人はどうしたのですか、こう尋ねますと、この人はかなり前から報道機関等の対応等に追われて若

干ノイローゼぎみになっておりまして、つい自分でやつてしまった、物音に気がついて参りましたら、うつ伏せになっておりましたから、止血をいたしておきます、こういう話でございまして、頭の傷は、何か長さ五センチないし二センチくらい、の傷が三つ、四つあったようでございませぬ、大した傷ではない。原因は何だということでは聞きま

す、会長の方は、現場を目撃していないのでわかりませんが、その花ばちで自分の頭を打ったと思ひます、こういう話がありまして、なるほど見ますと、そこに血のついた陶器の花ばちが転がっておりまして、なるほどこういうことだな、こういうことで、本人にさらに確かめました、本人は何ら応答しない、そういうことで、一応これはノイローゼによる発作的な自傷事故である、このように判断をいたしました、したがって、会長の方からどこかの病院をお世話してくださいということ、警察官の方で一九番に連絡をいたしました一応の処置をとった、こういう次第でございます。

○湯山委員 そこで、私は、教科書の問題でそういういろいろな不明朗な点があるということとはよくないと思ひます。たとえば、いまのような政治献金が、それは法的に問題があるなにかかわらず、教科書代というの国が払っているという政治献金として政治家に還元されるというように、これは法的に問題がないにしても、やはり政治倫理の上からはきわめて重大な問題ではないか。そしてまた、それをめぐって責任者がやめることかあるいは自殺未遂、とかかくノイローゼになって自傷、つまり自殺未遂というふうなことがあるという点も、これもほうほうの問題について、私は、はっきりした方が国民もすっきりするし、今後の教育行政もすっきりしていいと思ひます。

そこで、ひとつ委員長にお願いしたいのは、やはり稲垣会長に、文教委員会では参考人でしたけれども、当委員会では証人として御出席を願って、いまのような不明朗な点をはっきりしたいと思ひます。

○金丸委員長 その問題につきましては、理事会に諮りまして決定をいたしたいと思ひます。それまで御猶予願ひたいと思ひます。

○湯山委員 では、お願いします。

そこで、いま言われておるのは、ここでこれと関連を持っていくのですけれども、なお第一次答申の中に、教科書は無償の廃止を含めて検討するということになっております。文部大臣はこれに

対して、委員会をつくりたい、諮問機関をつくりたいというふうなことを述べておられます。これにたいしては、この質問をしないのですけれども、無償を廃止するということを含めて検討するということですが、これが続く限りやはり業者はそれじゃ困る、いまの〇・二%の金利負担がそれは二%になるか一〇%になるか、その利害関係が絡んでやはり運動してくる。運動すれば政治献金ということに当然なるし、どこに向かうかというのもこれはおわかりのとおりです。だからこの答申というものはそういう危険を持っている。そのことをひとつ指摘申し上げたい。そういうことについては総理はどうお考えなんでしょうか。いまのよう

な問題です。教科書を有償にすることを検討するら大変だという出版業者の動きが、いまのように不明朗なものをつくっている。自殺未遂まで出る。こういうことがあっていいとお考えですか、総理。

○田中(龍)國務大臣 ただいまお話しのよう問題はまことに遺憾な点があったと存じますが、しかしながら文教の問題につきましては、特に主たる教材であります教科書の問題につきましては、あくまでも中正に、あくまでも公明なものでなければなりません。りっぱな教科書をつくるという上から申し上げます、ただいまお話がございまして、たまたま申し上げたように、でし得る限り制度的にも審議会その他のようなところでしっかりとした検討をいたしたい、かように考えております。

○湯山委員 今度は文部大臣にお尋ねします。

文部大臣は、先ほど教科書無償については憲法との関連がある問題で、あくまでも無償は堅持したいという御決意を述べられました。いま検討中ですけれども、いまのような不明朗な動きをなくしていくために、担当の文部大臣としては、あくまでも無償は堅持する決意でいるということをはつきりここで述べたいと思います。

○田中(徳)國務大臣 当然でございます。

○湯山委員 非常にはつきりしました。

○湯山委員 非常にはつきりしました。これは無償をやめることを含めて検討せよとあるが、文部大臣は、あくまでも無償を堅持する。しかも、それは憲法の規定に従ってできた法律です。そうなるが、総理としてもこの問題については、無償を堅持するとはおっしゃれないかもしませんが、無償を堅持する方向で努力する、それぐらいの御答弁がないとさっきの御答弁と違うのですが……。

○鈴木内閣総理大臣 臨調からあのような答申が出ております。文部大臣は、非常に重要な問題でございますから審議会等に諮ってさらによく検討していきたい、文部大臣としては、自分としてはこのように考えるということはいま述べられたのであります。しかしこれは関係閣僚ともよく諮って、内閣全体としてもこれをさらに慎重に扱う必要があると思っております。

○湯山委員 総理、憲法の条項に關係のある法律については、これは守るとおっしゃいましたね。文部大臣はそうだとおっしゃいました。いまの答弁は、慎重に検討するというのは私が言ったのです。諮問機関をつくるなどということをおっしゃられるというのは私が言ったので、文部大臣の決意としては、堅持するという決意を示された。総理はちよつと御答弁が違ふのです。もう一遍願います。

○田中(徳)國務大臣 お答えいたします。総理の御答弁と伺い食い違いはございません。私は、御案内のとおり、教科書の無償の問題を

今日まで主張してまいりました。それからまた、五十六年度予算におきましてもその方針でまいっております。臨調におきまして、無償などを含めて検討するという答申が出ました今日の段階におきましては、先ほど申しましたような何らかの権威ある審議会をつくりまして、この問題を国民的な、国家的な立場に立って慎重に審議してもらおう、これは私結構なことだ、かように考えております。私の立場は、教科書は無償ということを買きたい、これは文部大臣としての念願でございます。

○湯山委員 総理、いまのようなことです。文部大臣としては堅持していきたい、これはもういまおっしゃったとおりです。総理もひとつ文部大臣のいま言った答弁は尊重する……。

○鈴木内閣総理大臣 経過はもうよく御存じのこととでございます。臨調はそういう事情も全部踏まえて、国の財政事情その他を慎重に考慮した上であのような答申をした。これは非常に重要な答申だ、こう思っております。そういうことを踏まえて、文部大臣は審議会のようなものを設置をして、そしてなお細り下げた検討をしてみたい、これをおっしゃっております。田中さんとしては、自分はどう考えるけれども、しかし審議会をつくらせて検討するんだ、こうおっしゃっている。私は、それが大変妥当なことである。慎重な措置である、このように思っております。関係閣僚ともよく相談をして結論を出さなければならぬ。

○湯山委員 おっしゃることはわかりますし、文部大臣の言われたとおりということですから、文部大臣の意のあるところ、それも総理も御存じと思っております。余りこの問題は臨調にこだわらないうでやらないと派生する問題がたくさんあって、何かマッチポンプ、無償はやめるぞと云っておい

て、一方でやるといふように批判している人もあるのです。だから、それは非常にこわいと思

教科書についても一つあるのです。いま採択区域を県単位に拡大するというような、これも同じような問題があります。かつて、明治三十六年ですか、教科書が固定になった。そのときの採択単位は県単位でした。大仕掛けな買収が行われて、とにかく知事、代議士、師範学校長、それから視学官二百名が挙げられて、動いた金は、明治三十五年ごろの百万です。いまの金で幾らかわかわりません。当時のことは、金港堂という書店がかり、萬朝報というのが詳しく報道している。同じようなことが、県単位になったら出版会社は大変ですから、教が大きいですから、指定を失う、失われないというような危険の問題ですから、これもやはりいまのような危険を持っている。これをひ

と十分御注意を申し上げておきます。それから次に、文部省はさきにはやり不当なやり方で正誤訂正、しかも参考意見というようなかとで、中学社会科の公民的分野の教科書の中で、総合商社に関するページを全部のけて新しく入れかえました。やり方も間違っていた。なぜそれをのけたかという、そこには総合商社のいろいろ活動の中に、「金儲けだけが解決できないばあいがある。そこで登場するのがコネであり、リベートであり、交際費であり、そして政治献金である。」これはけしからぬというのでしたのです。教科書からはなくなりました。ところが奇妙なことに、教科書からはのいたけれども、その事実が今度具体的に出てきたのです。

それは何かというと、教科書に關係のある役所、それと教科書出版会社、それから政治家もあります。とにかく一緒にゴルフをしたというようなこと。これは明らかにここで削除したコネです。それからリベートはどんなの後で申しませす。それから交際費、これは二・二%の営業費か何かあります。それからさつき申し上げた政治献

金。

そこで、リベートはどれがリベートに当たるかなと思つて見ますと、これもちよつと似たようなのがありまして、五十七年度の教科書の概算要求、これは御存じのように、昨年文部省の概算要求は一一・一二%引き上げてほしいという要求でした。しかし、大蔵省の査定によって七・九%に抑えられた。ところが、五十七年度の概算要求で三・六%、金額にしてどれだけになりますか、約五億六千八百万円増額の概算要求をしております。奇妙なことに、昨年概算要求して大蔵省で査定されてダウンした三・二%、まさにそれを補うような概算要求が出ておるのです。去年大蔵省が査定して切つた分は今年度でまた埋めてやろう。とれないことはない。これだけ厳しい財政の中で、その憲法に關係のある無償も切ろうとしている。

その中で文部省は概算要求で、昨年大蔵省で切られた分、その分に当たる分を今度増額要求しています。何しろ自分で働いて返さなければならぬ育英資金さえ、また利子を取ろうかというような検討をするということをおっしゃるし、それより農林大臣、子供の給食の牛乳の五円二十銭補助の二十銭を今度切ろうというのでしよう。それでも六億ばかりの金を浮かそうとしているのです。これは大蔵省の問題ですから、農林大臣お答えください、そのとおりとかが違ふとか。

○田中(徳)國務大臣 そのように要求しております。その二十銭を削って財政再建をやらなければいかぬというときに、これだけ政治献金もできる、そういうものに対してはおかつ三・六%、それだけ今度高く税金を払ってやろう、こういうことです。大蔵大臣、これは認められますか。

○渡辺國務大臣 私は、一々概算要求の細かい内容をまだ見ておりませんので、何とも申し上げられません。

○湯山委員 私は、いま事実を申し上げたのです。いまのように、昨年査定された。これは率も額も申し上げました。その切り下げた分を大體本年埋めるようになっていふ。これは事実です。そ

は見なくても、申し上げたので、賢明な大蔵大臣はおわかりでしょう。これは簡単に認めるわけにはいかぬと言われるのか。これだけ厳しい中でそれをほっておいていいのですか。

○田中(龍)國務大臣 御質問にお答えいたします。湯山さんの御質問、いろいろな点がございました。ちょっとその点を筋を立てて分解したいと存じます。

最初の御質問の広域採択の問題、これはやはり検定制度と並びました問題でございまして、今後どのようにするかというところは慎重に考えていかなければならない問題でございまして。

その次に、教科書会社とのいろいろの接触、リポート等のお話もございましたが、私はそれは関知いたしておりませんが、しかしながらこれは企業体と別個の団体あるいはまた方々との個人的な問題でございまして、私どもの関知するところではございません。

その次の教科書のコストの問題等、これは御承知のとおり、教科書経費の問題におきましても、諸掛かりその他の経営分析並びに大蔵省に對しまする要求をいたしましたにつきましては、これは担当の局長から分析をしてお答えをいたします。

○三角政府委員 お答えいたします。

昨年度の教科書の定価の値上げの問題でございまして、昨年度の値上げにつきましては、御承知のように、用紙代が昨年は非常に高騰いたしましたが、二〇%値上がりがあった、そういうことが反映しているわけでございますが、今年度の概算要求につきましては、用紙の状況はむしろ〇・四%値下がりがついでにきているというようなことがございまして、昨年のような大幅な定価改定の要求にはなっておりませんけれども、しかし印刷製本費あるいは人件費等、その他の教科書を構成いたします価格の要素につきましては上昇がございまして、それらを、従来もやっております教科書の定価の算定の、いわば方程式とも申すべきような一

つの基準、ルールに従いまして積算をいたしまして要求したわけでございます。委員がたまたまおっしゃいましたように、昨年度の概算要求と、それから査定した幅は三・二%だったと思っておりますが、それを理め合わせをするために三・六%の要求をしたということではございません。昨年度は昨年度のこと、来年度に關しては来年度のこのように仕事をしておるわけでございます。

○湯山委員 結構です。それはいまのように、たまたま数字がそういうふうな偶然合ったと言われ

るのでしようけれども、しかし李下に冠を正さずということ——これは事務次官も言っておられまして、いままのようにならぬ、接したゴルフ場は真名というカントリークラブで、その発起人、常務理事は教科書協会の稲垣会長です。そこでそういうことがあって、しかも去年の削られた分に見合うような率を要求しているということになれば、いまのようなそういうわけが立つことはいくらも申し上げたいので、こういってことはやはり私は十分戒心しなければならぬ問題だと思っております。

この教科書無償の問題に絡んでいまのような問題が起つていて、そのことを指摘しておるの、で、そういう誤解がある——誤解なら誤解でもいいです。そういう誤解を生んでおるという事実を申し上げておるので、行政改革もいろいろなところへ飛び火するのです。神の声でも天の声でもなく、天がそういうことをやれと言ったことのないけれども、影響するところをきわめて大きいので、そういうようなことについては厳しくやっております。この行政改革を進める要諦であると思っておりますが、いかがですか、総理。

○鈴木内閣総理大臣 文部省の幹部が、文部省関係者の中で懇親のためにゴルフ場に行った、そこで懇親の会をやった、たまたまそのゴルフ場の理事の一人が教科書会社の方であった、こういうことを御指摘のようでございますが、私は、そういうところで教科書会社のその方と教科書の問題に

ついていろいろ話し合いをしたとか、そういうような事実がないことを信じておまして、そういうことは、私は問題はないのではないかと、しかし、誤解を受けたいというところは、お互いにやはりその点は慎重にすべきだということ、一般論として湯山さん御指摘のとおりであろう、こう思っています。

○湯山委員 いまの総理の答弁で一応了承いたします。

こういう問題が、これだけじゃなく、いろいろな問題が出てくると思っております。行政改革を進めていく中では、これらのことについては、特にひとつ厳重にえりを正してやっていたらどうかということをお願いしたいと思います。

次に、第五次学級編制及び教職員定数改善計画等の引き下げ、これは法律も出ておりますから、ここでどうしてもやらなければならぬ問題なので、これも総理が五十五年十月六日の本会議で長谷川正三議員の質問に答えて、十二年というのは長過ぎる、もっと短くしなければいかぬ、いやいかという質問に対して、総理は、厳し財政事情のもとでぜひ無理をして四十人学級というのを踏み切った、ところが、「御承知のとおり、おむね三年後に、各般の状況を勘案して、その後計画につき検討する旨の衆参文教委員会の附帯決議もありましたので、その時点で適切に対処してまいりたいと存じます。」とお答えになったのは、ちやうど一年前です、昨年の十月六日ですから。

そこで、今度出ている法律を見ますと、標準法の附則第二項に政令事項があります。その政令をつくるに当たっては「児童又は生徒の数の推移及び学校施設の整備の状況を考慮し」とあるのに、法律の附則で政令をつくる注意として、児童生徒数それから学校施設を考慮するというのに「特に国の財政事情を考慮する」というのを加えるだけの改正です。

こんな改正で——総理の答弁も、明らかに財政の厳し中ですが、あえて踏み切ったと財政事情を述べられる。あえてこれを政令をつくることきの附則——政令をつくることになれば大蔵大臣

もお出になりますね。だから、財政事情を考慮しないでいままでもやっておったのならともかくですけれども、いままでも当然財政事情を考慮しながらやってきたものに、あえてこれをする理由というのはどこにあるのでしょうか。

○渡辺國務大臣 六十六年までの計画は変更することとは考えていないのです。ただ、五十七、八、九という特例公債から脱却するという非常に厳しい財政の中においては、これは少し財政事情を考慮してもらわなければならぬ。そこで、その期間に改善の規模を抑制していきたいということでありまして、しかし、あとの残りの期間の間では完成するということを言っておるわけです。

○湯山委員 実態はわかりました。しかし、予算査定もあるし、政令をつくるのであれば閣議もあるし、大蔵大臣の御意見はぜひ述べられる機会があるわけですから、総理も、財政事情を考慮してとにかく十二年でまんせいということをお言われた。十分考慮しておるわけですから、それをあえてここへ入れなければならぬほど大蔵大臣は無理なんですか。それがいいといまのようなのができないかどうか、私はそんなに思わない。

その上、文部省はわれわれに「学級編制の改善に伴う教職員定数の増及び増設の必要な教室」それから今度は「自然増による学級編制の改善の教職員定数」という資料を出しています。その資料にはいずれも「上記の年次別の教職員定数は一定のめどを示したものであり、具体的には今後の経済情勢、財政状況等を勘案し弾力的に決定する」と、ちゃんともう文部省は今度改正になるとおっしゃっておるのです。その上になお財政事情を考慮するというのを入れなければならぬか、入れなくてもやっておるのに。

○田中(龍)國務大臣 お答えいたします。御承知のとおり、この学級編制なり定数改善の問題でございまして、これは当面いたしました非常な財政緊迫の事態を受けまして、文部省といえどもこれに対応する新たな事態が生じてまいったわけでございますから、このようなこと

から特例適用期間中においてはその改善規模の抑制を図ることとして、行革関連特例法案では「特に国の財政事情を考慮するものとする。」ということも明記して、これを義務づけるという特段の処置をとったわけでございます。

しかしながら、六十六年までに至ります既定計画は完全に実施するということは、すでに大蔵大臣等も委員会、本会議でお答えになったところでございます。ただ、五十四年から養護教育といったようなものが義務制になりまして、こういうふうな特例の問題とかあるいは急増の問題とか、そういうふうな若干の調整はこの間においても行うことができる、ただし、この問題は義務づけて臨調に対応した法律とする、こういうことでございます。

○湯山委員 中曾根長官にお尋ねします。

行政改革というのは、いろいろ答申にもありますが、国のいまの教員定数というふうなものをやるときには大蔵大臣が査定するし、それに必要な政令をつくるにはりっぱな大蔵大臣がおられる。それから、すでに文部省は計画を出すときには、常に経済事情、財政事情を勘案し弾力的に決定すると出しておるのです。計画には皆ついています。そういう、もう書かなくてもいいことをあえて書くようなことをなくしていくのも行政改革の重要なポイントじゃないですか。こんなのはなくたってちつとも差し支えない。やれることです。やれないというのではないでしょう、大蔵大臣。やれないのならやれないというふうに言っていただけばいいのですが、もうすでにやっておられるし、総理も答弁でちゃんと財政事情厳しい折からということを入れて、政令の要綱にないからではなくて、そう、大蔵大臣もそう、文部大臣もそう、みんなやっているのだ。それをどうしてこんなところを改正しなければならぬか、そういうつまらぬことをやめさせるのが行政改革じゃないでしょうか、長官。

○中曾根國務大臣 その後いろいろ事情が変化いたしました、財政的に事象がさらに重要な段階に

入ってきた、そういう自覚に基づいて法律的にそれを義務づける、さらにこれを強調して担保する、そういう意味で特に載せられたのだらうと思えます。

○湯山委員 私がお尋ねしているのは、もうすでにやられているし、それから、これがないと大蔵大臣、できませんか。

○渡辺國務大臣 法律で義務づけた方がやりやすいということでありませぬ。

○湯山委員 いまのとおりです。ただやりやすいというだけで、みんな頭にあるし、厳しいということも言われればちゃんとやっておるのです。現に私学助成なんかこそ、法律でもやらぬとともつやりにくいのではないかと思うほどです。ところが、そんなのはほっておいて、こんな、ただ幾らかやりやすいというだけで、ここまでこの法律の中へ巻き込んでいかなければならぬかどうか、そういうことをあえてしなければならぬか、それを排除するのが行革の役目ではないかということとを申し上げておるので。

○中曾根國務大臣 財政再建という面がこの法律にはあるわけでございますけれども、五十七年度の手算を作成するという面から見まして、やはりそちらの学級の問題でも御協力をいただく。私たちが報告を受けている範囲では、二千八百人ばかり先生がふえるのを七百人でがまんしていただく、それだけで相当な経費の減が出てくる、そういうことを実行していく上にも、法律で明記した方がそれが確実にやりやすい、そういう面でお願いしたのではないかと思っております。

○渡辺國務大臣 少し言葉が足りなかつたかもしれませんが、仮にこれを法律に書かないで予算のときだけ大蔵大臣がカットするといつても、実は非常に抵抗がございませぬ。そればかりでなくて、ちゃんと計画が決まっているのだからやるべきだという意見の方がむしろ強いかわからぬ。法律で決まっていることを勝手にその期間だけやめたとか圧縮したのはけしからぬという議論も出るものですから、これはやっぱり法律に書いて、そ

うい議論の余地をなくした方がいいということをやったわけでございます。

○湯山委員 まず私は、これだけ実力者である大蔵大臣が、そのくらいなことができないとは思いません。まして文部省の出している計画は全部、財政状況等を勘案し弾力的に決定しとあるのです。文部省もすっかり自覚しています。ですから、これは私はひよっとすると、こういうのもやるのだということ、四十人学級というの聞こえがいいものですから、中曾根長官が一つその宣伝に使ったんじゃないかというふうな気もせぬでもないのですけれども、それはとにかく、こういうことをなくするのも行政改革の重要な課題だということも申し上げておきたいと思ひます。

さて、いま大蔵大臣言われたように、六十六年という最後は変化がなくて初めの三年だけ、この期間中だけは増員を抑えていく。では計画全体はどうなるのですか。資料はできておりますか。

○三角政府委員 六十六年度までの十二年間の全体の計画は、五十五年現在の標準法を御提案したときに御説明したとおりの計画でございます。それを六十六年度までには達成をしたい、そういう考えでございます。

○湯山委員 局長、これにはほぼ各年の計画があるのです。自然増減の定数とか改善増の定数とか、年次別がありましたね。九年の場合はどうというの、一緒にそろえてあります。今度、各年次別のこういう計算ができておるのですか。

○三角政府委員 全体計画は先ほど申し上げましたとおりでございますが、その年次の割り振りにつきましては、ただいま御提案しておる法律に基づきまして、財政再建期間中の三年間につきましてはこれを大幅に抑制するというところでございまして、明年度についての概算要求はすでに大蔵省に出しているわけでございますが、明後年さらに翌年度につきましては、その都度検討してまいりたい。そして財政再建期間終了後は、その後の財政状況にかんがみまして六十六年度までに達成をしたい、そういうことで、四十人学級の実施に

つきましては、小学校につきましては、五十八年、五十九年は、初年度の五十五年と今年度の二年間に手をつけて増加学級をいたしました学校につきましては、これはすでに手がついておるものがございますから、これを継続したい。そしてでございますれば六十年以降に於いて一般の全市町村の実施に於いて計画を立ててやうてまいりたい。それから中学校につきましては、当初の計画のとおりでございましたら、そういうようなことが一応予想はされるわけでございますが、その割り振りにつきましては、五十八年以降児童生徒並びに、したがって自然増減の状況を見合わせながらやうてまいりたいということでございます。

○湯山委員 私が尋ねておるのは、この法律を審議するときには、十二年間見通して、もちろんいまのように財政事情それから経済事情によって変化があると言いながらも、各年の数が一応試算として示されました。これをやらないと、さっき大蔵大臣はやると言ったけれども、どこでどうなるかわからないのでしょうか。これがなければ審議できないじゃないですか。

○三角政府委員 この十二年計画全体につきましては決めてあるわけでございますが、その進め方の問題で、これは別に決めてあるわけの話はございません。ただ私も、事務的には一応の仮定のもとでの計算はいたしております。あえてそれをここで申し上げるとすれば、先ほど申し上げましたような前提条件で、小学校は一都府県にそれぞれ六十人から、中学校は当初の計画どおり学級改善のために必要な総数四万三千四百四十人の

つきましては、小学校につきましては、五十八年、五十九年は、初年度の五十五年と今年度の二年間に手をつけて増加学級をいたしました学校につきましては、これはすでに手がついておるものがございますから、これを継続したい。そしてでございますれば六十年以降に於いて一般の全市町村の実施に於いて計画を立ててやうてまいりたい。それから中学校につきましては、当初の計画のとおりでございましたら、そういうようなことが一応予想はされるわけでございますが、その割り振りにつきましては、五十八年以降児童生徒並びに、したがって自然増減の状況を見合わせながらやうてまいりたいということでございます。

手当てにつきまして、五十七、五十八、五十九の三年間は、先ほど申し上げましたように、すでに実施をしておる学校について継続するということが、毎年約三百人ずつぐらいでございますが、六十年以降は、教職員の自然減ともかみ合わせまして、大体四千五百人から八千七百人ぐらいの間で各年度の割り振りができる、こういうぐあいの試算はいたしておる次第でございます。

○湯山委員 そんな大ざっぱなものじゃなくて、法律審議のときには、いまのようにまだ生まれてない子供も考えなければならぬので、ずいぶん危ない数字でしたけれども、とにかく出ておって、そして「十二年計画における自然増減教職員定数および学級編制基準の改善による改善増教員定数」というふうなものを五十五年から六十六年まで、増減も含めて各年別に示してあるでしょう。これがどう変わるか、それがなければできないのじゃないですか。

○三角政府委員 ちよっと手間取ると思っています。先ほどは申し上げましたが、計画について改めて申し上げますと、明年度につきまして四十人学級のための学級改善分の概算要求人数が三百二十二人でございます。そして、五十八年が三百。一応私どもの見積もりでございますが、五十九年が三百、六十年が四千四百、六十一年が五千、六十二年が五千二百、六十三年が五千五百、六十四年が八千七百、六十五年が八千三百、それから最終年度の六十六年が四千四十七というところでございまして、全体の合計が、五十五年にすでに五百六人、五十六年にすでに五百六十七人措置しておりますので、それも含めまして十二年分が四万三千四百四十二名で、これは当初、昨年の法案審議のときと同じ人数でございます。その間自然増減の差し引きが三万人、こういうことも前回に提起した数字のとおりでございます。

○湯山委員 それを資料として出してください。いずれまた一般質問のときにお尋ねします。かなり違っている部分もありますからね。それから次に、明年度の概算要求につきま

て、二千八百ぐらい要るのを七百で抑えたとおっしゃっていましたが、明年度の概算要求はどれだけ削減しているのか、それをまずお示し願いたい。

○三角政府委員 明年度におきましては、四十人学級の分として三百二十二人、それから配置率の改善として四百人、七百二十二人を要求いたしております。当初の私どものプランとしては、四十人学級六百八人、配置率の改善二千二百五十人というものを考えておりましたので、その合計が二千八百六十名程度になります。それに対して七百人余りというふうな抑制した要求を提出して、こういうことでございまして、

○湯山委員 前の計画では自然増が九千二百二十名となっておりましてね。これは確保できておるのですか。

○三角政府委員 自然増につきましての所要数は、今年度及び昨年度と同じ手法で計算をいたしまして九千二百二十名でございます。(湯山委員「確保できておるのですか」と呼ぶ) 九千二百二十人は、それはそのまま要求をいたしますが、第二次臨調の答申におきまして、この自然増につきましても弾力的に対処することにより大幅に削減する、そういう御答申をいただいておりますので、私どもとしては、自然増は明年度が最終年度でございまして、先ほど申し上げましたように、明後年からは逆に今年度は自然減になりますので、そういう状況も勘案いたしました。五百人の削減を行うという形での概算要求をいたしておる次第でございます。

○湯山委員 ですから、いまお話しのように、二千四百四十名いまのこの関係で削った。その上に五百人削っておるのです。自然増というものは生徒児童がふえた分に対応して配置する教員です。自然増を削ったという例を私は今まで聞かないのです。自然増というものは、これは無条件で削るだけ子供がふえるのだからしょうがない。この自然増五百人調整するというのはどういうことですか。どんなに削るのですか。

○三角政府委員 これは先ほど申し上げましたように、「幼稚園に戻すようなことができるのか」と呼ぶ者あり。臨時行政調査会の方から弾力的に対処することによって大幅に削減するという旨の答申があるわけでございまして。私どもは内閣の方針に基づきましてこの趣旨を尊重しまして、先ほど御説明いたしましたように、自然増定数九千二百二十人の約五割に相当する五百人の削減を行うこととしておるわけでございまして、そして、なお翌年度の五十八年度からは児童生徒は減少していくということになっておるわけでござい

縮減をどうしてやるかということでございますが、これは各都道府県の実情等をいろいろ聞きまして、予算編成の時期までに決めることにいたしてございまして、教諭等の任用、配置その他につきまして、各都道府県において各種の工夫を行ってまいりますので、何しろこういう意味の行政改革でございまして、各都道府県にもしかるべき協力をしてもらう、こういうふうな考えておる次第でございます。

○湯山委員 そのあたりがわからぬのです。そんなむちゃなことが出来るのですか。もう一遍、局長。四十人学級で三百二十二人ふやす、これはいいです。それからその次、改善増で四百人。この四百人が全部現場へつくだすか。

○三角政府委員 四百人は特殊教育諸学校におきます養護訓練担当教員でございますか、あるいは教育困難地域におきます学校の教員加配の定数等でございますので、これは皆現場につくわけでございます。

○湯山委員 ちよっと。兵庫大学なんかのは、これはないのですか。

○三角政府委員 これは内訳としてそういう要素も入れます。現職教員の研修定数も……(湯山委員「何人」と呼ぶ) 百名かと思いましたが、入っております。

○湯山委員 ですから結局ふえるのは、いまのよう

ると言うけれども、その中の百人というのは現場へつかないのですよ、いまの説明では。大学に入る。それをこの中に見ておるのです。そうすると残り、七百人必要だと言うけれども、六百人が現場へつくわけですか。ところが、六百人現場へふやしたように見えるけれども、五百人は自然増から取りましますから、百人ぐらしかふえない。それでいいんですか。大蔵大臣、そう理解しておられますか。

○西垣政府委員 臨調の答申によりまして、学級編制の計画と高次の定数改善計画につきましましては、実施を停止するというふうな言われておりますが、現在御審議いただいております法案では、停止するのではなくて、ふやし方につきましまして財政事情を考慮するということが、少しづつふやしていくという方針になっております。

それから、児童生徒の増加に伴う増員措置は、弾力的に対処することによって大幅に削減する、こういう答申が出ておりますので、いま文部省の方から御説明を申し上げましたとおりの要求でございますので、われわれといたしましては文部省ともよく相談しながら、先ほどちよっと申し上げましたけれども、来年度の財政事情がきわめて厳しいので、その中に入らぬか入らぬか、その辺もよく考慮しながら検討してまいりたい、こういうふうな考えております。

○湯山委員 自然増というのは、どちらかと言えばこれは問答無益なんです。ふえるので学級がこれだけ要るから、どうしたってそれは配置せざるを得ない。いまだかつてこれを削ったとかいうようなことはないのです。しかし今度のは、それを削ったら受け持ちの先生のない子供ができません、いままでどおりいけばいいのですか。自然増ですからね。子供のふえたのに対応するんだから。しかも、いまのように四十人学級へ本当に三百名向ける、残りの四百から百ピンはねして三百送るとしても、それじゃ現在の学校教育の形態というのはダウンせざるを得ない。余ったのを抱えていれば別ですけども、ないので。自

然増を削った例がままであります。

○三角政府委員 これまで自然増につきましては、それなりに措置をしましておりませう。ただ、明年につきましては、これは先ほど来御議論がございませうに、財政再建のための行政改革の一環としての措置でございませう。

○湯山委員 自然増というのは、いま言われたように幼稚園へ戻すわけにはいかぬでしょう。たまたまめぐり合わせが悪くて、来年度へ入る子供だけが自然増に對する教員を見てもええ、教育条件が悪くなるのです。そんなばかなことはないでしょう。そんなばかな話はあつてはならない。いまだかつて自然増を削った例はありませんよ、總理。そんなのをほつておいていいですか。これは断じて承服できません。

○三角政府委員 先ほど申し上げたのでございませうけれども、これはやはりそれぞれ各都道府県の実態に應じて、都道府県でいろいろ工夫をし、協力してもらつてということにございませう。

自然増の子供たちを教育するための学級編制なり、あるいは教員配置というものは、これはきちんとしてやるべきであるというふうな考へておられます。ただいま湯山委員御指摘のように、担任の先生がいない学級ができる、そういうことはないわけにございませう。これはそれぞれの都道府県の全体の教員配置の中で、配置でございませうと、あるいは教諭等の担当授業時数の調整でございませうと、あるいは音楽、図工、体育等、専科教員等がございませうが、これらについての勤務体制の工夫でございませうとか、あるいは長期派遣研修の人員の調整など、いろいろな工夫によりまして、一つの非常事態でございませうので、この縮減措置に對して各都道府県の協力を求めていく、こういうこととでございませう、個々の具体的な方法はそれぞれ都道府県の教育委員会の判断にゆだねることになるというふうな考へておる次第でございませう。

○湯山委員 とんでもないことです。そんなことをしたら教育力は低下しますよ。あなたは、専科

の教員、音楽の先生に足りない面を埋めさせ、やりくりして。音楽専科は今度はそれと別なことをやらぬといかぬ。教頭も、専任の教頭がクラスを持ってやれ、穴埋めせい。そんなことをやれば教育力がたつと低下する。これは理屈じやない、減らんだから。減るでしよう。(「そんなことない」と呼ぶ者あり)ないことないです。

それでは、どういふ方法でどうやって五百人出さか、資料をきちつと出してくださる、具体的にどういふ方法でどういふのを。そんな工夫と云つたつて、新しく入つた子供ですよ。いまだかつてこれに手をつけたことはありません。無条件で自然増を認めてきたんだ。今度幾ら行管がやかましく言おうが何だろうが、自然増を五百減らすなというのではないです。絶対これはあつてはならない。いいですか。出ないことには、何とか工夫してもらつてと言つたつて、それはだめだよ。

○三角政府委員 具体的な各県の対応につきましては、先ほど申し上げましたように、予算編成の時期までに各県でもいろいろ工夫検討をしていただきまして詰めてまいりたい、こういうこととでございませう。全体として五百人ということとでございませう。まあ一県当たり十名についての調整の問題でございませう、これはそれぞれの県の中にたくさん先生方がおられるわけにございませうから、その中で平均して十名何がしというものについての調整を明年度に限りひとつやつていただけよう、こういうこととでございませう。

○湯山委員 やはりだめです。無理するだけ教育現場の負担が重くなるか、教育力が低下するか、もうそうならざるを得ぬのです。ですから、これはきちんと、どれだけ——大体ふやす数がせいぜい六百ぐらいでしよう、七百と言われたけれども、百名は抜かれて学校へ入つてしまふと思つたら、なにござつてそれに近いものを抜いてしまふのです。そんなこととでございませう。文部大臣、いまのはおわかりですか。それじゃ困るでしよう。

○田中(龍)國務大臣 お答えいたします。

ただいま局長からお話しいたしましたように、一県当たり十名足らずの教員数でございませうが、これを現場で、県教育委員会の段階以下におきまして何とか調整はできないものだろうか、そういうことが問題の、痛み分けと申しますか、臨調というものの苦しい一つの姿でございませう、われわれもそれに対してはできるだけ支障がないように……(発言する者多し)

○金丸委員 静粛に願います。

○田中(龍)國務大臣 万全を期したい。これは今後なおいろいろと御相談をしてもらわなければならぬ問題でございませう。

○湯山委員 もうこれはやめませう。(「具体的な計画を出しなさい」「事後に資料で」と呼び、その他発言する者あり)

○金丸委員 湯山さん、ただいまの問題は明快な答弁がないようでありますから、一応資料によつて、出していただくことにして、なお、その資料がいろいろ問題がありましたら、また御質問をしていただくということにして、この問題は一応たな上げにして前へ進んでいただきたいと思います。

○湯山委員 委員長の御結論もわかりませうが、資料が出せるかどうか、委員長、資料を出すかどうかと、確かめてください。

○金丸委員 局長、一応資料を出していただいで……。明快な資料を出してください、素人にわかるようなものを。時間がかかると言うけれども、委員会の中で、委員会の開会中に、速記をとめて。

〔速記中止〕

○金丸委員 速記を始めます。

○湯山委員 この問題は、大臣も行管長も總理も、いまだかつて、私が何年国会でお世話になつたかわかりませうが、自然増へ手をつけたという例はありません。自然増というのは無条件で認められてきた数です。それを幾ら臨調といえども、

ほかのはやむを得ない面もあります。それは改善ですから、足踏みさしてくれというのではありませんけれども、自然増へ手をつけるといふ例はないし、それはその年生まれた子供は不幸だということにしかならないのです。このことをひとつしつかりお含みの上で、余り皆さんの方が論過ぎて、あつちが弱過ぎてそういうことになつたのかもしれないと思ひます。

そこで、それほどお金がかかるのならお金を出す方法を申し上げたいのですが、たとえば主任手当なんかというのがあるでしょう。これは教職員質の向上を図るために、人材確保のためにいろいろお金を出していただいた。これも高度成長時代です。そのついでに何か主任というのをつくつて、これへまた手当を出す。ずいぶんごたごたして、いまでもそんなのは要らぬというので返上してプールしておいて、それでたとえばいい音楽家を招いて大きなコンサートをやつて子供に聞かしておるといったのをやつておるのです。そんなものがあるし、図書館の本にして、主任手当は私にもらわれないと言つてやつておる人もあるし、ずいぶんそういうのがあるのですが、学校の中でも余りおもしろくないので、たとえば非行の問題でも熱心な人がやられるというのをよく言ひます。

校内暴力でやられるのは、その人は主任手当をもらつて生徒指導主任になつて、一人やかましく役目を買つて出てやつておるものだから対象になる、そういう例もあるのです。こう見てくると、主任手当なんというものは、もうこれだけ希望者もたくさんある今日の段階においては削つたらどうでしようか。四十五、六億が出てくるのです……。

○田中(龍)國務大臣 ただいまの主任手当の問題でございませうが、いまの文教制度の上から申しまして、学校の管理、秩序のある体制、校長を中心とした一つの体制というものが非常に問題になつておるところでございませう。この主任手当の関係は、ただいま御発言の御要望につきまし

ては、残念ながら私どももいたしましては了承いたすことはできない次第でございます。

○湯山委員 じゃ、文部省にお尋ねいたします。主任手当を直接本人が受け取らないでプールしておいたり、あるいはほかへ直ちに寄付したり、そういうのが幾らぐらひありますか。

○三角政府委員 主任手当につきましては、五十二年から五十六年三月まで、支給総額として二百八十六億円支給しておる実績がございます。その間におきまして、いまお尋ねの拠出状況でございますけれども、これは私も正規の手続でチェックする手だてもございませんし、そういう筋合いのことにもなっていないので、これはまあ湯山先生の方が御存じだと思いますが……（発言する者あり）日教組の発表を私も教わっておりますので、それをあえてこちらから申し上げますと五十七億七千九百万円、こういうふう聞いております。

○湯山委員 ああいう失礼なことはひとつ注意していただくことにして、中曾根長官は、さき政治家がどうこうで、群馬県の県会議員さんは率先して給与を返上したですか、ベースアップを控えた。お互い率先してやらなければならぬということに、ちゃんとやっておりますから、いいのじやないですか、そういうことは、明らかに財政再建に協力できる、主任手当やめたらですね。そうしたらいいかどうかというのです。そうすべきじやないですか。大蔵大臣、どうお考えですか、財政の見地から。

○渡辺国務大臣 主任手当の問題についてはいろいろと大論争があったところであって、自由民主党の政策として、これはどうしても教育の正常化のために必要であるというふうなことで、そのためにそういう要求があつて決定をされたものだと心得ております。したがって、わが政府は自由民主党の政府でございますから、その党との相談もなくしてこれをやめるといふことはできません。（発言する者あり）

○金丸委員長 静粛に願います。湯山さん、お願

いします。○湯山委員 申し上げたいのは、自然増まで抑える、そういうことをしながら、一方において完全に受け取つていないようなものを出すと、これを言つておるので、申身のことをやかく言つておるつもりはないのです。財政の見地だけから言つておるのです。いづれにしても、それとこれを比べたら、私はやはり自然増を完全充足するというところでなければならぬということだけ申し上げておきます。

さて次は、私学助成についてお聞きしたかったのですが、私学助成を大体この臨調答申では本年度並みということにしてありますが、あえて大学においては五十億、それから高校以下においては四十億増額の概算要求をしている。それはよくわかります。しかし、高校の場合はこれだけで増額になるといふものじやなくて、あと交付税による地方負担が大きいですから、これで増額になったとは言えないわけですから、大学について申し上げれば、本来私学助成というのは五〇%以内という法律の条文があります。以内だからいいと言え、いようなものですが、あれができるには五年くらいで五〇%にするという説明がございました。いま何%でしょう。

○柳川(慶)政府委員 先生御指摘のとおり、私立大学に対します国の補助は二分の一以内となっておりますが、できるだけ速やかに二分の一にするよう努めるといふ附帯決議もございました。経緯等もございまして、逐年その増額措置を図つてきたところでございまして、現在私立大学等の推定経常費の総額につきまして約三〇%を実現しておりますし、また具体的に専任教職員給与費あるいは教員の経費あるいは学生経費等、いわゆる経常費の根幹をなすものにつきまして、すでに標準経費の二分の一補助を達成しているというように考へております。

○湯山委員 全体について言えば三〇%、しかし、この三〇%は年度当初は三〇%ですけれども、その年度途中の物価上昇、給与の引き上げ等

がありまますから、年度末になつてくると二八、九%に落ちておるわけです。またそれを次の年上げて、また落ちて、三〇%を上下して、もう何年にもなりません。だから、いまいらっしゃる方、海部大臣のときにも、そんなに言つたら、何年かかると言つたら、笑つて頭を叩いておられたぐらひ、一向ふえせん。

そこで、これはいまわずかに五十億ふえたのは結局率から言えばダウンです。三〇%を切つてきます。すると、その分は結局父兄負担あるいは学生の負担ということにならざるを得ない。そこで、せめて現在の率が維持できる、現在三〇%ならば三〇%が維持できる、額を据え置くんじやなくて、率を据え置けばそれほど負担増にはならぬ。この辺の配慮は一体なされる余地があるのかないのか。

それから私は、こんなことをしておつたら、まだ十年かかつても二分の一にはならないと思ひます。当初五年と言つたのが、いまから十年たつてもまだ五〇%までいかないと思ひます。やはりこれは四十人学級と同じように、年次計画を立ててその増額を遂げていかなければならない。この三年は仕方ないですけれども、三年過ぎた後では、年次計画を立てて五〇%にするということがぜひ必要だと思ひます。これは文部大臣、お考えはいかがですか。

○田中(龍)国務大臣 答えました。私学の重要性というものは、いま先生が御指摘のとおりでありまして、非常に困難な財政事情のもとにありまして、われわれといたしましては、いま仰せられましたようなことも含めまして、大学につきましては五〇%、以下につきましては四〇%の増をあえてお願いをいたしておるような次第でございます。

○湯山委員 まだありますけれども、きょうはいろいろ委員長のお計らいもありましたし、それから後に残つた問題等もありますから、ひとつこれで終わりたいと思ひます。

○鈴木内閣総理大臣 それぞれの国にはそれぞれ事情と方針があるかと思ひますので、御批判は避けます。

○湯山委員 いろいろ申し上げましたが、たとえば教科書の問題をめぐつていろいろ問題が起つたり、それから自然増まで削るなどということ、教科書の無償が崩れたり、自然増の教員配置もできないというようなことになると、私は、文部省は何のためにあるんだろかという感じを持たざるを得ません。そうならないように、総理も御尽力を願ひますし、文部大臣、大蔵大臣も含めて、皆さんひとつ御尽力願ひたいと思ひます。

○田中(龍)国務大臣 たいだいまお答えいたしました中で、私が五十億と申すべきところを五〇%と申したそうでありまして、四〇%も同様にパーセントではございませんで四十億でございます。

○湯山委員 終わります。

○金丸委員長 御苦労さま。

この際、関連質疑の申し出がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 私は、先ほど安井委員、橋本委員、またいま湯山委員から質問がありました諸問題をじつと聞いておまして、短い時間ではございませぬが、まず行革に取り組む総理の政治姿勢について伺ひたいと思ひます。

その第一は、はしなくもいま大蔵大臣が暴言を吐かれました。自民党の政府だから仕方ないではないか、これは一体どう考えたらいいんでありませんか。政党政治だから、自民党から選出されたことは、それは言うまでもない。しかし、いま国会である。国会で行政改革について与野党そろつて審議しておる。自民党の政府だから自民

日にアメリカのエネルギー省と教育省を廃止するということを決定したのは御存じですか。

○鈴木内閣総理大臣 新聞報道で承知しております。

○湯山委員 それについての御感想はいかがですか。

○鈴木内閣総理大臣 それぞれの国にはそれぞれ事情と方針があるかと思ひますので、御批判は避けます。

○湯山委員 いろいろ申し上げましたが、たとえば教科書の問題をめぐつていろいろ問題が起つたり、それから自然増まで削るなどということ、教科書の無償が崩れたり、自然増の教員配置もできないというようなことになると、私は、文部省は何のためにあるんだろかという感じを持たざるを得ません。そうならないように、総理も御尽力を願ひますし、文部大臣、大蔵大臣も含めて、皆さんひとつ御尽力願ひたいと思ひます。

○田中(龍)国務大臣 たいだいまお答えいたしました中で、私が五十億と申すべきところを五〇%と申したそうでありまして、四〇%も同様にパーセントではございませんで四十億でございます。

○湯山委員 終わります。

○金丸委員長 御苦労さま。

この際、関連質疑の申し出がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 私は、先ほど安井委員、橋本委員、またいま湯山委員から質問がありました諸問題をじつと聞いておまして、短い時間ではございませぬが、まず行革に取り組む総理の政治姿勢について伺ひたいと思ひます。

党の言ったことはやるんだ、おまえらに言われたって仕方がねえや、こうでも言われればかりであります。政府は、かねがねあなたが言っているように、国民の声を聞いて国民のための政府だと私は考えている。自民党の政府だというあの発言に総理大臣はどうお考えですか。

○鈴木内閣総理大臣 鈴木内閣は自民党を基盤にした内閣でございます。したがって、自由民主党の政策、これを尊重して、内閣が公約しております問題を着実に進めてまいりたい、こう思っております。

○横山委員 それなら言葉を正しく伝えております。自民党の政府だ、自民党が言われたことだから仕方がない、あなた方が主任手当をいろいろなことを言ったって仕方がない、こういう発言ですよ。暴言だと思いませんか。国会を軽視しておると思いませんか。野党に対して失礼だとはあなたは思いませんか。総理としてあなたの感想を伺っております。

○渡辺国務大臣 大変言葉足らずで申しわけありません。(横山委員「だめです。撤回しなさい」と呼ぶ)自由民主党政権の政府でございます。それを自由民主党政府ということは、ちよつと俗語を使って申しまして大変恐縮でございますから、それは訂正をいたしておきます。

○横山委員 わかった。率直に訂正されたのは結構であります。私は、このいまの発言が実は底流として流れ、大蔵大臣を初め、もし総理の頭の中に常にそれが潜在的にあるとしたらゆゆしい問題だと思っております。御注意を申し上げます。

次に、いろいろと審議を尽くしておるわけでありませうけれども、私が承知する限りにおいては、総理は、この臨時国会が終わったら内閣を改造するかのごとく伝えられております。一体、いまの時期に内閣改造をするというのはどういう意味でありませうか。鈴木内閣は、派閥抗争の極致に達した後、大平さんが亡くなって、突如として誕生した、そういう内閣であります。しかし、わりあいに円満に行われておると私は思います。ところが、

いまそれでなおかつ内閣改造をするということとは、あなたの体制が完璧でないということなのか、あるいは行政改革の中で閣僚間に意見の相違があることはたくさんあるわけで、全部重要な問題は引き延ばしになっておるわけでありませうが、自分の思っていることにどうも従わないうらしいというのを排除しようというのであるか。気に食わない閣僚はこの際やめさせるということであるか。私もはこの行政改革について各大臣と何回も何回も個別に、あるいはここでやり合っておりますが、あと一カ月か二カ月でやめるかもしれないという顔を見ると、これはまじめに議論ができないです。

何か聞くところによれば、田中派が八月に内閣改造をしたらどうかということを言い出したことがあるそうなんです。私はなかなかいい意見だと思っております。この臨時国会から通常国会、この行政改革をロングランで責任を持ってやるとするならば、いま入口へ入って、玄関に入ってから、さあ何をやりませう、あれをやりませうと言つて一段落済んだら、今度はおまえは首だ、そんなことはおかしいと思つておるのです。改造するかせぬかという問題が政府に及ぼす影響が多い。あなたが政治生命をかけると言つている行政改革の上からいっても一体どういう意味が内閣改造にあるのか、やるのかやらぬのか、総理としてお答えを願いたい。

○鈴木内閣総理大臣 横山さんは内閣改造をするかしないかというようにおっしゃっておりますが、全然私はいま考えておりませぬ。私の頭にはあります。この国民的課題である行政改革、これを進める、国会並びに国民の御理解、御協力を得て実現をしたい、これでいっばいでございます。内閣改造など、いま考えておりませぬ。

○横山委員 あなたはそうおっしゃるけれども、この夏以来、マスコミを見ても、自民党の各派閥の皆さんに会つてみても、もうとにかく内閣改造は臨時国会後だとみんな言つておるのですよ。そんなこと白々しいじゃありませんか。あなた本當

に考えておらないということはやらないということですか、臨時国会後に内閣改造をしないということですか。

○鈴木内閣総理大臣 私は、いま横山さんにそういう問題でお答えをする必要はない、このように考えております。

○横山委員 それは私もが真剣に行政改革国会と称せられることで議論をしておつて、各閣僚の答弁を聞いて、長期にわたつてどういう構想かと聞いておるわけですよ、あなたを含めて。そのときに、これはもう一カ月か二カ月たつたらあの閣僚は飛んでしまふ、この閣僚はかわるといふようなことを考えつづ本當の議論ができるか、そういうことを私もは思つておるわけですね。国会は、与党の人も質問するけれども、野党が主力になつて結局は議論を尽くす。そういう居並ぶ閣僚、あの人はやめるのだな、あの人はどうだろう、鈴木総理に覚えが悪いらしいな、あれはかわるんだらうか、こういうことを考えるのですから、やらないならやらないとあなたがおっしゃれば、それで済む次へ移ります。どうですか。

○鈴木内閣総理大臣 考えておりませぬということと先ほどから申し上げておるわけでございます。自由民主党という政党は、閣僚にならうとならうと、こういう国民の要請する重要な課題につきましては、議員挙げてそういう問題に真剣に取り組んでおりますから……。

○横山委員 そうおっしゃつて、内閣改造した後私の質問を期待してください。次に、総理は閣僚が給与の一部を返上するとおっしゃる。国民の中からはわりあいに好感を持つて見られるとあなた方はお考えでしょうか、一体返上ということはどういうことなんでしょう。返上なら、給料を下げればいんですか。もらつてから返上せず、次の新しい閣僚もまた返上ということになるんですか。これは総理及び閣僚の返上論というものが——金額の問題じゃないと私は思いますよ。金額の問題じゃないと思いま

すが、何か手前みそみたいな気がしてならぬのです。三年間は総理及び閣僚が皆返上。返上といつたつて、結局は寄付。税金のことをどうお考えになつておるか知らぬけれども、とにかくもらつてから返す。これは寄付の形をとる。三年たつたら、今度はまた旧に復するんですか。

○鈴木内閣総理大臣 行政改革を国民の皆さんにも御理解を願ひ、またお互いに痛みを分かち合つてこれを達成をしたい、こういうときでございます。ですから、内閣の姿勢としてこれを実行したいというのが私の念願でございます。三年間を適用期間としてこれを行おうとするものでございます。

(横山委員「三年たつたら」と呼ぶ)当然三年経過いたしましたれば、きよの時点で復するということに相なるわけでございます。

○横山委員 これは自由意思ですか。総理は幾ら、閣僚は幾らというふうな決めてあるわけじゃないんです。各人勝手に、一円でもいい、一万円でもいい、十万円でもいい、こういうことですか。

○鈴木内閣総理大臣 それは改定分、給与が増高する、その分を寄付をしよう、こういうことでございます。まして、個々にやる問題ではございません。

○横山委員 そうですか。私は、現給料の中から一部を出すと思つたら、今度公務員のベアスアップが行われるときに、総理や閣僚もふえるから、そのアップ分だけ返上する、こういう意味ですか。

○鈴木内閣総理大臣 現状に抑えよう、上がる場合は、その分については寄付を申し上げます、こういうことです。

○横山委員 ああそうですか。そうすると、総理及び閣僚は上がることが前提である、したがつて、給与法が出来ることを前提にしての話なんですか。

○鈴木内閣総理大臣 これは今後三年間でございます。各年度についてどうするということはまだ決めておりませぬ。

○横山委員 次に、このあなたが政治生命をかけ

ると言う行政改革国会の途中に南北サミットへお出かけになる。私は、南北サミットの意義についてここでちょうどよろうとは申し上げません。しかし、この国会の重要なときに数日間おあけになる。大変御苦勞なことだと思ひます。私は、絶対に行くなとか、けちをつけるつもりはありません。ただ、いまサダト大統領が不慮の死に遭われたという突発的な問題が起りました。そしてまた、レーガン大統領は開発途上国から余りよく思われていないと私が見ているわけでありませぬ。それは、たとえ第二世銀の増資についても余り積極的でない。あるいはまた先般も、開発途上国への融資について敵と味方を分ける、選別融資をやれ、何もアメリカのことを考えてくれぬ国に経済援助をする必要はないじゃないかという立場をとっている。それからまた、武器の輸出についてほとんどんやっている。そういう意味合いにおいては、開発途上国がいまのレーガン政策についていい顔をしておるとは私は思わないのであります。

あなたも南北サミットへ行かれてレーガン大統領とお話し合いをなさると思うのですが、サダト大統領の死によって今後影響する諸問題、それから開発途上国の一般的な例示いたしました諸問題について、どういう立場でお話し合いをなさるおつもりですか。

○鈴木内閣総理大臣 南北サミットは、御承知のように、北側の先進諸国と南側の発展途上国の有力な首脳が一堂に会して今後の南北間の経済協力の問題、また相互依存関係にあるわけでございます。それから、そういう連帯と協調の精神で今後の南北問題を建設的に進めていこう、こういうことを自由な立場で意見の交換をし、将来の展望をお互いに切り開いていこう、こういうことでございませぬ。

わが国は、軍事的に、自分の国を守る以外のことはできません。経済力あるいは技術力をもちまして開発途上の国々に対してできるだけの協力をやってみよう、これが世界の平和と安定に寄与するゆえんである、このように考えておられるわけでございます。私はASEANに参りました際にも提案をし、それが非常にASEANの五カ国でも好感を持って迎えられる、現に円滑に進められておるのであります。農業の振興あるいは農村の建設、人づくりの問題、そういうようなことを私は特に具体的な提案として強調したい、このように考えておるのでございます。

がバンコクあるいはオタワでおっしゃったように、相互依存と連帯で南北の平和的共存、協力を進めるといふ立場で、レーガン大統領とお会いになったなら少し次元の違う日本の立場というものを明らかにしたいと思ひます。どうですか。

○鈴木内閣総理大臣 南北問題に臨むわが国の政府の基本的な姿勢につきましては、先ほど明確に申し上げたとおりでございます。したがって、もし日本のこの基本的な考え方と違う意見がいろいろの国の代表から申し述べられました場合におきましては、日本の主張が十分理解がいかるよう積極的にこれに働きかける、こういうつもりでございます。

○横山委員 多少のニュアンスの問題が残りますが、私どもとしては、ぜひレーガン大統領とお会いになったときの態度、ありよう、発表に十分注意をさせていただきたいと希望します。さて、先ほど安井委員、橋本委員の質問を聞きまして、私は、重複をしないように問題を整理して少し質問をしたいと思ひます。要するに、二人の質問に答えて政府側が答弁をされたことを整理していきま。問題は、そこで煮詰まらなかつたことは、私が感じます。それは、財政再建のこの法案の持つ目標並びにそこへ至る道筋、それが質疑応答の中でわかつたようなわからぬようなことだと思ひます。

私が整理をしますから、それに違ふなら違ふと申すのであります。まず第一に、三カ年を設定された。この三カ年は財政再建期間だと考える、よろしいか。

○中曾根国務大臣 財政再建を主に考えてこういう措置をとりました。

○横山委員 次に、この財政再建は増税のない財政再建として出発した、それが将来増税をするか否かについてはまだちよつと先ほどの論議は残っておりますが、少なくとも増税のない財政再建を目標とした、こういうことでよろしいか。

○渡辺国務大臣 五十七年度予算の編成に当たっては増税を考へていない。それから先のことについては、私どもははっきり言えるのは五十九年度までに赤字国債から、特例国債から脱却するということですね。これははっきり言える。私は約束しておるわけですね。

問題は、来年度ゼロシーリングでうまくいった、仮にできた、それじゃ五十八年度もゼロシーリングでことごとく同じ予算だ、その次も全く同じ予算だというふうなことは非常にむづかしいんじゃないか。したがって、ゼロシーリングというのは何年間続くか。しかし、どうしても膨張する経費がありますから、それは自然増収の中で全部吸収できるかどうかという問題がございませぬ、これは負担と政府のサービスとの問題でございませぬから、そのときにやらなければ、いまからどうするかと申すことは確約するのは非常に困難であろう、そう申しておるわけでございます。

○横山委員 財政再建の終局点、いまは昭和五十九年末ですね、その財政再建ができたということはどういうことなのか。いまあなたのお話によれば、特例公債は六十年以降は発行しないというのが一つの目標である、六十年以降はいまままで出した特例公債は償還する、この二つが目標なんです。そのほかにありますか。

○渡辺国務大臣 国債には、御承知のとおり二通りございまして、十年ものが大部分でございますが、建設国債と特例国債と、それで建設国債はすでに期限が来て、ほぼつ返済しているものもございませぬ。しかし、大量に返済が始まるというのはいまは六十年以降ということであつて、ことに昭和五十年には赤字国債を大量に発行したといういきさつもございませぬから、その償還をどういかなければならない。十年ものは初めて赤字国債の償還が大量に来るわけですね。したがつて、その償還をどういかなければならない年につかる。建設国債については借りがえという問題が起ります。それと同時に、今後の問題ですからいまははっきりしたことは申せませんが、あるいは

建設国債は続けて多少発行しなければならぬという事態も考えられる、こう思っております。先のこととはもっと先になってみなければつきりしたことはわかりません。

○横山委員 重ねて確認しますが、特例公債は五十九年度で終わり、六十年から返済にかかると、それが財政再建の目標である、こういうことですね。ほかにありますか、財政再建について。

○渡辺国務大臣 それと、やはり政府の支出を支えるものは歳入でございますが、歳入の八割程度はやはり租税負担にすることがいじらうと、税調等でも言われておるわけでございます。その方が健全財政になる。

それからもう一つは、やはりいままでは高度経済成長時代にいろいろな機構や制度をつくりましたけれども、しかしながら非常に財政が欠乏してきているという場合においては、減税をしてもまた自然増収ができるという時代がございまして、そういうようなときと現在は違いますから、もう一遍安定成長下には安定成長下時代の財政の仕組みというものを考え出していく必要がある、こう考えております。

○横山委員 大蔵大臣としての意見はわかりました。財政再建とはこういうことだ、わかりました。しかし、行政改革をやる中、横山さんはそういう論理ですか。財政再建というのは、簡単に言えば特例公債に限定される……

○中曾根国務大臣 一番簡単に言えばそういうことだと思いますが、しかしそのときの財政、金融状況全般をよく考えてみて、国の財政政策に機軸性、弾力性が回復し得るかどうか、余り硬直して動きがとれないようになっていくかどうか、そういうような点も付帯的に考えるべき問題だろうと思えます。

○横山委員 それで少しペンディングの点が、ゼロシーリングの問題と増税しないという問題、それから総理大臣が先ほどおっしゃった福祉の切り捨てはしない、弱者の保護を断固としてやる、この問題が残っております。ゼロシーリングが五十

八、五十九も続くかどうかかわらないとおっしゃる。増税をしないと約束できないとおっしゃる。けれども、政府の政策目標として、これを実現するために三年間はゼロシーリングでありたい、増税しないでありたい、福祉の切り捨てはしないでありたいという政策目標であるということでは言えますか。総理大臣、どうですか。

○鈴木内閣総理大臣 まず、大蔵大臣が先ほど申し上げたように、五十七年度予算は増税をしないでゼロシーリングの枠組みの中で、しかも五十九年度において特例公債依存の体質から脱却しよう、こういうことで五十七年度予算の編成には取り組む、これがはっきり約束を申し上げておる点でございます。

それから、五十八年、五十九年にわたるわけですが、五十九年の時点においては特例公債依存から脱却するわけでございますから、六十年からは特例公債は発行しない、このように考えております。

それから、五十八年、五十九年も大型増税によらないで、そして予算の編成を五十七年と同じようにゼロシーリングのペースで進むかどうか、こういうお尋ねでございますが、これは先ほど大蔵大臣も申し上げましたように、できるだけ国民の皆さんに大きな御負担をかけないようにという基本的な方針、これにのっとってまいりますけれども、それをいまの時点で、ゼロシーリングで五十八年度も五十九年度も予算を組むのだというようにすることをいま申し上げるような段階ではない。景気の動向もございまして、税収の問題もございまして、あるいは行政需要の問題もございまして、いろいろの不確定な要素がございまして、それをここで明言を、お約束をするわけにはまいりませんが、国民の皆さんにできるだけの御負担をかけないようにして、財政再建の道を行財政の改革を中心にして進めていきたい、こういうことを申し上げておるのでございます。

○横山委員 要するに、なるべく増税しないでいきたいということでございますね。それはしかと承っております。

承っております。経済企画庁長官に伺います。ここに新経済社会七カ年計画を持っております。これによれば「我が国経済を新しい安定的な成長軌道に乗せ、質的に充実した国民生活を実現するとともに国際経済社会の発展に積極的に貢献していかねばならぬ」と。このために、五十四年度から六十年年度を最終年度とする新経済計画を作成する。「その実現を目指して中期にわたって政府が行うべき経済運営の基本方向を定めるとともに、重点となる政策目標と政策手段の体系を明らかにした。この計画で描く経済社会の変化方向や国民生活の充実の方向については、計画の想定する内外の諸条件に大幅な変更が生じない限り、政府として、その実現に努めるべきものである」というまでもない。「これは先ほどお答えになりましたように、本年一月のフォローアップで多少修正がなされましたけれども、物の考え方は一緒ですね。この七カ年計画が実現するのが昭和六十年年度ですね。財政再建が終わるのが六十年年度ですね。これは両方ともかち合っている年度なんです。

河本さんに伺いますが、あなたが先ほどおっしゃったことを非常に注意深く聞いておりました。あなたは、仮にわが国がそこで経済成長率が高められれば税収の伸びもある、そして成長率の達成に努めたい、早く所得の伸びのできる条件をつくりたい、こういうことを先ほどおっしゃっていただきました。それはこの基本計画に沿った言葉だと思っております。私が考えてみますに、いまの財政再建計画とこの七カ年計画とに言い方はいろいろあるけれども、明らかに性格が違うのではないかと、これを私は考えるわけです。この当時でも、このフォローアップでも、財政再建には触れていません。触れてはいますけれども、物の考え方として、成長率を高めなければ税収も出てこないよ、自然増収も出てこないよ、国民の活力も出てこないよということが、この七カ年計画に脈々として波打っておりまして私に思うのです。そういう点ではいまの状況、いまわれわれが審議をし、総理ある

いは關係から御答弁がある状況からいいますと、成長率の向上は、これからこのような財政再建の状況の中で果たして望めるだろうか。それから個人消費の伸びが落ちてきているといいますが横ばいですね。そして賃金などについても、政府の態度はまだわかりませんが非常に消極的ですね。春闘でもそうです。そういうことから考えますと、経済七カ年計画の達成というものは、いまでも一年半ぐらい延びておるといって話がありますが、達成が困難ではありませんか。あなたはどうか考えますか。

○河本國務大臣 いまのお話の中で、財政再建と七カ年計画の目標年次は同じである、こういうお話がございましたけれども、財政再建の目標年次は五十七年度から三十九年というところで、五十九年度、こういうことでございます。七カ年計画は五十四年から六十年年度まででございますから、一年違っております、こういうことでございます。

いまのお話を簡単に申し上げますと、財政再建というのは、三カ年に赤字公債をなくすることである、三カ年に赤字公債をなくする努力をするならば七カ年計画の達成は必ずしゅうなるのではないかと、こういうお話であったと思うのです。

それから、七カ年計画は一年半ばかりずれておるではないか、こういうお話もございましたが、私は、七カ年計画は実はことしの初めまで一年半ばかりずれておりましたので、それで関係各省で調整をいたしまして、二百四十兆という社会資本投資を五十兆減額をいたしまして、七カ年間の社会資本投資総額を百九十兆に修正したわけです。そこで、そのずれは一応解消いたしました。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

それから、第二点の赤字公債を三カ年でなくする努力をしながらこの目標は達成できるかということもございまして、私は達成できる、このように思っております。と申しますのは、わが国の経済の規模はことしは二百六十兆でございますけれども、来年は、目下作業中でございますが、三百兆近い経済の規模になるのではないかと、こう思

つております。そして、この一月に修正いたしました七カ年計画の最終年度の規模は四百十三兆、このように想定をしております。それだけ大きな経済の規模でございまして、一年に二兆や三兆の財政削減をいたしますから、経済全体の活力を維持することが可能であるならばそのデフレ効果は十分取れる、このように考えております。

現に過去三年ないし四年の間、公共事業は金額的にも伸びておりません。したがって、これは実際の仕事の量は減っておるわけです。しかもまた、対外的には油の値段の三倍以上というデフレ効果も出ております。したがって、七兆から八兆という油代をよけい払っておる、こういうデフレ効果も出ております。しかしながら、それらはいずれも吸収をいたしまして、大体五兆前後の成長が続いております。また、年間約五兆という税の自然増収を生み出す力もいま持っております。そういうことでございまして、財政は経済全体の一部でありまして、わが国の経済全体が活力を維持する、つまり景気を悪くしない、こういう政策を総合的に進めますならば、七カ年計画と財政再建ということは両立し得る課題である、このように考えております。

○横山委員 言いたいことを全部おっしゃってやるのかどうかわかりませんが、少し楽観に過ぎやしないかと私は思います。ついでに、当面の経済運営に関するあれが出ましたね。その中で、特筆すべきことは、外需の増強に比べて内需が少ない、内需をふやさなければならぬ、こういうことが一つの柱になっておったと思えます。この間、通産大臣、九月の四日にやはりあなたもこれを指摘して、個人消費の拡大をしなればならぬ、そしてまた住宅建設の促進などの検討を行うということが新聞に出ておりました。間違いありませんね。それから安倍政調会長は、内需の柱は住宅対策だ、こういうことを閣僚会議でおっしゃったことを記憶しておるわけです。これは言うのはやすいけれども、実際問題として、その効果がいまの概算要求なり、あ

るいはいまのこの政府の施策の中で一体出てくるだろうかということをお私心配するわけです。

建設大臣いらつしやるのですけれども、私も建設委員をやっておりますので、つい通常国会で政府は公営住宅の建設戸数を減らしました。そしてまた、いまここで住宅金融公庫の金利を三年間上げるの上げないのと言っている。いまだって住宅金融公庫へ金を貸してくれと言うのが少なくなつた。金利が上がれば住宅金融公庫へ金を貸してくれと言う人は少ないですね。それから、減税効果というものが景気回復の一つの個人消費増大の議論になるわけですが、減税もおやりにならぬというマイナス要因といえますか不況要因といえますか、そうして総合的にこの行革デフレというものが議論がされていきますが、行革デフレはない、いやある、いろいろ意見の分かれるところではあります。景気の回復要因でないことは間違いないと私は思います。そうなりますと、河本さん、あなたは大丈夫だとおっしゃっておるのですけれども、本当にこれでもいいのでしょうか。この七カ年計画の達成に重大な支障を与えようと思いませんか。私が例示したことについてどうお考えですか。

○河本國務大臣 現在の経済の状態を申し上げますと、二年前に第二次石油危機が起こりまして、世界じゅうの経済は大混乱に陥っております。各国ともインフレと失業という非常にむずかしい問題に苦しんでおります。そこで、先般もOECDからいろいろな発表がございまして、ことしの後半から来年の前半にかけて世界経済は一番悪い、来年の後半以降再来年にかけてだんだんと回復に向かっていく、こういう報告がされておりますが、やはり私もそういうことではなからうかと思っております。と申しますのは、第二次石油危機が起こりましてから若干時間もたっておりますので、その混乱をだんだんと吸収する方向にいらつておる、こう判断をいたしております。そういう背景に日本経済がございまして、日本経済全体としてもいま大変やりにく

い時期だ、こう思っております。

〔海部委員長代理退席、委員長着席〕
そこで、今月の初め、若干の政策の修正をいたしました。しかしながら、経済全体といたしましては、ほぼ五割弱の実質経済成長が続いておると思っております。そういうことを考えますと、何しろ日本経済は、先ほども申し上げましたように非常に大きな規模になっておりますから、ごく少額の二兆、三兆という財政の縮減がございまして、他の民間の経済の大きな柱である幾つかの問題がうまく軌道に乗っていく、こういうことでありますと、まずまず所期の成長目標は達成できる、こう思っております。

ただ、繰り返して申し上げますけれども、経済全体の活力を維持するためには、ほっておいたのではなかなかうまくまいりませんから、やはり常に細心の機敏な対応が必要である、このように考えております。

○横山委員 ほつておいてはだめだから何とかしなければならぬとおっしゃるのですが、先ほどあなたがおっしゃった中で、成長率が伸びれば自然増収もあるだろうからそれを期待するという先ほどの発言でございまして、一方、大蔵省は、ことしも自然増収は予定できないと断言をいたしました。来年どういふことになるかといえますと、来年だつていまの財政再建の方途からいけば、自然増収がたかさんでできるといふふうには考えられないではありませんか。来年度予算の自然増収でいろいろ数字が出ておりますけれども、当初の数字よりも二千億くらい自然増収の見積もりが減るのじゃないかということをおっしゃっていますね、大蔵大臣。そういうことから考えますと、自然増収に多くを期待することができない。

省の長期計画が作成されておるけれども、これが軒並みに財政再建のあたりを食って、延伸しないしは低下の一端をたどる、こういうことがいまや歴然としておると私は思っております。この七カ年計画は何も経済企画庁がつくったわけじゃない。閣議で了承されておるものですね。

私が言いたいのは、この七カ年計画ができました当時は、大平総理大臣、経済企画庁長官は小坂徳三郎さん、長年かかってきた政府の決定である長期計画と、いまわれわれが直面しておる財政再建とは非常に物の考え方が生じておる。あなたは調整できると言うけれども、調整をしていくに従ってだんだんとこの七カ年計画というものの土台が失われていく。フォローアップしてまた延ばす、また落とすということになっていくうちに、何のための七カ年計画であつたかということになると思っております。

ですから私は、総理大臣に伺いたいと思っております。これは五十四年度ですかに作成されたものですね。今度の財政再建も内閣が決めたもの。同じ自民党政府で決めた二つの国家計画、国家の中心となりまして長期計画に二つある。その二つのどちらが一体究極的に優先するものであるか、どちらが一体日本経済にとって長期的なきちんとしたものであるか、こういう点について私は疑問を生ずるわけです。それで総理大臣としてどういふふうにならぬかとお考えになっておるか、伺いたいと思っております。

○鈴木内閣総理大臣 横山さんのお考えはどの点にあるか、私ははっきり承知いたしません。経済七カ年計画、これは企画庁長官も申し上げましたように、その基本を定める考えは政府としては持つておりません。フォローアップをしながらこれを実行に移していく、こういう考えでございまして。さらに、財政再建は五十九年度までに達成をするという目標を設定をいたしております。この二つの計画目標によりましてわが国の経済を安定の軌道に乗せ、かつ、一方において財政の再建を

達成しよう、こういう考えでございます。
○横山委員 総理大臣、失礼ですが、経済七カ年計画の作成にたしかタッチをしていらっしやなかったのではないかと、そしてこの内容及び精神というものを十分把握していらっしやらないのじゃないかと私は思います。

それで私は、いま御両所の話を聞きましてますます心配を強くするものです。一つの政府が新経済社会七カ年計画と財政再建三カ年計画、それはしかし三カ年で完全に終わるのじゃなくて、言うならば長期に続くのですから、この両者の調整――両者の基本的な精神が違うと私は思うのですけれども、その違いをどういうふうにかけるべきかについて、総理大臣のいまのお話では納得できません。経済企画庁長官のお話も納得できません。少しニュアンスがまた違うのですから。

それで委員長にお願いをしたいのですが、私、時間がございませんで次に移らざるを得ません。新経済社会七カ年計画と財政再建計画とのつながり、その調整、それについて政府としてはどう考えるかという統一見解をひとつ提出をお願いしたいと思います。お取り計らい願えませんか。
○河本國務大臣 ちよっと簡単に補足して説明をさせていただきますと、五十四年にこの計画ができたわけですが、しかしながら、その後第二次石油危機が起こりましたので、ずっと社会資本投資、つまり公共事業は据え置きが續いておりました。

そこで、当初考えておりました二百四十兆円という投資は七カ年でむずかしいということ、この月の一月に総額百九十兆という投資に変更いたしました。それでも実質成長は五・五%をそのまま据え置く、こういうことを決めたわけでありましたが、それはなぜできるかといえますと、その間、日本経済が非常に大きくなりました。民間の経済の力が相当強くなってまいりました。そういうことから、公共事業が少々減っても成長率は十分達成できる、こういう確信のもとに以上申し上げましたような結論を出したわけでありませう。

た、事実そのとおりほぼ進んでおると考えておるのです。

そこで、先ほども申し上げましたように、七カ年計画を進めながら、その間において財政再建、先ほど申し上げましたような目標は十分達成できる、これは両立し得る課題である、私どもはどのように確信をしてこれまで政策を進めてきたわけでございますか、なおそれで御理解をいたしましたくないということであれば、後刻文書にいたしまして提出をいたします。
○金丸委員長 いまの統一見解は、それでいいですか。
○横山委員 そのようにお心配を願えるのでございませうから……。

次に、行政改革が中小企業に与える影響について伺いたいと思うのです。私は端的に言います、いまの経済は堅調だと一般論として言われておりますが、大企業は堅調だけれども、中小企業においては、私も選挙区が名古屋で各業界ずつと回ったのですけれども、どこもかしこも景気が悪い。繊維も悪いし、プライウッドも悪いし、それから金属関係も悪いし、どこへ回りましたも不況である。百貨店の売り上げも悪いし、取引店もそれで痛められておる。中小企業デフレだと私は思うのです。

今回行革が行われるについて一体中小企業にどんな影響があるかという点については、まだ行革の具体的な展開が十分できておりませんからなんでもございませうけれども、ここに例を一つ挙げます。たとえば、臨調の答申の中にあります車検の問題であります。運輸大臣にお伺いいたしますが、自動車の定期点検整備の検査について臨調の答申の中に例示が出ております。

仮に伝えられるように、二年を三年にするといふたしませうか。いま約七、八万の自動車修理工場があるでしょう。労働者が三十万はおるでしょう。また、それに伴う産業が工具屋さんなどいろいろあるでしょう。家族を含めますれば約百万以上になるでしょう。これは二年が三年になれば

三分の一仕事を失うわけですね。それから、あれは点検整備の金をもたらうときに税金を立てかえて出しておるわけですね。それが二年分もらうていなるものを今度三年分もらうていなることになりかねないわけですね。そういうことが消費者、お客さんとして、三年分の税金、こういうふうにする。そう考えますと、中小企業に与える行革のうわさされておる問題で、中小企業も得する、国民も得する、役所も人が減る、三方みんないいのはいいでしょ。けれども、それによって業界に大混乱が起る、それによって大変な騒ぎが起る、こういうようなことが想定される。

たとえば、大蔵大臣、酒とたばこの小売屋さんの問題を例に引いてみましょうか。酒とたばこの小売屋は免許制度ですね。しかし、たばこにしたって酒にしたって、酒は庫出し課税ですから、メーカーから取るわけですから、何も酒屋さんから税金をもらっているわけじゃないですね。何で免許制度になっておるかという議論がある。これは免許制度を取っ払うと税務署は困るか困らぬか議論があるところでありませうけれども、これならば、議論として言うならば、そんなものならそうむずかしくなることはないと言っている。中小企業に与える中で、これならばというのと、いまの車検の問題を例に引きますと、閣議の中でも閣僚の中でも、えらい意見が違う人がある。そのうちありますけれども、その及ぼす影響というのは実に甚大なものがある。許認可を全部取っ払えという話はありませんけれども、少なくとも中小企業はいまおれらに關係ないと思っている人が多いけれども、さて、そういうところまで話が進んでいきますと、業界の混乱は過当競争を生んで、そして収拾しがたいことにもなる。いろいろ例示がありませうけれども、運輸大臣、どうお考えですか。

○塩川國務大臣 仰せのように、現在整備工場は全国約七万八千ございまして、そのうちの七万一千がいわば零細企業という分野に属するものであります。そこで、車検のことに関して臨調

から答申がございましたし、その以前に、昨年の十二月閣議決定いたしました、いわば許可認可の整理合理化の一環として車検制度の見直しをするということをやっております。現在運輸技術審議会におきましてこれを鋭意検討しておる最中でございます。

当然おっしゃる通りに整備工場の仕事は減るといふ面は確かに出てまいりますが、一方におきまして、自動車の利用者がいま三千四、五百万人おられますが、これらの方々のいわばユーザーの利便と申しませうか、これをどう図るかということもまたわれわれ一つの課題だと思っております。

ただ単純に何年後どう改正しろということ、いまわれわれの素人の段階では言えない段階でございまして、これが公署とかあるいは安全の問題等もございませう。したがって、先ほど申しました運輸技術審議会におきまして答申がออกมาして、それを受けて善処したいと思っております。それによって受けてまいります中小企業の影響というものにつきましては、その時点でわれわれといたしましてやはり十分な対応策を考へなければいかぬと思っております。

○横山委員 本件については中曾根さんがまた物を言いたそうな顔をしていらっしやるように思うのですけれども、聞かぬでもいいですわ。そういうことも考えておいてくださいと言っただけ言っておきます。

それから、役所というものは自分で仕事をつかっておいて、こういうときになるとその仕事をやめろというように言うところなんですね。役所が仕事をつくらせているのです。たとえば例を聞きますが、通産大臣、あなたは自動車組立整備士なる職があることを知っていますか。知らなければ知らぬでいいです。
○田中(六)國務大臣 知りませぬ。
○横山委員 ごもつともだと思いません。自動車組立整備士、これが通産省所管です。自転車安全整備士、これが警察庁の所管です。これは法律じ

やないのです。政令でもないのです。これは何と訓令か告示か——告示でできておるわけですね。

自転車屋というのは従業員二人か三人ですよ。二人か三人のところ一人がおまへは組立整備士だ、おまへは安全整備士、試験を受けてこい。私、笑っちゃったのであります。何でそんなことをやるのだと言ったら、警察庁と通産省とのけんかで、両方とも仕事が欲しい。それなら両方とも名前分けたらまいか、試験は一緒にやるまいか、たわけらしいことだ。これは告示でできています。役人がやることはみんなこんなことなんです。やっておいて、そしてその整備士なり組立士の仕事をやるために協会ができる、天下りをする、補助金が出る、その補助金のほかに自転車屋さんから金を取る、こういう仕掛けになっておるのですね。

このように中小企業関係についてはいろいろありますから——中曾根さん、もういいですよ。あなたの顔だけ見ているのだけれども、いろいろありますから、やるべきことと、まあこれはどうかと思うことと、区別をしてくださいよ。いいですね。

それから時間がございませぬが、予算委員会及び本委員会で、いつも問題になりますのが継続費及び後年度負担の債務負担行為の問題であります。総理大臣、あなたが、この間何か新聞に載っておりましてけれども、後年度負担について標準化を考えるという趣旨のことを言われたというのを私は記憶しておりますが、間違っていたらごめんください。少なくとも後年度負担というものがこれほど議論の焦点になったことは、私は毎年やっていると、今度の防衛庁を中心にして——防衛庁ばかりじゃないですよ。後年度負担は各省みんなありますから、最高裁判所の建物からみんなありますから、これほどある。しかも大蔵大臣、どういうやり方でこれを査定し、らっしゃるか知らぬけれども、一つのことか明年、明後年、五年にわたってこれは要するということは

考えるけれども、それを横並びに何年に後年度負担がこのくらいになる、何年にこのくらいになるというところは余りやっつけいらっしやらないと思うのです。そこで、ある年に後年度負担がたんとこういうふうになってくる。だから、言われたか言われぬか知らぬけれども、総理大臣が平準化を考えるとおっしゃったとするならば、これは当然の論理だと私は思います。

私は後年度負担について次のことを提起をいたしたいと思うのです。まず第一に、たとえば軍艦を一つ買う。初年度と後年度負担と両方に予算書で出てきますね。百億のものだという初年度十億、後年度負担百億でしょう。十億はラップするわけですよ。議院が二重に採決していることになるのです。予算と予算総則で二重に採決している。この問題を一つ考えなければなりません。

それから安井委員が指摘をいたしました。後年度負担の直接経費だけは計上されるけれども、間接経費、付随経費は計上されていないという問題がありますね。

それから三つ目には、一体予算とは何だ。財政法によれば、予算というものは単年度の予算。後年度負担というものは厳密な意味における単年度予算ではないわけですね。これが予算総則や付属明細書にござらざら書いてあって、常に議院の——議院にも来るからいいようなものだけれども、十分な審議がされていない。後年度負担に対するチェックをもう少し厳重にいたしますために、予算は予算、後年度に対する債務負担行為なり継続費というものについては別途の議案として国会に提案をすべきではないか。

それからその次に、継続費と債務負担行為というものの区別はわかっていますけれども、結局これは同じことにはなるのではないかと、継続費と債務負担行為との一本化を検討すべきではないかと等々、こういう後年度負担がこれほど政治的に問題になったのを機会に、いま財政再建を考えるわけですから、将来にわたって後年度負担のあり

方について再検討すべきではないか。以上、具体案を添えて意見を聞きたいと思います。

○渡辺国務大臣 御意見として十分に検討させていただきます。

○横山委員 えらい簡単過ぎるじゃないか。そんなことではだめですよ。せっかく私が十分に調べて言ったものを、総理大臣も発言したものを、私が言った二重採決の問題についても何の答えもない、間接費の問題についても答えがない。別個の議案として国会へ提出したらどうかという答えもない。一本化を図ったらどうかという答えもない。それは人の一生懸命勉強しておるのを余りに踏みつけたらどうか。あなたはそのように答えるときはどうもしゃべらぬじゃないか。大事なときはちっともしゃべらぬじゃないか。

○西垣政府委員 技術的な問題でございますので、私から簡単に答えさせていただきますが、後年度を考へながら来年度予算を検討するという姿勢は当然でございます。

それから、現在の制度は議会制民主主義、財政民主主義という原則のもとで私どもは最高の制度ではないか。それで、いまおっしゃいましたが、予算の中には、予算総則のほかに甲号が歳入歳入予算でございまして、継続費それから国庫債務負担行為、これはいづれも丙号、丁号、乙号というそういう予算書の中に入れてございまして、来年度の歳入歳入予算と同時に、来年度以降のいわゆる後年度負担も一緒に検討できる、そういう仕組みになってございまして、私どもは最高の制度ではないかというふうに思いますが、しかし制度といたしましては、私どもも検討してみたい、かように考えます。

○横山委員 もうこれで終わりです。時間が参りましたから、たくさん問題を控えておりましたけれども、最後はひとつ総理大臣に希望だけ申し上げておきます。先ほどから仲裁ないし人事院勧告について野党

の質疑がございました。橋本委員の公務員に対する理解、中曾根長官の答弁の中における理解に関連をいたしました、ともすれば公務員は遊んでおるとか、公務員はけしからぬという中で、正しい理解をされておったことは、私は傾聴に値すると思うのです。

ただ、憲法論が展開されました。私は、仲裁裁定や人事院の問題は憲法以前の問題である、政治的決断の問題である、よき労使慣行の問題である、公務員労働者なり公共企業労働者が政府に対する信頼感をつなぎとめるかどうかの問題である、そういうふうな理解しておりますが、総理大臣、そう理解してよろしゅうございませうか。あなたの処置についてのお考えを伺って終わりたいと思います。

○鈴木内閣総理大臣 私は、この公務員の給与の問題、人柄の問題等につきまして、憲法論議だけを追求しておるものではございません。いまお話がございましたように、良好な労使の関係、これは大事にしていかなければならないと思っております。同時に、いま厳しい財政事情下にもございまして、財政再建の際でございます。そういう点を総合勘案をしまして、誠意を持ってこの問題には取り組んでいきたい、こう考えております。

○横山委員 終わります。

○金丸委員長 これにて湯山君、横山君の質疑は終了いたしました。

次回は、明九日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律案

行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れ等の特例(第二条-第七条)

第三章 公的保険に係る事務費の一般会計からの繰入れの特例(第八条-第九条)

第四章 児童手当の支給要件に係る特例等(第十条-第十二条)

第五章 公立小中学校の学級編制の標準等に関する経過措置の特例(第十三条)

第六章 特定地域に係る国の負担、補助等の特例(第十四条-第十六条)

第七章 政府関係金融機関の貸付金利の特例(第十七条)

第八章 内閣総理大臣等の給与の一部の返納に係る特例(第十八条)

附則

第一章 総則

第一条 (目的) この法律は、昭和五十六年七月十日に行われた臨時行政調査会の答申の趣旨にのっとり、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間(以下、特例適用期間という)における補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を定めることを目的とする。

第二章 厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れ等の特例 (厚生年金保険事業に係る国庫負担金の繰入れの特例)

第二条 政府は、特例適用期間における各年度に係る厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十条第一項の規定による国庫負担については、当該各年度、一般会計から、当該各年度に係る同項の規定による国庫負担金の額の四分の三に相当する額を基準として予算で定める額を厚生保険特別会計年金勘定に繰り入れるものとする。

第三条 政府は、前項の措置により将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、特例適用期間における各年度に係る厚生年金保険法第八十条第一項の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金金の額との差額に相当する額の一般会計から厚生保険特別会計年金勘定への繰入れその他の適切な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、特例適用期間における各年度に係る船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十八条第一項の規定による国庫の負担(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものに限る。)については、当該各年度、一般会計から、当該各年度に係る同項の規定による国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものに限る。)に相当する額を基礎とし、当該各年度の船員保険特別会計の収入支出の状況を勘案して予算で定める額を船員保険特別会計に繰り入れるものとする。

第五条 政府は、前項の措置により将来にわたる船員保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、特例適用期間における各年度に係る船員保険法第五十八条第一項の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金金の額との差額に相当する額の一般会計から船員保険特別会計への繰入れその他の適切な措置を講ずるものとする。

第六条 特例適用期間における各年度に係る船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)第十五条の二の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い当該年度において受け入れた金額」とする。

第七条 特例適用期間における各年度において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第九十九条第二項及び第四項、第百二十三条(船員保険法に基づく年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に要する費用についての同法第五十八条第一項の規定による国庫の負担に係る部分に限る。)、第百二十五条、第百二十六条第二項並びに附則第二十条の二第一項の規定により国が負担すべき金額(昭和四十二年法律第百四号。以下この項において「国の年金額改定法」という。)、第十七条第二号の規定に基づき国家公務員共済組合法の規定の例により国が負担すべき金額を含む。以下この条において「長期給付に要する費用に係る国の負担金」という。)、について各省各庁の長(国家公務員共済組合法第八条に規定する各省各庁の長をい、自治大臣を含む。次項において同じ。)が国

家公務員共済組合法第百二条第一項の規定により毎月国家公務員共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 国家公務員共済組合法第九十九条第二項第二号の規定により国が負担すべき金額(国の年金額改定法第十七条第二号の規定に基づき同項第二号の規定の例により国が負担すべき金額を含む。の五十七・五分の五十三・七五に相当する金額)

二 次のイからハまでに掲げる金額のそれぞれ四分の三に相当する金額

イ 国家公務員共済組合法第九十九条第四項、第百二十五条及び第百二十六条第二項の規定によりそれぞれ国が負担すべき金額(国の年金額改定法第十七条第二号の規定に基づきこれらの規定の例により国が負担すべき金額を含む。)

ロ 国家公務員共済組合法第百二十三条の規定により国が負担すべき金額(船員保険法に基づく年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に要する費用についての同法第五十八条第一項の規定による国庫の負担に係るものに限る。)

ハ 国家公務員共済組合法附則第二十条の二第一項の規定により国が負担すべき金額(国の年金額改定法第十七条第二号の規定に基づき同項の規定の例により国が負担すべき金額を含む。)

九 国は、前項の措置により将来にわたる国家公務員共済組合の長期給付に関する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、同項の規定の適用がないとしたならば長期給付に要する費用に係る国の負担金について各省各庁の長が国家公務員共済組合法第百二条第一項の規定により国家公務員共済組合に払い込むべき金額と前項の規定により現に払い込まれた金額との差額に相当する金額の払込みその他

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第一項の規定により受け入れた金額」と、「国庫負担金の金額」とあるのは、「国庫負担金(年金たる保険給付、障害手当金及び脱退手当金に係るものを除く。)の金額」とし、第一項の規定による一般会計からの繰入れに伴い特例適用期間経過後の年度において一般会計から船員保険特別会計への繰入れが行われた場合の当該年度に係る同条の規定の適用については、同条中「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金」として受け入れた金額」とあるのは、「船員保険法第五十八条ノ二の規定による補助金として受け入れた金額及び行政改革を推進するため当面

第四項第一号の規定により地方公共団体が負担すべき金額（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三十二条の四十二項の規定に基づき同号の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。）の四分の三に相当する金額

二 地方公務員等共済組合法附則第三十五条の三第一項の規定により地方公共団体が負担すべき金額（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三十二条の四十二項の規定に基づき地方公務員等共済組合法附則第三十五条の三第一項の規定の例により地方公共団体が負担すべき金額を含む。）の四分の三に相当する金額

4 国及び地方公共団体は、前三項の措置により将来にわたる地方公務員共済組合の長期給付に関する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、前条第二項の規定により国が講ずる措置に準じ、前三項の規定の適用がないとしたならば長期給付に要する費用に係る国の負担金、長期給付に要する費用に係る地方公共団体の負担金及び団体組合員に係る地方公共団体の負担金について国の機関及び地方公共団体の機関が地方公務員共済組合に払い込むべき金額と前三項の規定により現に払い込まれた金額との差額に相当する金額の払込みその他の適切な措置を講ずるものとする

5 特例適用期間における各年度において地方公務員等共済組合法第四十条第一項（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第七十三号。以下この項において「昭和五十四年法律第七十三号」という。）附則第十條第一項の規定によりその例によることとされる昭和五十四年法律第七十三号第二條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第四十条第四項（昭和五十四年法律第七十三号附則第十條第一項の規定によりその

例によることとされる昭和五十四年法律第七十三号第三條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第二百二十五条第五項、第二百二十七条第四項又は第二百二十八条第二項において準用する場合を含む。）を含む。以下この項において同じ。）及び地方公務員等共済組合法附則第三十三条の二第一項の規定により公社又は公庫等（同法第四百零一条第一項に規定する公社又は公庫等をいう。以下この条において同じ。）が負担すべき金額について公社又は公庫等が同法第四百零一条第一項の規定により読み替えられた同法第四百零一条第一項の規定により毎月地方公務員共済組合に払い込むべき金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 地方公務員等共済組合法第四百零一条第一項の規定により読み替えられた同法第四百零一条第二項第二号の規定により公社又は公庫等が負担すべき金額の五十七・五分の五十三・七五に相当する金額

二 地方公務員等共済組合法附則第三十三条の二第二項第四号の規定により公社又は公庫等が負担すべき金額の四分の三に相当する金額

6 公社又は公庫等は、国及び地方公共団体が地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る国の負担金、長期給付に要する費用に係る地方公共団体の負担金及び団体組合員に係る地方公共団体の負担金について第四項の規定による措置を講ずる場合には、これと同様の措置を講ずるものとする。

（私立学校教職員共済組合に対する国の補助額の特例）
第六條 特例適用期間における各年度に係る私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十五条第一項第一号の規定による国の補助については、同号の規定にかかわらず、同号の規定による費用の四分の三に相当する額を当該補助の額とする。
2 国は、前項の措置により将来にわたる私立学

校教職員共済組合の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、特例適用期間における各年度に係る私立学校教職員共済組合法第三十五条第一項第一号の規定による費用の額と前項の規定により現に補助した額との差額に相当する額の補助その他の適切な措置を講ずるものとする。

（農林漁業団体職員共済組合に対する国の補助額の特例）
第七條 特例適用期間における各年度に係る農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第六十二条第一項第一号の規定による国の補助については、同号の規定にかかわらず、同号に掲げる額の四分の三に相当する額を当該補助の額とする。

2 国は、前項の措置により将来にわたる農林漁業団体職員共済組合の給付に関する事業の財政の安定が損なわれることのないよう、特例適用期間経過後において、国の財政状況を勘案しつつ、特例適用期間における各年度に係る農林漁業団体職員共済組合法第六十二条第一項第一号に掲げる額と前項の規定により現に補助した額との差額に相当する額の補助その他の適切な措置を講ずるものとする。

第三章 公的保険に係る事務費の一般会計からの繰入れの特例
（地震再保険特別会計に基づく一般会計からの繰入れの特例）
第八條 特例適用期間においては、地震再保険特別会計法（昭和四十一年法律第七十四号）第四条第一項の規定は、同法第十三条第一項の規定による借入金のある年度を除き、適用しない。
2 前項の場合においては、地震再保険特別会計法第三条中「次条第一項又は第二項」とあるのは、「次条第二項」とする。

（自動車損害賠償保障法に基づく一般会計から自動車損害賠償責任再保険特別会計への繰入れの特例）
第九條 特例適用期間においては、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五十条（同法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条第二項の規定は、適用しない。
2 前項の場合においては、自動車損害賠償責任再保険特別会計法（昭和三十年法律第三十四号）第四条第一項中「保障勘定への繰入金」とあるのは「保障勘定への繰入金、法の規定による自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業の業務の取扱いに関する諸費に充てるための業務勘定への繰入金」と、同法第六条中「法第五十条（法第五十六条第一項において準用する場合を含む。）及び法第八十二条第二項の規定による一般会計からの繰入金、保障勘定からの繰入金及び附属雑収入」とあるのは「保険勘定及び保障勘定からの繰入金並びに附属雑収入」とする。

（児童手当の支給要件に係る特例）
第十條 昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの月分の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）に基づく児童手当に係る同法第五条第一項の政令で定める額は、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）に基づく老齢福祉年金の受給権者の昭和五十六年から昭和五十八年までの各年の所得を理由とする同法第七十九条の二第五項において準用する同法第六十六条第一項の規定による支給の停止に係る限度額を基準として定めるものとする。

（特例給付）
第十一條 昭和五十七年六月から昭和六十年五月までの間においては、児童手当法第十八条第一項に規定する被用者又は同法第十七条第一項に規定する公務員であつて、同法第四条に規定する要件に該当するもの（同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、同法第二十条第一項に規定する一般事業

主又は同法第十八条第三項各号に定める者の負担による給付を行う。

2 児童手当法第五条から第十七条まで、第十八条第一項、第三項及び第四項、第十九条から第二十九条まで、第三十条並びに第三十一条の規定は、前項の給付について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「その十分の七に相当する額を第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充て、その十分の二に相当する額を国庫が負担し、その十分の〇・五に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ負担する」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律第十一条第二項において準用する第二十条第一項に規定する拠出金をもつて充て」と、同法第十九条第一項中「第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ」とあるのは「行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の削減その他の臨時の特例措置に関する法律第十一条第二項において準用する第八条第一項の規定により行う同法第十一条第一項の給付に要する費用を」と、同法第二十条第一項中「次に掲げる者」とあるのは「昭和五十七年度から昭和六十年年度までの各年度、次に掲げる者」と、同法第二十一条第二項中「予想総額の十分の七に相当する額」とあるのは「予想総額」と読み替えるほか、その他の規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の給付については、この条の規定を児童手当法の規定と、当該給付を同法に基づく児童手当とみなして、厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の給付の支給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令（一般職の職員の給与に関する法律の適用に係る事項については、人事院規則）で定める。

（児童手当制度に関する検討）

第十二条 児童手当法による児童手当制度については、前二条の規定による特例措置との関連をも考慮しつつ、その全般に關して速やかに検討を加えられた上、当該特例措置の適用期限を目的として必要な措置が講ぜられるべきものとする。

第五章 公立小中学校の学級編制の標準等

第十三条 特例適用期間における各年度に係る公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十七号）次項において「標準法改正法」という。附則第二項の規定に基づき、公立の小学校又は中学校の一学級の児童又は生徒の数の標準に關する政令を定めるに当たっては、同項に規定する事項のほか、特に国の財政事情を考慮するものとする。

2 前項の規定は、特例適用期間における各年度に係る標準法改正法附則第四項又は第六項の規定に基づく小中学校教職員定数若しくは特殊教育諸学校教職員定数の標準又は高等学校教職員定数若しくは特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準に關する政令を定める場合に準用する。この場合において、前項中「同項」とあるのは、「同法附則第四項又は第六項」と読み替えるものとする。

第六章 特定地域に係る国の負担、補助等の特例

（特定地域に係る国の特例負担額又は特例補助額の減額）

第十四条 特例適用期間において、都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）が行う事業又は国が都道府県若しくは指定都市に負担金を課して行う事業（これらの事業のうち、災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行われる必要があるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において「都道府県等実施事業」と総称する。）に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助であつて、当該都道府県等実施事業に要する経費に關する通常の国の負担又は補助の割合又は補助の割合を十分の十として算定した金額とすることを要する。ただし、本文の規定により読み替えられた同項の規定による奄美特別工事に要する経費に對する国の負担又は補助に係る金額が、国の負担又は補助の割合を十分の九・五として算定した金額（以下この項において「負担割合十分の九・五による金額」という。）を超えるときは、当該奄美特別工事に關する前項の規定の適用については、同項第一号中「当該都道府県等実施事業に要する経費に對する別表第一に掲げる法律の規定に基づく」とあるのは、「国の負担又は補助の割合を十分の十として算定した金額」と読み替えるものとする。

3 特例適用期間において、一部事務組合（地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合のうち、都道府県又は指定都市が加入しているものに限る。以下この条において同じ。）若しくは港務局（港務法（昭和二十五年法律第二百八十八号）第四条第一項に規定する港務局のうち、都道府県又は指定都市がその設立に加わっているものに限る。以下この条において同じ。）が行う事業又は国が一部事務組合若しくは港務局に負担金を課して行う事業（これらの事業のうち、災害復旧に係るものその他災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急に行われる必要があるものとして政令で定めるものを除く。以下この項において「一部事務組合等実施事業」と総称する。）のうち、当該一部事務組合の規約又は当該港務局の定款で定められている都道府県又は指定都市に係る経費の負担割合に相当する部分を、それぞれ、当該都道府県又は指定都市が行う事業とみなした場合において、当該都道府県又は指定都市が行うものとみなされた事業につき、当該事業に要する経費に對する別表第一に掲げる法律の規定に基づく国の負担又は補助であつて当該みなされた事業に要する経費に關する通常の国の負担又は補助の割合を超えて行われるものがあるときは、当該一部事務組合等実施事業に要する経費に對する国の負担又は補助については、当該都道府県又

は指定都市が行うものとみなされた事業に要する経費に対する国の負担又は補助について前二項の規定の適用があるものとして、政令で定めるところにより算定した金額とする。

4 第一項又は前項の規定の適用がある場合における北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第二条第一項(同法第三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による港湾工事に對する港湾管理者の負担については、同法第二条第一項に規定する港湾工事ごとに、当該港湾工事に對する国の負担の割合により算定した場合における国の負担に係る金額から、第一項又は前項の規定により算定した当該港湾工事に對する国の負担に係る金額を控除した金額を、それぞれ、同条第一項に規定する当該港湾工事に對する港湾管理者の負担の割合により算定した場合における当該港湾管理者の負担に係る金額に加算した金額とする。

5 特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第二条に規定する特定港湾施設工事(同法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる工事に限る。以下この項において同じ。)で特例適用期間において施行されるものに要する費用に對する同法第四条第一項の規定の適用については、港湾管理者が北海道又は北海道の区域内の指定都市である場合にあつては、同項第二号中「十分の一・四五」とあるのは、十分の二・一二五」と、同項第三号中「十分の三・二五」とあるのは「十分の三・六二五」とするものとし、港湾管理者が、北海道又は北海道の区域内の指定都市が加入し又はその設立に加わつてゐる一部事務組合又は港務局である場合にあつては、港湾管理者が北海道又は北海道の区域内の指定都市である場合における特定港湾施設工事に要する費用の負担割合を基礎として、政令で定めるところによる。

6 前各項に定めるもののほか、第一項に規定す

る通常の国の負担又は補助に係る金額の算定についての細目、前各項の規定を適用する場合における他の法律の規定に關する必要な技術的誌替えその他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(国による地方債の利子補給額の減額)

第十五条 特例適用期間において都道府県が発行を許可された地方債の利子支払額の一部に係る別表第二に掲げる法律の規定による国の補給については、これらの規定により算定した金額から、当該金額に六分の一を乗じて得た金額を控除した金額とする。

2 特例適用期間において一部事務組合(地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合のうち、都道府県が加入してゐるものに限る。)又は港務局(港務法第四条第一項に規定する港務局のうち、都道府県がその設立に加わつてゐるものに限る。)が発行を許可された地方債(別表第二に掲げる法律の規定に規定するものに限る。以下この項において同じ。)の利子支払額の一部に係る同表に掲げる法律の規定による国の補給については、当該補給に係る金額を当該都道府県が発行を許可された地方債の利子支払額の一部に係る同表に掲げる法律の規定による国の補給に係る金額とみなして、前項の規定を適用する。

3 前条第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

(財政金融上の措置)

第十六条 国は、前二条の措置の対象となる都道府県又は指定都市に對し、その事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

第七章 政府關係金融機關の貸付金利の特例

(政府關係金融機關の貸付金利の特例)

第十七条 別表第三の上欄に掲げる法律の規定により資金の貸付けを行う政府關係金融機關の同表の下欄に掲げる法律の規定に規定する貸付金の利率(利率の最高が定められてゐる場合においては、当該最高の利率。以下この条において同じ。)については、特例適用期間において、当該政府關係金融機關に係る政府からの借入金の最高利率が年六・五パーセントを超える場合には、政令で、当該超える部分に相當する利率の範囲内において、当該貸付金の利率に加算する利率を定め、又はこれを變更することができ、この場合においては、当該加算する利率を加算することとする貸付金の区分又は種類を定め、その区分又は種類ごとに当該加算する利率を定め、又はこれを變更するものとする。

2 前項の政令により貸付金の利率に加算する利率が定められてゐる場合における当該貸付金の利率に係る別表第三の下欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定に規定する貸付金の利率は、当該貸付金の利率に当該加算する利率を加算した後の利率とする。

3 第一項の政令を定め、又はこれを變更する場合においては、居住環境の良好な住宅の建設等の促進又は農林漁業の健全な発展のために当該貸付金の融通を円滑にすべき社会的経済的必要性と国の財政負担との調和が図られるよう考慮しなければならない。

4 第一項の政令が定められてゐる場合において、同項に規定する政府關係金融機關の政府からの借入金の最高利率が引き下げられ、当該政令で定められてゐる加算する利率が同項に規定する当該超える部分に相當する利率を超えることとなつたとき、又は当該借入金の最高利率が年六・五パーセント以下となつたときは、遅滞なく同項の政令を改廃しなければならないものとし、その改廃が行われるまでの間においては、同項の政令は、なおその効力を有するものとする。

5 第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることがで

きる。

第八章 内閣総理大臣等の給与の一部の返納に係る特例

(内閣総理大臣等の給与の一部の返納に係る特例)

第十八条 内閣総理大臣又は國務大臣が、特例適用期間において、特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定に基づいて支給された給与の一部に相當する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九条の二の規定は、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十四条第一項から第五項までの規定は、特例適用期間における各年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)並びに特例適用期間における各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年以降の年度に繰り越されるものにより実施される事業について適用し、昭和五十六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和五十七年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和五十七年度以降の年度に繰り越されたものにより実施される事業については、なお従前の例による。

3 第十七条第一項の政令は、特例適用期間の経過によりその効力を失ふものとし、この場合における経過措置に關し必要な事項は、政令で定める。

4 この法律の施行の日から昭和五十六年十二月三十一日までの間においては、第十條中「同法

第七十九条の二第五項」とあるのは、「同法第七十九条の二第六項」とする。

5 この法律の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間においては、第五条第三項中「地方公務員等共済組合法」とあるのは「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）第六条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」とする。

条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法」と、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」とあるのは「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十三号）第六条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法」とする。

別表第一（第十四条関係）

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項、第二項及び第四項並びに同法附則第二項

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第二条（同法第三条第二項において準用する場合を含む。）

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第九条第二項、第三項、第六項及び第七項

消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）附則第二項又は第三項の規定により読み替えられた同法第四条第一項

奄美群島振興開発特別措置法第六条第一項及び第二項

義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）附則第三項

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第三条第一項及び第二項

炭産地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）第十一条第二項から第四項まで、第十二条第二項、第三項及び第五項、第十三条第一項及び第二項並びに第十三条の二第二項

奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）第五条第二項

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十一条第五項及び第六項

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第四条第一項から第三項まで、第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第五条第一項から第三項まで、第六条第一項及び第四項並びに第七条

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条及び第六条第二項

第二類第八号 行財政改革に関する特別委員会議録第二号 昭和五十六年十月八日

別表第二（第十五条関係）

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十六条第一項

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第五項及び第六項並びに同法附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十三条第五項及び第六項

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第四条

産炭地域振興臨時措置法第十条、第十二条第五項、第十三条第一項及び第二項並びに第十三条の二第一項

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第二条、第六条及び第七条

首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律第三条第二項、第六条第一項及び第四項並びに第七条

別表第三（第十七条関係）

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第十七条第一項、第二項及び第四項から第八項まで

住宅金融公庫法第二十一条第一項（同法第二十二條の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

北海道防宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第八条第二項（同項の表中一の項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に限る。）及び第八条の二第二項

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項、第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項並びに附則第二十三項

農林漁業金融公庫法第十八条第二項及び第三項、第十八条の二第二項、第十八条の三第二項並びに附則第二十四項並びに別表第一及び別表第二（同法附則第二十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第六十九号）附則第三項

自作農維持資金融通法（昭和三十年法律第百六十五号）第二条第一項

自作農維持資金融通法附則第四項の規定により読み替えて適用する同法第三条

北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法(昭和三十四年法律第九十一号)第三条	北海道寒冷地畑作管農改善資金融通臨時措置法第四条
南九州畑作管農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)第三条	南九州畑作管農改善資金融通臨時措置法第四条

理由

昭和五十六年七月十日に臨時行政調査会が行つた「行政改革に関する第一次答申」の趣旨にのっとり、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間における厚生年金保険事業等に係る国庫負担金の繰入れ等の特例、特定地域に係る国の特例負担の引下げ等補助金、負担金等に係る国の歳出の縮減措置その他の特例措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。